

## 設置の趣旨等を記載した書類

### 1 設置の趣旨及び必要性

#### (1) 大学の沿革

本学を設置する学校法人は明治 24(1891)年に「体育会」として発足、翌年に「日本体育会」に改め、さらに平成 24(2012)年に「日本体育大学」と改称して現在にいたる。この間、体育教員養成機関を設置して有為な人材を輩出してきた。この機関は明治 26(1893)年に「体操練習所」としてスタートし、明治 33(1900)年から「体操学校」と称する各種学校となり、昭和 16(1941)年に「日本体育専門学校」へ、さらに昭和 24(1949)年に「体育学部」を設置する「日本体育大学」として新制大学へと昇格した。平成 25(2013)年に「児童スポーツ教育学部」を増設し、平成 26(2014)年には、これまでにスポーツに関わって得られた様々な経験を活かして保健・医療・福祉分野に貢献するため「保健医療学部」を開設した。平成 29(2017)年には、スポーツを通じて国際貢献を推進する「スポーツ文化学部」、平成 30(2018)年には、スポーツ産業の発展と豊かなスポーツライフの実現を目指す「スポーツマネジメント学部」を増設し 5 学部となった。

大学院については、昭和 50(1975)年 4 月に大学院体育学研究科体育学専攻の修士課程を設置、平成 10(1998)年 4 月には博士課程を開設した。これを機に研究科の名称を「体育科学研究科」に、専攻を「体育科学専攻」に改め、体育科学分野における教育と研究の拠点を形成してきた。平成 29(2017)年 4 月に児童スポーツ教育学部を基盤として「教育学研究科(実践教科教育学専攻)」博士前期課程及び博士後期課程を開設した。さらに平成 30(2018)年 4 月に、保健医療学部卒業生及び医療やスポーツの現場で活躍する社会人を対象とし、臨床現場における指導的立場の人材養成を目的として「保健医療学研究科(保健医療学専攻)」に修士課程として「高度実践柔道整復師コース」及び「救急災害医療学コース」を開設した。本学は身体に纏わる文化と科学の総合大学を目指しており、各々の研究科が連携を進めることで、さらに多くの研究成果が得られるものと考えている。

#### (2) 社会的背景

##### ① わが国の現状

わが国では他のどの先進国も経験したことがない急速な高齢者人口の増加と少子化により、超高齢社会を迎えている。長寿国のなかでも平均寿命と健康寿命の差が大きいことも問題となっており、わが国の少子高齢化は国難とさえ呼ばれる状況にある。近年では予防重視型支援が推進され、健康寿命の延長に向け様々な取り組みがなされている。

生活習慣病は、国民医療費に大きな影響を与え、健康寿命の阻害要因として

知られている。生活習慣病の予防に対する取り組みは様々な観点から実施されており、厚生労働省は、運動施策の推進、栄養・食育対策、たばこ対策、アルコール対策などを実施している。運動施策については、「健康づくりのための身体活動基準・指針」を策定・公表しており、この基準・指針において、身体活動の増加によりリスクを低減できる疾病として、従来の糖尿病、循環器疾患などに加え、平成 25(2013)年から、ロコモティブシンドローム、悪性新生物、認知症も含まれることが明確化されており、こどもから高齢者まで、科学的根拠のあるものについて基準が設定された。このように積極的に運動・スポーツが推進されている。

平成 29(2017)年厚生労働省「平成 29 年国民健康・栄養調査結果の概要」によれば、運動習慣のある者の割合は、男性で 35.9%、女性で 28.6%であり、この 10 年間では男女ともに有意な増減はない。年齢階級別にみると、その割合は、男性では 30 歳代、女性では 20 歳代で最も低く、それぞれ 14.7%、11.6%である。この結果から、おおよそ 20 歳代前半までは運動習慣があるが、就労等により運動習慣が途絶し、再開されるのは 60 歳代からとなっていることを示している。運動習慣の割合が低い男性の 30 歳代、女性の 20 歳代においては、仕事中心の生活や育児など家庭生活による影響の他、スポーツによるケガや事故による負傷により周囲に迷惑をかけるため控えていることもある。従って、この世代の運動習慣を維持し、シームレスに 60 歳代以降にも運動習慣を持続させることが課題である。運動を続けていく上で、運動器の外傷・障害は不可避である。骨・筋や関節といった運動器は、運動のしすぎや間違った方法による障害、転倒によるケガなど様々な負傷のリスクがある。

柔道整復師は、運動器に生じた骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷などの損傷に対し、手術をしない「非観血的療法」によって、整復・固定などを行い、人間の持つ治癒能力を最大限に発揮させる治療を行う。厚生労働省「平成 28 年衛生行政報告例(就業医療関係者)の概況」によれば、柔道整復の施術所(接骨院・整骨院)は年間延べ約 5,100 万人の人々が利用しており、広く国民に浸透している。就業柔道整復師数は平成 28(2016)年現在 68,120 名となり、この 10 年間で約 29,427 名の増加、直近 2 年間において 4,247 名増加となっている。また、柔道整復の施術所は平成 28(2016)年現在 48,024 施設あり、この 10 年間で 17,237 施設増加、直近 2 年間において 2,452 施設増加している。柔道整復師と施術所の急増は、療養費の不正請求等の問題もあるが、増加したことにより、身近に利用することが可能となり、地域に密着した種々の運動器の外傷・障害の治療拠点となっている。

自立した生活ができない状態、すなわち要支援・要介護になった原因は、厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」によれば、第 3 位は認知症(15.8%)、第 2 位は脳血管疾患(18.5%)、第 1 位は運動器障害(25%)で、4 人に 1 人が運動器障害により健康寿命に終止符が打たれている。

本学は、「こどもに夢を」、「高齢者に健康を」を掲げている。スポーツを

通じて、こどもから高齢者に至るまで人々の心身の健康の維持と増進により QOL(Quality of Life;生活の質)の向上を図ることは本学に課せられた使命である。

超高齢社会を見据え、運動器の外傷・障害の予防や運動器の抗老化(アンチエイジング)を図り、ロコモティブシンドロームを回避することによる健康寿命の延長が強く求められている。この期待に応えるために、運動器の外傷・障害を熟知している柔道整復師であるからこそ可能な、障害を起こさない正しい運動方法、外傷の発生リスクを低減させる安全な運動方法、外傷が発生した際の適切な対応方法等の提案、検証と一般化を、科学的根拠を持って進めていかなければならない。

## ②神奈川県現状

保健医療学部が設置されている神奈川県は、平成 28(2016)年、将来の目指す姿として「誰もが元気でいきいきと暮らしながら、必要なときに身近な地域で質の高い医療・介護を安心して受けられる神奈川」を掲げ、「神奈川県地域医療構想」により、将来不足する病床機能の確保及び連携体制の構築、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実、それらを支える人材の確保・養成を図ることを目的に、その取り組みの方向性を示した。神奈川県の総人口は、東京都に次いで全国 2 位となり、予測される高齢化率は全国 3 位である。2025 年には団塊の世代が 75 歳以上になり、医療需要の急激な増加が課題となっている。

神奈川県は、平成 26(2014)年に「未病を治すかながわ宣言」を採択し、高齢者等を中心に、健康寿命の延長を図る取り組みを進めており、さらに平成 27(2015)年に「未病サミット神奈川宣言」を採択して「未病改善活動」を推進している。「未病」とは、健康と病気の境界で連続的な変化によりどちらかを明確に区別できない状態であり、未病の改善は健康状態に近づける取組をいう。未病の改善は、「こども」、「女子」、「働きざかり」、「糖尿病など生活習慣病」、「介護予防・軽度認知障害」等、各世代の課題に応じて中長期的な取組として実施されている。これらのどの時期においても、それぞれの時期に適切な運動方法や種類、運動量についての指導や啓蒙が必要である。本学のこれまでの取り組みから、運動の質に関するエビデンスの提供は地域連携や公開講座等により継続的に行っている。

一方、運動やスポーツを実施するに当たって不可避な運動器の外傷・障害に対する対応等も必要である。先に述べた、運動習慣の割合が低い男性の 30 歳代、女性の 20 歳代の運動習慣の空白期間の後に、60 歳代から運動習慣の割合が増加することは、特に運動習慣がない中・高年者が運動に取り組むと、熱心さから運動量の過多や間違った方法、若い頃の体の動きのイメージで運動してしまうなどで外傷・障害を起こす。これが原因となって運動が中断し、折角の運動習慣が途絶してしまうことが多い。このような運動器の外傷・障害には、発生した場合の正しい手当て、再発予防等が必要であるが、個々人が対応でき

るものではなく、専門知識を有する者が、地域に密着し寄りそった形での治療的なサポート(アスレティックリハビリテーション等)が必要である。

本学ではこのような医療の領域における地域貢献の体制が十分に整っておらず、地域との連携を進め研究成果を還元できるよう整備することが今後の課題である。人材養成の観点からは、本研究科の基盤となる整復医療学科においては、柔道整復師学校養成施設として学部教育において柔道整復師の受験資格を得られるが、平成 30(2018)年より日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーの受験資格も所定の単位の取得および課程外授業の受講により受験資格を得られることとなった。さらに平成 31(2019)年 4 月より特定非営利活動法人「日本トレーニング指導者協会(JATI)」JATI 公認トレーニング指導者の受験資格を得られることとなった。

このように学部教育を発展的に整備することにより、身体活動で生じた運動器の外傷・障害について応急手当、治療、リハビリテーション(アスレティックリハビリテーション含む)、予防まで、柔道整復を中心としつつ、治療と予防でトータルに活躍できる人材の養成に力を注いでいる。

保健医療学部は、神奈川県横浜市の横浜・健志台キャンパスに設置し、附置機関として臨床実習施設「スポーツキアセンター」をキャンパス内に開設した。スポーツキアセンターは、臨床実習を実施する学びの場であると同時に、地域との接点、交流の場となっており、地域の住民が患者として利用していることに加え、平成 28(2016)年には、第 1 回の公開講座「腰痛さようなら体操」を地域の中・高齢者を対象に年 2 回開催している。平成 30(2018)年には「めがせ！トップアスリート～キッズからできる、ケガ予防・トレーニング・栄養管理を学んで将来をかえよう」のテーマで年 8 回の公開講座を実施している。このように、「こどもに夢を」、「高齢者に健康を」を具現化してすでに行動している。これらの公開講座は、募集開始早々に定員に達することがほとんどで、地域のみならず他県からの参加もあり、これらのニーズの高さが伺い知れるものである。次世代を担うこども達がいきいきとスポーツを楽しんでいる姿は、地域に活力を与える。高齢者がいきいきと健康で自立した生活を営むことができれば、医療機関を受診する機会が減少する。すなわち、我々の地域への取り組みは、「誰もが元気でいきいきと暮らす」ための活力を与え、健康寿命の延長により医療需要の低減に寄与することにより「必要なときに身近な地域で質の高い医療・介護を安心して受けられる」環境の構築を支援するものである。従って、キアセンターの診療と地域への取り組みをモデルケースとして、柔道整復の施術所(接骨院・整骨院)の社会的役割を創造し、研究成果を地域に還元することが急務である。

### ③柔道整復の学問領域の現状

柔道整復師養成の主体は専門学校教育で、4 年制大学での柔道整復師養成は明治国際医療大学と帝京平成大学 2 校の開設を機に、平成 26(2014)年の日本体育大学で 16 校となった。大学院については、修士課程は帝京平成大学と帝

京大学、東京有明医療大学と平成 30(2018)年に開設された日本体育大学、平成 31(2019)年開設予定の明治国際医療大学の 5 校のみである。博士課程においては、帝京平成大学と東京有明医療大学が開設し、この 2 校に留まっている。このように遅々として高等教育化は進んでいない。

専門学校教育では、職業教育(occupational education)、すなわち柔道整復術の実践家を養成するのに対し、大学教育では、専門職業教育(professional education)、すなわち柔道整復術を学問的に探究し、科学的根拠に基づいて柔道整復術を実践する人材を養成する。そして、大学院教育では高度専門職業人と柔道整復の教育・研究者を養成する。近年になってようやく柔道整復領域においても博士課程が設置された、というのが現状である。

少子高齢化が進み、急激に変貌する社会情勢を背景に、多様化するニーズに対応するため、他の医療職種においては高等教育化が進んでいる。医師や他の医療従事者との連携が今後ますます求められる状況において、患者を中心として医療を提供する一員として、円滑な連携のためには柔道整復師の学術的レベルの向上が求められる。そのために、特に大学院においては、生涯教育の場として積極的にその門戸を開放し、柔道整復領域の教育・研究の拠点として十分に機能し、さらに柔道整復術の特性を活かし、運動器外傷の施術と予防に関する臨床研究を実施できる研究機器・施設の整備が必要である。

このような現状を踏まえ、柔道整復師が質の高い医療を提供するためには、「柔道整復術の効果等に関する臨床研究を実施できる施設並びに研究者やその指導ができる人材の養成」や「学校教育や臨床現場における教育システムの開発」が欠かせない。これらを達成するためには教育・研究の拠点となり得る大学院博士課程の設置が不可欠である。

#### ④柔道整復領域の生涯教育に関する問題点

平成 28 年衛生行政報告例(就業医療関係者)の概況(厚生労働省)によれば、就業柔道整復師数は平成 28(2016)年現在 68,120 名となり、この 10 年間で約 29,427 名の増加、直近 2 年間に於いて 4,247 名増加となっている。その背景には養成施設の増加が挙げられるが、養成施設の増加は入学試験倍率の低下や定員割れを起し、全員が入学できる状況にある。このような状況下で入学生の質の低下や学習意欲の低下が問題視されていると同時に柔道整復師国家試験の合格率も低下傾向にある。養成施設での教育は、平成 30 年度より新カリキュラムがスタートし、総単位数が 85 単位以上から 99 単位以上に引き上げられた。しかしながら、養成施設の実質的な教育内容が国家試験合格を主たる目的として進められているという現状を一変するものではない。さらに、募集を停止する養成施設が散見される状況となり、学生募集に有利な材料となる国家試験合格率の重要度が益々上がり、養成施設での教育内容がさらに国家試験受験対策に特化される傾向にある。従って、卒後教育及び生涯教育が極めて重要となる。

柔道整復師免許取得後の研修として、平成 17(2005)年度より(公財)柔道整復師研修試験財団による卒後研修制度が開始されたが、法的に義務化されるこ

となく平成 29 (2017) 年度で廃止され、組織的かつ系統的な柔道整復師の卒後教育の制度が消滅した。

柔道整復の施術所(接骨院・整骨院)は年間延べ約 5,100 万人の人々が利用しており、広く国民に浸透しているが、免許取得後の数年の研修期間を経て開業できることは、卒業後に臨床研修が義務付けられ、開業までに相当の年数を要する医師や歯科医師の仕組みとはかけ離れている。

柔道整復の施術所は、平成 28 (2016) 年現在 48,024 カ所で、この 10 年間で 17,237 カ所増加、直近 2 年間では 2,452 カ所増加となっている。これらのことのみ起因することではないが、柔道整復師が施術所(接骨院・整骨院)において、施術を行っていないにもかかわらず施術を行ったとして、あるいは実際の施術日以外にも施術を行ったとして施術日数を付け増しする等により療養費を不正請求する事例が後を絶たない。さらに、厚生労働省医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会の「柔道整復療養費に関する議論の整理」(平成 28 (2016) 年 9 月)において、同一患者において負傷と治癒が繰り返される、いわゆる「部位転がし」という新たな不正請求の手口が指摘されている。これらのように療養費請求の仕組みを悪用する事例の増加は社会的問題となっており、柔道整復師の質を保証する養成校での教育や卒後教育だけでは倫理観やプロフェッショナルリズムは涵養されていないことを示している。

施術所(接骨院・整骨院)の施術料について、施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみを柔道整復師に支払い、残りの費用は患者から療養受領委任を受けた柔道整復師が保険者に請求でき、これを「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」という。平成 30 (2018) 年より、新たに柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者(管理柔道整復師)になる場合は、3 年間の実務経験(特例による短縮あり)と研修(柔道整復師施術管理者研修)の受講が要件となった。この制度は更新制で、「受領委任の取扱い」をする柔道整復師に限っては、生涯教育の一部を担うものといえる。しかし、自らは開業せず、接骨院・整骨院に勤務するいわゆる勤務柔道整復師や医療機関等に従事する柔道整復師は年々増加しており、このような管理柔道整復師でない者に対する卒後研修や生涯教育については、制度が確立されていない。

平成 28 (2016) 年医師・歯科医師・薬剤師調査の概況(厚生労働省)によれば、従事する主たる診療科が整形外科である医師は 21,293 名に対し、(公財)日本整形外科学会の会員数は、25,211 名(平成 31 (2019) 年)である。一方、就業柔道整復師数 68,120 名は(平成 28 (2016) 年)に対し、柔道整復領域の代表的な学術団体である(社)日本柔道整復接骨医学会の会員数は、5,134 名(平成 31 (2019) 年)である。(公財)日本整形外科学会においては、整形外科を専門としない医師を含むため、主たる診療科が整形外科である医師はほぼ全て日本整形外科学会に所属していることになる。

日本柔道整復接骨医学会においては、学生会員や柔道整復師でない者が含まれ、就業柔道整復師に対する加入率は 8%に満たず、柔道整復師全体に対する

割合はさらに低下する。生涯学習を啓蒙する認定柔道整復師制度が設けられているが、その数は約 500 名（令和元（2019）年）であり生涯教育として普及している制度とはいえない。

これまで述べたように、柔道整復師の増加、施術所（接骨院・整骨院）の増加により顕在化した療養費の不正請求に着目し、その対策として柔道整復師施術管理者研修が実施されている。この研修は、受領委任の取扱いをする柔道整復師のみを対象としたものであり、勤務柔道整復師や自由診療、償還払いで診療する柔道整復師はこの研修の対象とならない。従って、柔道整復師の生涯教育の指標となる明確な制度は無いといえる。柔道整復に限らず医療の質の向上には、生涯教育は欠かせない。明確な制度が無ければ、柔道整復師は一定レベル以上の医療を提供できるという質の保証ができない。

このような現状を打開するためには、日進月歩の現代医療に則して教育内容や教育手法を見直し、改善できる柔道整復師の指導者・教育者が不可欠である。

### ⑤柔道整復領域の指導者・教育者養成の現状

柔道整復師養成施設の指導者・教育者養成という観点から、深く専門的に教授研究する専攻やコースは皆無である。これまで、学修者である養成校の学生、そして資格を取得した柔道整復師を対象とした制度改革や見直しが行われてきたが、柔道整復師養成施設の専任教員（柔道整復師の資格を有する専科教員）については、要件の実務経験を 3 年から 5 年に見直し、自ら臨床能力の向上に努めるとしたのみである。専科教員を対象とした研修会は、（公社）全国柔道整復学校協会が開催する教員研修会等が実施されているが、専科教員には更新制度はなく、専科教員となった後の研修会の参加も義務付けられていない。優れた柔道整復師の養成には、優れた教員の養成が必定である。すなわち、自律的に生涯教育を継続し、現代医療の進歩に追随しつつ、柔道整復の医療としての質の向上に研鑽する指導者・教育者が求められている。さらに改革した制度や見直した制度を十分に理解して指導や教育を実践できる、教育現場の実施者・伝道師として、そして実施した上での問題点を行政等に客観的根拠をもってフィードバックできる能力が指導者・教育者の素養として不可欠である。他の医療資格に目を向けると、助産師・保健師・看護師（以下、看護師等）では、看護師等養成所の専任教員になることができる者は、5 年以上業務に従事し、専任教員として必要な研修を修了した者や、3 年以上業務に従事し、大学で教育に関する科目を履修して卒業した者等である。専任教員として必要な研修として「専任教員養成講習会」が実施されており、講習は 34 単位 855 時間以上、講習会担当講師は、大学教授、准教授又はこれらに準ずる者と定められている。看護師等の「専任教員養成講習会」は、都道府県や関連団体が主催しており、大学院博士課程において必要な科目の履修により「専任教員」資格を得ることも可能である。理学療法士等、他の医療資格においても「専任教員養成講習会」が複数の団体により開催されている又は今後開催されることとなっている。一方、柔道整復師専科教員認定講習会を実施する団体は、（公社）全国柔道整復学

校協会のみであり、時間数は 228 時間、講習会担当講師は、大学教授、准教授、講師の他、専門学校専任教員や非常勤講師、医師等であり、明確な基準や選抜方法は公開されていない。なお、看護師等他の医療資格では、専任教員は看護師であれば看護師の資格を有することが前提であるのに対し、柔道整復師学校養成施設指定規則第 2 条の 7 に定められる「専任教員」は柔道整復師である必要はない。同規則に定められる専門分野(専門基礎分野の科目の一部も担当可)の科目を担当できる教員を「専科教員」と呼び、他の医療資格の「専任教員」とは定義が異なる。

近年、柔道整復師専科教員認定講習会は、受講希望者が減少している。令和 2(2020)年から、要件の実務経験が 3 年から 5 年になること、養成施設では定員割れによる定員削減や募集停止、夜間部の廃止などが散見され、職業としての教員の魅力が薄れつつある。以上のような現状を打開するため、他の医療資格と同様に、教員養成の多様化を図り、大学院でも教員養成を行うことで活性化し、さらに「教員を指導し養成できる教育者」すなわち教育システムの開発など教育に携わるリーダーや教育現場のリーダーの養成が不可欠である。

柔道整復師養成は、専門学校と大学で行われ、専門学校が過半を占める状況であるが、専門職大学を設置する機運もある。専門職大学における専任教員については、「実務家教員」「研究者教員」に区分し、専任教員数に対する割合が、「研究者教員」が概ね 6 割まで、「実務家教員」が概ね 4 割以上とされ、「実務家教員」のうち概ね 2 割以上が「研究能力を併せ有する実務家教員」であることが求められている。柔道整復領域において、「研究者教員」や「研究能力を併せ有する実務家教員」が備えておくべき能力等について組織横断的な取り決めがなく、これらの教員は養成されていないといっても過言ではない。本専攻が養成しようとする「柔道整復の養成施設で臨床研究を実践し、教員を指導し養成できる教育者」は、専門職大学の教員要件である「研究能力を併せ有する実務家教員」や「研究者教員」を満たす。これにより、高等教育化への障壁である柔道整復領域の「研究能力を併せ有する実務家教員」と「研究者教員」の深刻な人材不足が解消され、柔道整復領域の高等教育化の推進に再びスイッチが入ることが期待できる。高等教育化の推進は、結果的に柔道整復の質の向上に寄与するものであり、最終的には国民の健康の維持・増進に繋がる。

柔道整復師養成施設の教員を認定する「柔道整復師専科教員認定講習会」の受講は、実務経験が 5 年に満たなくても可能となり、先に認定講習会を受講した場合は、実務経験 5 年後に専科教員として認定される。しかし、十分な臨床経験や臨床現場での医療教育を理解していない、あるいはそれらの能力を養成したり評価する仕組みがない現状で、仮に修士課程に位置付けた場合には、学部卒業後に続けて修士課程に進学すれば 2 年の期間内で修士課程の学修に加えて専科教員になるための学修を実施することになる。すなわち、実質的に実務経験は得られず、十分な実務経験とその能力を担保できない。

医学・医療の分野は、大学や研究機関等で構築された「理論」と臨床現場の

「実践」が両輪となって進歩、発展を遂げてきた。柔道整復領域においては、この「理論」と「実践」を兼ね備えた人材が不足しており、その養成が不可欠である。

そして、このような人材の養成を担えるのは、柔道整復師としての経験を活かしつつ、深い教養を身につけ、不可欠な教育学的アプローチを学修するとともに、現代医療の進歩に対応できる科目を展開し、研究を進めることが可能な教育・研究の拠点となる大学院博士課程である。

### **(3) 保健医療学研究科博士課程の設置を必要とする理由**

創立以来 127 年の歴史をもつ日本体育大学は、一貫してスポーツを通して全ての人々の願いである「心身の健康」を育み、かつ世界レベルの優秀な競技者・指導者の育成を追求し続けている。トップアスリートの活躍は国民に夢と希望を与えるが、そのトレーニングの過程において、運動パフォーマンスの向上を追求すればするほど障害発生のリスクは高まる。障害を発生させることなく運動パフォーマンスを向上させることは容易ではなく、また、突発的な外傷についても応急手当の段階から適切に処置しなければ生命の危機を招くこともある。トップアスリートの活躍には常に医科学的サポートが必要で、本学は従来から様々な取り組みを行ってきた。そして平成 26(2014)年 4 月に「保健医療学部」を開設し、医療の立場からも健康・スポーツに係わる取り組みを開始した。

平成 27(2015)年には保健医療学部の附置機関として臨床実習施設「スポーツキアセンター」を開設した。スポーツキアセンターでは、柔道整復師が施術に当たり、1 日に 160 人以上の患者(主にアスリート)が利用する日もあり、患者の理解を得ながら充実した臨床実習が実施されている。一方で、施術効果の機序の解明やエビデンスは十分とはいえず、施術対象となる疾患の治療ガイドラインも確立されていない。

平成 29(2017)年の医療法改正で、次世代に良質な医療の提供を可能にするため、国際水準の臨床研究の中心的役割を担う病院として「臨床研究中核病院」が定められた。また、医薬品等の有効性・安全性を明らかにする臨床研究や手術・手技に関する臨床研究を対象とする臨床研究法も公布されるなど、保健医療行政においても臨床研究を推進する流れができています。スポーツキアセンターでは、トップアスリートへの施術により、日々治療に関するノウハウを蓄積している。そのノウハウをトップアスリートのみならず広く国民に還元することで、超高齢社会における健康寿命の延長につなげることは本学の責務であると自負している。この責務を果たすためには、スポーツキアセンターを柔道整復領域の「臨床研究中核施設」と位置付け、臨床現場に根ざした研究、すなわち当該研究領域における臨床研究を推進する必要がある。

柔道整復領域の専門科目を担当する専科教員は、「自ら臨床能力の向上に努める」ことが努力目標として定められている。このことは逆に、臨床現場に出ず、もっぱら教育のみを行っている教員に対して警鐘を鳴らすものと解釈できる。

また、単に臨床現場で治療に携わっているのみでは、十分な臨床能力の向上は期待できない。個々人の臨床能力の向上は大切であるが、さらに大切なことは、柔道整復領域の業務（治療等）に関するエビデンスレベルの向上である。臨床現場で気づきを得て、疑問（クリニカル・クエスチョン）を研究課題（リサーチ・クエスチョン）に構築して臨床研究を実施し、客観的に問題を解決できる能力を身につけなければ、柔道整復領域のエビデンスレベルは「専門家や権威者の意見」や「症例報告」の域を脱却できない。そしてエビデンスレベルを高めるためには、臨床研究可能な施術所を有し、臨床研究の成果を国民及び教育の現場に還元し、さらに検証を重ねて弛むことなく改善しなければならない。このように臨床、臨床研究、教育をシームレスに接続した実践の場が今回設置しようとする保健医療学研究科博士課程である。

「保健医療学部」は平成 30(2018)年 3 月に完成年度を迎えた。次いで、高度実践者や教育者の育成を目的として、保健医療学部を基盤とする「保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程」を設置したところであるが、平成 32(2020)年 3 月に完成年度を迎えることから、当該領域の指導者の育成と研究の継続性を確保するため「保健医療学研究科運動器柔道整復学専攻博士課程」を設置する。

## 2 保健医療学研究科博士課程の構想・教育目標

### (1) 研究科の概要

保健医療学研究科は、保健医療学部を基盤として構築する卒後教育課程である。平成 30(2018)年 4 月に保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程を設置した。修士課程(2 年)は、「高度実践柔道整復師コース」と「救急災害医療学コース」の 2 コースとし、高度専門職業人として卓越した能力に加えて、専攻分野における教育・研究能力を培うことを目的とした。博士課程(3 年)は、「運動器柔道整復学専攻」と「救急災害医療学専攻」の 2 専攻で構成し、研究者として自立して研究活動を行い、専攻分野に関連する高度の専門的な業務に従事するために必要な教育・研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。[資料 1](#)

### (2) 専攻の概要

運動器柔道整復学専攻(博士課程)では、今まで述べてきた社会的背景と本学の使命から、保健医療学部附置機関のスポーツキュアセンター(横浜・健志台接骨院)を柔道整復領域の臨床研究の中核施設として整備し[資料 2](#)、以下のような人材を養成する。

#### ①運動器外傷・障害の施術と予防に関する臨床研究を実施できる人材

スポーツキュアセンターは、日々多くの患者が来院し、その治療に当たっている。接骨院・整骨院では療養費の不正請求が社会問題になっている。治療部位数(1 回の負傷時の平均負傷部位数)については、厚生労働省資料「道整復の

施術に係る療養費関係」(平成 28(2016)年)によれば、平成 26(2014)年において接骨院・整骨院における請求部位数の割合は、1 部位が 9.5%、2 部位が 58.90%、3 部位が 31.6%となっており、平成 21(2009)年の日本臨床整形外科学会の全国調査による 1.22 部位とは隔たりがある。

これに対し、スポーツキュアセンターでは平成 29(2017)年度において 1.21 部位であり、整形外科学会の調査と同様であった。また、これまでの体育系大学に附属する診療所や接骨院の報告による患者数は、年間数十名から数百名に対し、スポーツキュアセンターでは、実人数で平成 28(2016)年度は 1,057 名、平成 29(2017)年度は 1,244 名が利用しており、症例数が多い。

これらの臨床現場での施術経験と成果を科学的根拠を持って広く国民に還元するために、適切な施術や予防に対する指導を行い、その効果等に関する臨床研究を実施できる人材が不可欠である。

## **②運動器の抗老化(アンチエイジング)を安全かつ効果的に実施する運動プログラムを立案、指導し、健康寿命の延長に貢献できる人材**

要支援・要介護になった原因の第 1 位は運動器障害である。長期的観点からは、こどもの時期から障害を未然に防ぐ適切な運動実施と運動器の外傷・障害が発生した場合の適切な対応が不可欠である。世代ごとの特徴を熟知し、外傷・障害に対する知見を深めた上で、運動器の抗老化(アンチエイジング)を目指す運動プログラムの立案・指導できる人材が不可欠である。

## **③柔道整復の施術所(接骨院・整骨院)の社会的役割を創造し、研究成果を地域に還元できる人材**

スポーツキュアセンターにおいて、適切な施術、科学的評価による施術効果の公表と還元、運動器の抗老化(アンチエイジング)を目指す運動プログラムの立案・指導を実施し、スポーツキュアセンターを臨床研究の拠点として位置づける。柔道整復の施術所(接骨院、整骨院)の社会的役割を創造し、その取り組みが施術所のモデルケースになれば、国内に存在する施術所が多いことにスケールメリットも生まれ、健康寿命の延長など、わが国の課題の解決に寄与できる。

## **④開発途上国の医療・スポーツ分野において柔道整復の特徴を活かして活躍できる人材**

日本体育大学は「グローバル人材の育成強化」を人材育成の柱の一つとして掲げ、海外提携大学との単位互換制度の構築(含留学推進)、海外実習の充実、国際協力機構(JICA)との連携強化や外国語学修の支援を行っている。整復医療学科においては「海外整復医療総合実習」を開講し、国際社会で活躍することを希望する学生のニーズに応えている。一方、平成 14(2002)年に柔道整復術が“JUDO THERAPY”と WHO に認知されて以来、柔道整復師の国際化の気運が高まり、JICA との連携により「日本伝統治療(柔道整復術)指導者育成・普及プロジェクト」等が実施された。開発途上国においては、医師不足等、医療提供が不十分であることがほとんどである。本学では、スポーツの普及やスポーツ指導の立場から貢献してきた実績を踏まえ、開発途上国の人々の健康の維

持・増進やスポーツ活動における外傷・障害に対する施術や発症予防の指導等により国際社会に貢献できる。

### **⑤将来、上記の①～④の人材を養成する指導者・教育者、教員を指導し養成できる教育者を旨とする者**

健康寿命の延長を達成するためには、中・長期的に継続的な取り組みが必要である。従って、臨床現場で活躍する人材を養成するための教育者が不可欠である。この教育者は、単に臨床の知識や技術が優れているだけではなく、使命感に満ち、高い倫理観と人間力に満ちた者でなければならない。また、「柔道整復の生涯教育の問題点と指導者・教育者の現状」で述べたように、現代医療の進歩に追随しつつ、柔道整復の医療としての質の向上に研鑽する教育者によって、柔道整復の領域にも生涯教育が深く浸透していくと考えている。そしてこのような教育者は柔道整復の教育の質の向上に寄与し、国民の負託に応える柔道整復師を養成できると確信している。

運動器柔道整復学専攻で養成しようとする教育者像は、臨床に従事しながら臨床技量（柔道整復術）の向上を図り、日常業務での疑問（クリニカル・クエスチョン）を研究課題（リサーチ・クエスチョン）に構築して臨床研究を遂行しつつ、臨床現場における教育手法（診療参加型実習や正統的周辺参加等）を修得し、そこから柔道整復師に必要な知識や求められる臨床技量等の教育システムの開発へと繋げられる者である。

柔道整復領域においては、柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和 47 年文部・厚生省令第 2 号）第 2 条第 6 号及び別表第 2 の規定に基づき厚生労働大臣の指定を得て「柔道整復師専科教員認定講習会」が実施されている。柔道整復師学校養成施設における教員の基礎となるものであり、柔道整復領域の指導者・教育者養成を標榜する本専攻において、厚生労働省の指定を受け講習会を課程内で実施することが不可欠である。

「専科教員」の要件として、令和 2(2020)年より実務経験が 3 年から 5 年に延長され、従来は実務経験 3 年経過以降に「専科教員認定講習会」の受講ができたが、5 年に延長されたことから、5 年以内に受講が可能となる。運動器柔道整復学専攻は、修士課程を修了した者が入学者であるため、修了時は、修士課程の 2 年間と博士課程の 3 年間で併せて 5 年間が経過しており、修士課程入学前（大学卒業時）に柔道整復師資格を取得していれば、博士課程修了後から教員としてのキャリアをスタートすることが可能である。

### **(3) 専攻の構想**

運動器柔道整復学専攻は後期 3 年の博士課程として設置する。学部教育としての保健医療学部整復医療学科を基盤とし、保健医療学研究科保健医療学専攻高度実践柔道整復師コースを土台とする。この高度実践柔道整復師コースは修士課程として開設したが、このまま修士課程とし、博士前期課程に改めない。この理由は次の通りである。 資料 1

修士課程の『高度実践柔道整復師コース』は、高度の「専門知識」「倫理観」「臨床技術」「指導力」を持ち、研究成果を臨床現場に還元できる臨床現場の指導者の養成を軸としている。これに対し、博士課程の『運動器柔道整復学専攻』は、柔道整復術の特性を活かし、運動器外傷の施術と予防に関する臨床研究を実施できる能力を養成し、わが国の超高齢社会における課題である健康寿命の延長に取り組む人材を育成することが目的である。すなわち、修士課程では、指導者としての資質を備えた高度専門職業人の養成を、博士課程では、柔道整復領域における臨床研究を実施できる能力と、将来その指導者となる資質の養成を目的としている。博士課程の「運動器柔道整復学専攻」においては、柔道整復師の資格を持ち、他大学院において柔道整復領域の修士課程を修了した者や柔道整復領域以外の修士課程を修了した者など、年齢、スポーツ、栄養や心理等と運動器との関連を多面的に捉えて臨床研究を推進することで、超高齢社会の多様性に対応したい。

#### **(4) 教育目的・目標**

運動器柔道整復学専攻では、『人間の生命や身体活動に関する諸問題について、総合的な分析・検討を加え、これを実践現場に還元する双方向的研究に取り組む』という本学の建学の精神に基づく研究目標を受け、保健医療学部の「深く保健、医療、福祉に関する専門的な学問の教授・研究、及び職業と社会生活に必要な教育を施し、高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の保健衛生に寄与する」という教育理念を深化・発展させ、スポーツを医療の立場から支えて、こどもから高齢者に至るまで人々の心身の健康の維持と増進によりQOL(Quality of Life;生活の質)の向上を図ることを使命としている。

従って、運動器柔道整復学専攻の目的は、修士課程で習得した能力を基盤とし、その能力を応用・発展させて柔道整復領域に活かしながら、柔道整復領域の臨床研究を自律的に継続して実施して、柔道整復領域の学術的基盤を構築することである。もって、柔道整復領域の臨床研究により、運動器疾患の予防や運動器の抗老化(アンチエイジング)に取り組み、ロコモティブシンドロームを回避することによって健康寿命の延長を図る人材の養成を目標とする。

このような「医療の立場からスポーツ・運動をサポートする人材の養成による競技スポーツの向上と健康寿命の延長」を目標にすると同時に、本学の伝統である当該領域の「教員の養成」という使命を果たし、教員を指導し養成できる教育者の養成も目標とする。

### **3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称**

#### **(1) 研究科、専攻等の名称**

本研究科、専攻の名称は以下の通りとする。

##### **①保健医療学研究科**

**Graduate School of Medical and Health Science**

## ②運動器柔道整復学専攻

Doctoral Program in Judo therapy

### (2) 学位の名称

学位の名称は以下の通りとする。

博士(柔道整復学) (Doctor of Philosophy in Judo therapy)

## 4 教育課程の編成の考え方及び特色

### (1) カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成方針)

運動器柔道整復学専攻のカリキュラム・ポリシーは以下の通り定める。

ア. 柔道整復の臨床現場で生じる研究課題に対して科学的根拠に基づき検証する研究手法および発表能力を修得し、論文を作成・発表する能力を養成するため、特別指導科目として特別演習及び特別研究を配置する。

イ. 運動器外傷の施術と予防に関する臨床研究を遂行するための前提となる最新の医科学的知識と技術の修得及び高度専門職業人として習得すべき知識と基礎医学に立脚した問題解決能力を養成するために必要な専門科目(専門分野)を配置する。

ウ. 医療分野の教育者としての豊かな人間性、高い教育力と倫理観の醸成は欠かせないため、柔道整復領域の指導者・教育者の資質を養成する専門科目(専科教員養成科目)を配置する。

エ. 開発途上国の人々の健康の維持・増進やスポーツ活動における外傷・障害に対する施術や発生予防の指導等により国際社会に貢献するため、開発途上国における医療現場及びスポーツに対する医療サポートの現場での実習科目を選択科目として配置する。

### (2) 教育内容

運動器柔道整復学専攻は、「5年一貫制」あるいは「前期2年・後期3年の区分制」の博士課程とは異なり、本学保健医療学研究科の修士課程を基盤としつつも、急激に変貌する社会情勢を踏まえ、多様な人材を受け入れ、異なる領域、分野との連携や協調、応用によって、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成しようとするものである。教育内容について特記すべき事項を以下に述べる。

#### ① 高度の倫理観の涵養

育成する人材として欠かせない高度の倫理観の涵養について、柔道整復師の倫理綱領(公益財団法人日本柔道整復師会)を基本的な倫理方針(医療人としての倫理)とする。研究者としての倫理は、研究指導の全ての段階において教育者

による学修者へのパワーハラスメントやアカデミックハラスメントが生じないように留意し、指導者自らが倫理モデルとなって学修者に倫理的に行動する姿を示しながら十分な教育を実施する。

また、医療と教育の場において現実に起こり得る倫理的課題に目を向け、現場に応じた最適な倫理的行動をとれる素養を身につける。このような高度の倫理観は、単一科目で涵養されるものではないため、専門科目、特別指導科目のなかで倫理に関する授業を実施し、多様な倫理に関する内容を学習過程の全期間を通して継続的に学修できるよう配慮している。

## ②教育手法やシステムを開発・検証する資質の養成

柔道整復領域における教育手法やシステムを開発・検証する資質として、柔道整復師学校養成施設における教員の基礎となる「柔道整復師専科教員認定講習会」に相当する科目を課程内に配置し「専科教員養成科目」とする。「専科教員養成科目」は、柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和47年文部・厚生省令第2号）第2条第6号及び別表第2の規定に基づき厚生労働大臣の指定を得て実施しようとするものであり、『教職教育科目』、『専門基礎科目』及び『専門科目』の3つに科目を区分する【表1】。

『教職教育科目』として「柔道整復指導者のための教育原理特講」「柔道整復指導者のための教育心理特講」「柔道整復指導者のための教育方法と教育行政特講」を、『専門基礎科目』として「柔道整復指導者のための人体の構造と機能特講」「柔道整復指導者のための疾病と障害特講Ⅰ」「柔道整復指導者のための疾病と障害特講Ⅱ」「柔道整復の理念と保健医療福祉特講」を配置する。

『専門科目』として配置する「柔道整復学(理論・実技)」及び「教育実習及び実技」は、運動器柔道整復学専攻の専門科目を充当する。「柔道整復学(理論・実技)」については、「運動器柔道整復学特講実習」「運動器柔道整復学演習」「運動器スポーツ医学特講」「運動器スポーツ医学演習」「柔道整復臨床研究法特講」を、「教育実習及び実技」については「柔道整復教育学特講実習(教育実習を含む)」を割り当てて実施する。

## ③「専科教員養成科目」を運動器柔道整復学専攻に位置づける理由

本専攻が養成しようとする指導者・教育者像は、将来、柔道整復養成の教育システムの開発など教育に携わるリーダーや教育現場のリーダーである「教員を指導し養成できる教育者」になろうとする者である。このような教育者は、本専攻における専門科目の専門分野や特別指導科目のみではその資質を養成できない。また、専科教員認定講習会の受講のみでは、研究マインドや患者を対象とする臨床研究の遂行能力は養成できない。すなわち、研究マインドや臨床研究の遂行能力と教育者としての基礎力を併せ持った「教員を指導し養成できる教育者」は、運動器柔道整復学専攻においてのみ、その資質を養成できる。このような目的と観点から、養成しようとする人物像及び後に述べるディプロマ・ポリシーに照らし合わせても、将来、教育に携わるリーダーや教育現場のリーダーである「教員を指導し養成できる教育者」を志す高い意識を持つ者に

自由科目として「専科教員養成科目」の配置が不可欠である。

#### ④博士論文の作成に当たって不可欠な英語力の養成

研究の遂行や博士論文の作成に当たって医療英語の読解力等の英語力の養成は不可欠である。運動器柔道整復学専攻は、「5年一貫制」あるいは「前期2年・後期3年の区分制」の博士課程ではないが、高度実践柔道整復師コース（修士課程）を修了した者は、この課程で開講している「医療英語特論」を受講しているため、基本的な医療英語に関する能力を有すると想定できる。他の大学院修士課程を修了して入学した者については、英語力が不足していれば、修士課程の「医療英語特論」を受講できるよう配慮する。

また、本専攻の開講科目である「運動器柔道整復学特別演習Ⅰ・Ⅱ」において、科学英語及び医療英語の読解及び英語論文の書き方について演習し、さらに、特別研究においても指導教員が行う抄読会で研究テーマに関する英語論文を扱うことで、恒常的に英語論文に触れることで英語力の養成を図る。

【表1】 専科教員養成科目一覧

区 分		科目名
教職教育科目		柔道整復指導者のための教育原理特講 柔道整復指導者のための教育心理特講 柔道整復指導者のための教育方法と教育行政特講
専門基礎科目		柔道整復指導者のための人体の構造と機能特講 柔道整復指導者のための疾病と障害特講Ⅰ 柔道整復指導者のための疾病と障害特講Ⅱ 柔道整復の理念と保健医療福祉特講
専門科目	柔道整復学 (理論・実技)	運動器柔道整復学特講実習 運動器柔道整復学演習 運動器スポーツ医学特講 運動器スポーツ医学演習 柔道整復臨床研究法特講
	教育実習及び実技	柔道整復教育学特講実習(教育実習を含む)

### (3) 教育課程の概要

教育課程は、「専門科目」と「特別指導科目」に大別し、その構成を資料3に示し、概要を以下に述べる。

#### ①専門科目

柔道整復師として医療に従事する上で、法律を理解していることを前提として、医療人としての倫理観をケーススタディとグループ討議を実施して養成する。また、柔道整復に関する高度な専門知識、基礎医学に立脚した臨床思考を醸成、科学的根拠に基づく治療法、臨床現場で欠かせない医師との連携や臨床現場での医学教育などの実践力を養成するため、グループ討議、グループ学習、自己学習、成果報告などを含む統合的な学修に主眼を置き、適宜 PBL(Project Based Learning; プロジェクト型学修)型授業や TBL(Team Based Learning ;

チーム基盤型学修)型授業を実施する。

### 【運動器柔道整復学特講実習】

運動器疾患に対する柔道整復術の適応について、知識と理論について理解を深める。また、柔道整復領域の研究モデルを想定して、日常業務での疑問(クリニカル・クエスチョン)を、具体的かつ明確で実施可能な研究課題(リサーチ・クエスチョン)に構築化し、研究倫理を踏まえて、研究テーマに応じた対象、測定・評価・分析方法を検討するプロセスを理解する。これらの学修により柔道整復分野の臨床研究に必要な能力を習得する。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

- ①運動器疾患に対する柔道整復術の適応と限界について概説できる。
- ②柔道整復分野の臨床研究のプロセスを概説できる。

<SBOs>

- ①柔道整復術の適応と限界を客観的根拠に基づいて説明できる。
- ②柔道整復の臨床現場におけるクリニカル・クエスチョンの研究的・社会的意義について検討できる。
- ③柔道整復の臨床現場で生じたクリニカル・クエスチョンのリサーチ・クエスチョンへの構築化について説明できる。
- ④柔道整復分野の臨床研究に必要な測定・評価・分析方法を説明できる。

### 【運動器柔道整復学演習】

研究倫理を踏まえ、本演習では犯しやすい統計手法の誤用および統計結果の誤った解釈に焦点をあてながら医療統計の手法を習得する。医療系研究で用いられる質的データ、量的データから得られる基本統計量についてそれぞれの特徴を把握しデータの要約あるいは代表値算出の方法を学習する。また、これらのデータの分布の正規性の有無と統計手法の違い(パラメトリックとノンパラメトリック)について演習を行う。統計学で多用される有意水準の設定と帰無仮説の棄却に関する第Iおよび第IIの過誤について事例を参照しながら学ぶ。また標本サイズと検出力との関係について学修する。そして、博士論文作成に必要な先行研究のクリティック、研究テーマに応じた対象、測定・評価・分析方法等の研究デザインを構築するプロセスを演習する。次に、保健医療学部付属臨床施設スポーツキョアセンターで臨床演習を実施し医療者および患者の多様性を理解して医療の現場で通用する倫理観を涵養する。また、臨床で観察した症例の測定・評価・分析法や施術方法について、複数の異なる研究手法を用いた科学論文のクリティックを実施する。こうした演習およびエビデンスに基づくカンファレンスを通して、臨床と研究を有機的につなげ、科学的根拠に基づく治療法の実践力を養成する。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

科学的根拠に基づく臨床判断と臨床症例から科学的判断材料を検索できる。

<SB0s>

- ①医療統計の基本統計量と検定およびその信頼性を説明できる。
- ②論文の種類を分類できる。
- ③症例に関する論文を検索できる。
- ④科学論文を理解することができる。
- ⑤臨床で行われている評価や治療について科学的検証ができる。

**【運動器スポーツ医学特講】**

柔道整復分野の教育・研究者として不可欠な運動器スポーツ医学について解説する。スポーツや運動が運動器に与える影響、病態の把握や評価方法、治療法やその評価方法等、運動器スポーツ医学の領域に関する課題や問題を解決するために必要な知識や理論、研究手法を習得する。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SB0s)は、以下の通りである。

<GIO>

- ①運動器スポーツ外傷・障害と健康寿命との関連について説明できる。
- ②運動器スポーツ外傷・障害の診断法と治療法、リハビリテーションを説明できる。
- ③運動器スポーツ外傷・障害に関する研究手法を理解している。

<SB0s>

- ①個々の運動器スポーツ外傷・障害の診断法と治療法を説明できる。
- ②個々の運動器スポーツ外傷・障害のメディカルリハビリテーションについて説明できる。
- ③個々の運動器スポーツ外傷・障害のアスレティックリハビリテーションについて説明できる。

**【運動器スポーツ医学演習】**

スポーツや運動が運動器に与える影響、病態の把握や評価方法、治療法やその評価方法等、運動器スポーツ医学の領域に関する課題や問題を解決するために必要な知識や理論、研究手法を体系的に演習する。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SB0s)は、以下の通りである。

<GIO>

運動器のメディカルチェック及び運動器スポーツ外傷・障害の診断法と治療法、リハビリテーション及び再発予防の実際を理解し、基本的手技を実践できる。

<SB0s>

- ①運動器のメディカルチェックの目的・方法を理解し実践できる。
- ②運動器スポーツ外傷・障害の診断法と治療法、リハビリテーション及び再発予防を実践できる。

**【柔道整復臨床研究法特講】**

患者を対象とした研究の手法を学修するため、最初に医療提供者および研究者に求められる倫理について学ぶ。臨床統計では、柔道整復の臨床で行われる測定・評価の信頼性について感度および特異度の観点から検査精度について解

説する。さらに、研究結果を歪める標本抽出と選択バイアス、データ収集と情報バイアス、統計解析と交絡について解説し、これらを防ぐためのランダム化や盲検法の種類と方法について解説する。次にこれらの研究バイアスを制御・調整するための研究デザインの立案について解説する。その上で、医学及び医療の臨床現場のクリニカル・クエスチョンをリサーチ・クエスチョンに構築化し、疑問を構造化し、先行研究のクリティーク等を踏まえて研究計画を立案する能力を修得する。また、柔道整復の臨床現場における課題や社会的役割の創造とこれらの課題解決や目標達成に向けて取り組むために必要な研究方法を探求する。さらに、高度な研究・教育を自立して実践するために必要な能力を習得する。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

- ①柔道整復分野の臨床研究の研究計画を立案できる。
- ②柔道整復分野の臨床研究論文のクリティークができる。
- ③臨床統計の結果の確からしさと正しい統計結果を導く手法を習得する。

<SBOs>

- ①柔道整復の臨床現場におけるクリニカル・クエスチョンからリサーチ・クエスチョンを構築できる。
- ②研究手法に応じた研究論文のクリティークができる。
- ③検査の精度および統計結果を歪ませる要因について医療統計学の視点から説明できる。

#### 【柔道整復教育学特講実習(教育実習を含む)】

保健医療学研究科高度実践柔道整復師コースにおいて、「医学教育学」に準じて「柔道整復教育学特論演習」を開講している。この内容を踏襲しつつ、まず、医学、医療を学ぶという観点から、前提となる医の倫理について解説する。さらにその上で、医療の現場での教育手法について、さまざまな観点から解説する。また、教育者として様々教育上の問題事例を元に、教育者としての倫理観を養成するケーススタディとグループ討論を行う。臨床現場における教育手法については、保健医療学部整復医療学科が保健医療学部附属臨床実習施設スポーツキュアセンターで実施している学部生対象の臨床実習において、ティーチング・アシスタントとして参加し、教育者としての資質を涵養する。教育現場における教育手法(教育実習)については、整復医療学科で開講している整復医療学科専門教育科目を対象として授業を担当し、指導教員の指導の下で教育実習を実施する。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

- ①医学・医療の教育者として高度の倫理観を身につけて実践できる。
- ②医学教育に基づく教育手法や評価方法を実践できる。

<SBOs>

- ①医療と社会との関わりを理解している。
- ②医療提供者としての役割、責務、責任を理解している。
- ③倫理に基づく判断能力と問題解決能力を身につけている。
- ④柔道整復の臨床現場で医学教育に基づく教育手法を理解している。
- ⑤柔道整復の教育現場で医学教育に基づく教育手法を理解している。

**【柔道整復指導者のための教育原理特講】**

教育の基本的概念や理念について知り、考えるとともに、その背景にある歴史や思想とその成立過程を検討したうえで、教育という営みに対する確固とした視座を持つことを目的とする。さらに、公教育だけではなく、医療従事者の養成教育についても視野を広げ、養成施設と臨床がそれぞれに持つ教育的意義や効果について概観し、現代の医学教育者に求められる資質について理解することも目的とする。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

教育の原理について理解し、医療従事者に対する教育についても科学的な視座から理解している。

<SBOs>

- ①教育学の基礎的事項を理解している。
- ②代表的な教育思想について理解している。
- ③医療従事者養成施設と臨床現場においてなされる各々の教育の特徴について理解している。

**【柔道整復指導者のための教育心理特講】**

教育心理学の基礎的な知識を習得するとともに、教育現場で起こりうる諸問題を心理学的な観点から理解することを目的とする。子どもの心身の発達や学習の過程について学ぶとともに、医療従事者など職業人としての成長過程にも視野を広げ、考察を深める。また、複雑化する現代の臨床において、心理学的側面から人を支援することの意義や方法についても解説する。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

教育心理学の基礎的な知識を習得し、教育現場で起こりうる諸問題を心理学的観点から理解できる。

<SBOs>

- ①教育心理学の基礎的事項を理解している。
- ②教育現場で起こりうる諸問題を心理学的視座から理解できる。
- ③心理的問題を抱えるクライアント（患者、学生、子どもなど）に対し偏見なく正しい知識をもって向き合うことができる。

**【柔道整復指導者のための教育方法と教育行政特講】**

国や地方自治体などが特定の理念に基づき、教育に関与する教育行政の基礎について理解するとともに、医療従事者の養成を取り巻く行政の関与や方針、

その背景について解説する。また、教師や指導者がその対象の成長を促そうとするときの方法論についても検討し、教師の役割や責任、専門職の専門性に関する考察を深めることを目的とする。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

教育方法および教育行政に関する基礎的事項を理解し、主体的、対話的な授業の展開方法について理解している。

<SBOs>

- ①教育方法および教育行政に関する基礎的事項を理解している。
- ②自ら授業を構想・実践し、自己評価を行うことができる。

#### **【柔道整復指導者のための人体の構造と機能特講】**

柔道整復分野の教育者として、また臨床研究を遂行するに当たって不可欠な解剖学と生理学について解説する。また、基礎医学に立脚した臨床思考を培うため疾患や損傷の観点から解剖学を解説する。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

- ①身体の解剖学的構造と生理機能について理解し、各疾患の病態理解につなげる。
- ②得られた研究結果を身体機能に基づき説明する。

<SBOs>

- ①身体の構造と機能を理解する。
- ②研究によって得られたデータの結果を、解剖や生理学的観点から身体知見に基づき解釈し考察する。
- ③機能解剖を理解することから身体動作を分析する姿勢を習得する。

#### **【柔道整復指導者のための疾病と障害特講Ⅰ】**

柔道整復分野の教育・研究者として不可欠な基礎医学及び臨床医学として、病理学，衛生学，外科学，リハビリテーション医学について解説する。特に運動器疾患に関連する事項については、最新の知見に触れつつ、幅広い知識を身に付けた上で、これら柔道整復周辺領域における研究から論理的思考を修得する。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

- ①柔道整復の指導者として、関連疾患の病態、治療法やリハビリテーションを理解している。
- ②発展途上国において、柔道整復の特性を活かして健康に関する諸問題に貢献できる。

<SBOs>

- ①運動器に障害を及ぼす疾患について説明できる。
- ②運動器疾患のリハビリテーションについて説明できる。

- ③衛生学、病理学に基づいて疾患を説明できる。
- ④学校保健や身体障害者に関する諸問題について説明できる。
- ⑤発展途上国における健康に関する諸問題について説明できる。

#### 【柔道整復指導者のための疾病と障害特講Ⅱ】

柔道整復分野の教育・研究者として不可欠な臨床医学として、一般臨床医学及び整形外科学について解説する。特にロコモティブシンドロームやその基礎疾患、影響等については、内科的及び外科的の様々な観点から解説して理解を深め、自立した教育・研究者に必要な能力を習得する。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

- ①柔道整復関連領域の疾患の診断法の基本事項を理解している。
- ②ロコモティブシンドロームについて説明できる。

<SBOs>

- ①内科疾患の診断法と代表的な症候・病態を説明できる。
- ②整形外科疾患の診断法と代表的な症候・病態を説明できる。
- ③ロコモティブシンドロームと健康寿命の関連について説明できる。

#### 【柔道整復の理念と保健医療福祉特講】

柔道整復分野の教育・研究者として不可欠な倫理、公衆衛生、医事制度、医学史について解説する。柔道については実技も行う。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

柔道整復の理念について理解し、保健医療福祉を理解して行動できる。

<SBOs>

- ①医学及び柔道整復の歴史を説明できる。
- ②柔道整復の理念を理解している。
- ③疫学、健康に関する統計、医療制度について説明できる。

#### 【海外運動器柔道整復学実習】

開発途上国における医療現場及びスポーツに対する医療サポートの現場で実習を行う。開発途上国の人々の健康の維持・増進やスポーツ活動における運動器外傷・障害に対する施術や発生予防に対し、実習実施国の医療制度やスポーツを取り巻く環境等を視察し、柔道整復術をどのように活かすことが可能か、又そのメリットとデメリットを踏まえて具体的にどのように貢献できるかについて実習を通して考察する。

担当教員は柔道整復師と医師で構成する。担当する柔道整復師は国際学会での発表経験や海外実習の引率経験を有する者とし、担当する医師は世界保健機関(WHO)に勤務経験や、開発途上国の被災地で医療活動を行い、緊急援助に予防医学や公衆衛生の普及を加えた実績を有する者とした。このような担当教員により、実習訪問国の医療制度やスポーツ環境に十分に適応することが可能で、訪問地の特性を活かした実習を実施できる。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

①海外(開発途上国等)における医療やスポーツのメディカルサポート体制を理解できる。

②海外において法の範囲内で柔道整復の特徴を活かした貢献ができる。

<SBOs>

①外国の医療制度を理解している。

②外国におけるスポーツへのメディカルサポート体制の実態を理解している。

③外国において柔道整復を紹介できる。

④外国のスポーツ現場において運動器外傷の応急手当や外傷予防等について指導できる。

## ②特別指導科目

### 【運動器柔道整復学特別演習Ⅰ】

運動器柔道整復学特別研究Ⅰに対応して、博士論文の研究テーマに沿った演習を行う。保健医療学分野に関する国内及び海外の文献を読み、指導教員との討論を通じて研究テーマ関連分野の理解を深める。博士論文の作成に当たって不可欠な科学英語及び医療英語の読解及び英語論文の書き方について、指導教員が選択するライフサイエンスの典型的な英語論文を題材に演習する。読解については、まず、題材の論文から論文に頻出するキーフレーズを抽出して演習する。また、introduction、methods、result、discussion、conclusion を要約する。書き方については、abstractの書き方を、正確に伝えるための英語表現として欠かせない文法を重視しながら頻出表現を正確に書けるよう演習する。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

研究倫理、研究倫理、研究計画の立案、文献検索、英語論文の読解力、論文のクリティーク等、研究を実施するために必要な能力を身に付けている。

<SBOs>

①研究倫理に則って研究計画を立案できる。

②研究テーマに関連する論文を検索・収集・整理できる。

③英語論文の読解力を身につけ英語論文の書き方を理解している。

④論文のクリティークの意義を理解している。

### 【運動器柔道整復学特別演習Ⅱ】

運動器柔道整復学特別研究Ⅱに対応して、博士論文の研究テーマに沿った演習を行う。博士論文の作成に当たって不可欠な科学英語及び医療英語の読解及び英語論文の書き方について、研究テーマに関連する英語論文を題材に演習する。演習を通じて、まず、論文の全体像とストーリー性を把握する。そしてabstract、introduction、methods、result、discussion、conclusionの構成と論述の方法を修得する。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

論文のクリティークの意義を理解して実施できる。

<SB0s>

- ①研究手法別に論文のクリティークを実施できる。
- ②クリティーク・チェックシートを活用できる。

### 【運動器柔道整復学特別演習Ⅲ】

運動器柔道整復学特別研究Ⅲに対応して、博士論文の研究テーマに沿った演習を行う。

研究内容のプレゼンテーション（学会発表や中間発表）技法について演習する。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SB0s)は、以下の通りである。

<GIO>

学術論文作成方法を理解して実施できる。

<SB0s>

- ①適切な研究デザインを構築できる。
- ②抄読会の発表資料を作成し、プレゼンテーションできる。

### 【運動器柔道整復学特別研究Ⅰ】

保健医療学分野の先行研究をクリティークする能力を養成するため、指導教員の指導の下、研究テーマに関連する先行文献を中心に調査、発表し、ディスカッションする。

研究課題を明確にして研究計画書を作成する。

指導教員が行う抄読会では、研究テーマに関する英語論文を扱い、参考文献として整理していく。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SB0s)は、以下の通りである。

<GIO>

研究テーマを設定して研究計画の基に研究を実施できる。

<SB0s>

- ①適切な研究テーマを設定できる。
- ②研究計画を立案できる。
- ③倫理的配慮を踏まえて実験を実施できる。

### 【運動器柔道整復学特別研究Ⅱ】

研究テーマを決定し、研究デザインを構築して実践する。予備実験により研究手法、解析方法等の課題を解決し、本実験を実施する。定期的に進捗状況、データ解析等で得られた結果を発表し、ディスカッションする。

研究計画に基づき、データ収集・分析した結果についてディスカッションを繰り返して副論文を完成させる。また、予演会を実施して研究内容の口頭発表（学会発表や中間発表のプレゼンテーション）を行い、研究内容を正確に伝えるための発表資料の構成、スライド作成や話し方等のプレゼンテーション技法を指導する。

指導教員が行う抄読会では、研究テーマに関する英語論文を扱い、参考文献として整理していく。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

研究成果をまとめてプレゼンテーションができる。

<SBOs>

- ①データを分析し結果を検討できる。
- ②結果を基に科学的な見地から議論ができる。

### 【運動器柔道整復学特別研究Ⅲ】

一連の研究過程を通して、博士論文（主論文）を完成させる。

予演会を実施して研究内容の口頭発表（最終試験のプレゼンテーション）を行い、研究内容を正確に伝えるための発表資料の構成、スライド作成や話し方等のプレゼンテーション技法を指導する。さらに、これまでの学修内容の振り返りを行って論文発表会及び最終試験に対応できるよう指導する。

この科目の一般目標(GIO)と個別行動目標(SBOs)は、以下の通りである。

<GIO>

研究テーマを設定し、研究手法を選択し、必要な手続きに基づいて実験を実施し、結果を科学的に分析し論文として表現できる。

<SBOs>

- ①研究の意義を説明できる。
- ②研究の方法の妥当性を説明できる。
- ③研究結果を分析し結論を導くことができる。

## (4)教育課程の柱となる専門領域

運動器柔道整復学専攻の教育研究の柱となる専門領域は、「運動器外傷学分野」「柔道整復社会医療学分野」及び「柔道整復教育学分野」とする。資料 4

### ①運動器外傷学

柔道整復領域の研究を遂行するためには、医療者および患者の多様性を理解し、運動器の外傷・障害を有する人々の支援を探求する専門領域として、「運動器柔道整復学特講」「運動器柔道整復学演習」「運動器スポーツ医学特講」「運動器スポーツ医学演習」を設け、支援方法の開発を目指す。

### ②柔道整復社会医療学

スポーツキュアセンターを臨床研究の拠点として確立し、運動器の抗老化(アンチエイジング)を目指す運動プログラムの立案・指導を実施し、健康寿命の延長に寄与し得る方略を探求する専門領域として「柔道整復臨床研究法特講」を設けて柔道整復の施術所(接骨院、整骨院)の社会的役割を創造し、研究成果を地域に還元する。

### ③柔道整復教育学

柔道整復師が質の高い医療を提供するためには、教育システムの開発や人材

の育成が不可欠である。「柔道整復教育学特講実習(教育実習を含む)」を設けて柔道整復師教育の実践モデルの開発を目指す。

## 5 教員組織の編成の考え方及び特色

### (1) 教員配置の考え方

運動器柔道整復学専攻では、柔道整復学に関連する博士の学位を有し、開設科目に係わる研究業績を持つ専任教員の配置を基本とする。柔道整復分野の教育・研究者を養成するに当たって、医学あるいは関連領域の博士号を有する柔道整復師の教員を軸として、急激に変貌する社会と医療を取り巻く状況に対応するため、博士の学位を有する医師、理学療法士を含めて多様な背景を持つ指導教員を配置する。

### (2) 教員の年齢構成

運動器柔道整復学専攻の専任教員は、40～49歳7名、50～59歳4名、60～64歳0名、65～69歳1名の教授・准教授・講師、計12名で構成している。本研究科の目標を達成するため、保健医療分野の教育研究指導経験が豊富で、授業及び研究指導を行うに相応しい教育経験、教育実績及び実務経験を有する各専門分野の教員を配置した。

#### ① 定年を超えて採用する教員の扱い

前項の教員の年齢構成から、完成年度までに本学の定年を迎えている教員は、1名である。本学の定年は、「学校法人日本体育大学教職員定年規程」[資料 5](#)より65歳であるが、他大学で定年を迎えた教員については、「日本体育大学招聘教員規程」[資料 6](#)、完成年度までに本学の定年を迎える教員については、本学の「日本体育大学・日本体育大学大学院における学部及び研究科等の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則」[資料 7](#)を適用し対応する。

また、研究科の教育と研究の水準を維持するため、当該教員が担当する科目で欠員が生じた場合、相応の教育研究能力を有する人材を補充する。具体的には以下のような人事計画で行っていく。

ア. 既存の教員が職位昇進の場合はその者を後継者にあて、新たに若手教員を採用し将来の後継者候補とする。

イ. 既存の教員に該当者がいない場合、直ちにその後継者となる教授あるいは准教授を採用し、その補充を行う。

上述のような人事計画のもとで、十分な教育研究体制を常時維持できるように計画している。

## 6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### (1) 教育方針に関する基本的な方針

#### ① 学期の区分

2学期制を採用し、前学期と後学期に区分する。

## ②標準修業年限

博士課程の標準修業年限を3年とする。

### (2)指導教員（博士論文の作成を指導する者）の決定

指導教員になれる者は、特別指導科目である運動器柔道整復学特別演習Ⅰ～Ⅲ及び運動器柔道整復学特別研究Ⅰ～Ⅲを担当する教員で、これらの科目の主担当教員または副担当教員として配置されている。主担当教員と副担当教員については、副担当教員は原則として保有する医療資格が主担当教員と異なるか、あるいは同じ資格を保有していても専門領域が異なる教員の組み合わせとし、学生の視野をより広げ、総合的・学際的な視点から主担当教員と副担当教員が共同で研究指導にあたるよう組織的な指導体制をとる。入学後、各自の研究テーマに基づき指導教員を決定する。

### (3)履修計画の指導

学生に対する保健医療学研究科(博士課程)の履修指導は、毎年4月に行われる「大学院ガイダンス」において、研究科長、専攻主任及び学生支援センター、大学院教学センターの職員が行う。また、指導教員は当該学生の学修環境や学修状況及びその変化に応じて指導する。

### (4)履修科目の選択と指導

指導教員は、修了要件として必修科目の「運動器柔道整復学特別演習」「運動器柔道整復学特別研究」12単位とそれ以外の科目を専門科目・専門分野の6科目から4単位以上、合計16単位以上履修するよう指導する。「柔道整復師専科教員」の認定を受けようとする者は、「専科教員養成科目」を全て履修するよう指導する。

### (5)研究指導方法（博士論文の作成）

特別指導科目である運動器柔道整復学特別演習Ⅰ～Ⅲ及び運動器柔道整復学特別研究Ⅰ～Ⅲが実質的な研究指導科目である。これらの科目では主担当教員と副担当教員が共同で多面的角度からきめ細かいフォローやチェックを行って研究指導を進める。

1年次では、主に、研究者として習得すべき保健医療学に立脚した問題解決能力を養成するために必要な基礎科目を学ぶ。また、追究する課題の見だし方や論文の書き方等、論文作成に係わる基礎知識の修得を目指す。

2年次では、主に、専攻分野で博士論文の作成を具体的に進めて行くと共に、見出した課題を、典型的な論文の書き方を参考に、査読付き学術雑誌に主論文1編、副論文1編以上を投稿できるよう指導する。

3年次では、主に、専攻分野において、査読付き学術雑誌に掲載された主論文1編、副論文1編の論文をもって論文発表会及び最終試験に対応できるよう

指導する。

査読付き学術雑誌、主論文及び副論文は以下の通りとする。

「査読付き学術雑誌」とは、査読制度の確立した学術雑誌で、日本語論文の場合は、医中誌 Web に集録かつ日本学術会議協力学術研究団体に指定された学術団体が発行する学術研究（論文等）を掲載する機関誌（学会誌）とし、英語論文の場合は、Current Contents Connect (Clinical Medicine Edition)、MEDLARS Online のいずれかに集録された欧文誌とする。

「主論文」とは、博士論文で、単著又は筆頭著者（共著の場合）とし日本語論文又は英語論文とする。いずれの場合も原著論文として査読付き学術雑誌に掲載されていること、あるいは掲載が確約されていること。なお、共著の場合は、指導教員が含まれていること及び博士論文審査に関する主論文として提出することについて共著者全員の承諾を得ていること。

「副論文」とは、学位申請の研究内容に関連があり、日本語論文又は英語論文で単著、共著を問わない。いずれの場合も原著論文として査読付き学術雑誌に掲載されていること、あるいは掲載が確約されていること。なお、共著の場合は、指導教員が含まれていること及び博士論文審査に関する副論文として提出することについて共著者全員の承諾を得ていること。

研究指導のスケジュールは資料 8 の通りである。

## (6) 博士論文審査の流れ

博士論文の審査は、「日本体育大学学位規程」資料 9 及び学位審査等取扱要領に基づき行う。博士論文審査の流れは資料 10 の通りである。

### (申請資格)

博士論文の審査を申請できるのは、次の 1、2 いずれかに該当するものとする。

- 1 本学大学院博士課程の第 3 学年に在学し、かつ、所定の研究指導を受けた者。
- 2 博士課程単位取得退学後、3 年以内の者（ただし、在学中の休学期間を除く）

### (前提条件)

博士論文の審査を申請できるのは、前項の申請資格を有するとともに、関係論文として査読付きの学術雑誌への掲載が確約されている論文を、主論文 1 編、副論文 1 編以上有すること。ただし、上述の主論文及び副論文には、保健医療学研究科委員会においてこれらに準ずると認められたものを含む。を条件とする。

### (論文審査の申請)

博士論文の審査を申請しようとする者(以下、「申請者」という。)は、指導

教員の承認を得た上、博士論文審査申請書と所定の書類、審査手数料を添えて研究科長を経て、学長に提出する。論文審査の申請時期は毎年11月とする。

**(論文審査員)【表2】**

論文審査の客観性や公平性を確保するため、論文審査員は次のように決定する。審査員は、主査と2名以上の副査の計3名以上とする。

主査になれる者は、保健医療学研究科の博士課程の教育を担当する教授(招聘教授を含む)とする。ただし、指導教員の場合は当該学生の主査になれない。逆に、当該学生の指導教員でない者は主査になれる。

副査になれる者は、保健医療学研究科の修士課程又は博士課程の教育を担当する教授又は准教授とする。副査は、運動器柔道整復学専攻以外の教員を加えることとし、また必要に応じ本学以外の大学院の教員を審査員として加えるなど厳格性と透明性を確保する。審査員の決定は研究科委員会の議を経て、研究科長が委嘱する。

**【表2】**

所属		職位	指導教員	論文審査員	
				主査	副査
保健医療学研究科	教授	○	×	○	
		×	○	○	
	准教授	○	×	○	
	講師	○	×	×	
	助教	×	×	×	
日本体育大学大学院の 他の研究科	教授	×	×	○	
	准教授	×	×	○	
	講師	×	×	×	
	助教	×	×	×	
日本体育大学大学院 以外の大学院	教授	×	×	○	
	准教授	×	×	○	
	講師	×	×	×	
	助教	×	×	×	

○=就任可、×=就任不可

**(論文発表会)**

申請者は、必ず公開の論文発表会(中間発表・最終発表)を行うこととしており、審査員は主論文及び副論文の内容、プレゼンテーション能力等の確認を行

う。公開の論文発表会は口頭発表とし、出席者からの質疑応答も設けている。

#### **(論文審査及び最終試験)**

審査員は論文審査と最終試験を行う。論文審査の対象とする論文は、主論文とし、柔道整復領域及びその関連領域において、新規かつ独創的な内容を含み、該当研究領域の発展に寄与するものであること。最終試験は、主論文を中心として、副論文及び柔道整復領域に関連ある科目について口述試験を行う。

#### **(論文審査及び最終試験の結果の判定・学位授与の審議)**

論文審査及び最終試験が終了した時は、主査からその結果を研究科長に文書で報告する。博士委員会は論文審査及び最終試験の結果の判定を行い、学位授与の可否を審議する。

研究科長は、博士委員会の審議の結果、学位授与を可とした者については学長に報告する。

#### **(論文公表)**

博士論文の公表については、本学学位規程に基づき公表する。

本学博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

上記にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

博士の学位を授与された者が行う公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。(本学図書館の「日体大リポジトリ」を利用)

### **(7) 研究の倫理審査体制**

「倫理審査委員会規程」[資料 11](#)に基づき、社会的コンセンサスが必要とされている実験・調査研究における生命倫理、ライフサイエンスに係る安全対策・取り組み並びに微生物、毒物・劇薬などの管理、安全確保及び実験装置などの適正な管理を図っている。また、本学において行われるヒトを対象とした体育科学の実験研究、調査研究及び測定(以下「ヒトを対象とした実験等」という。)に関し必要な事項を定め、人間の尊厳と人権を重んじ、社会の理解と協力が得られる適切な研究が実施されることを目的とした「日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程」[資料 12](#)を定めており、本研究科における研究倫理の審査体制はこれに準じている。

## **(8) 養成する人材とディプロマ・ポリシー**

運動器柔道整復学専攻では、3年以上在学して研究指導を受け、かつ16単位以上を修得し、さらに査読のある学術雑誌に筆頭著者として公表した原著論文についての学位審査に合格した者に学位を授与する。

「専攻の概要」において述べた運動器柔道整復学専攻が養成しようとする人材は以下の通りである。

- ①運動器外傷・障害の施術と予防に関する臨床研究を実施できる人材
- ②運動器の抗老化(アンチエイジング)を安全かつ効果的に実施する運動プログラムを立案、指導し、健康寿命の延長に貢献できる人材
- ③柔道整復の施術所(接骨院・整骨院)の社会的役割を創造し、研究成果を地域に還元できる人材
- ④開発途上国の医療・スポーツ分野において柔道整復の特徴を活かして活躍できる人材
- ⑤将来、上記の①～④の人材を養成する指導者・教育者、教員を指導し養成できる教育者を目指す人材

このような人材を養成するにあたり、本学の教育理念に基づき、独自の教育・研究プログラムを創造的に展開し、修了に当たって身につけておくべき知識や能力、態度等を以下のディプロマ・ポリシーとして掲げる。

#### ア. 知識・理解

- ①我が国の伝統医療である柔道整復術に関する歴史的背景、関係する法律を理解している。
- ②柔道整復術の高度専門職業人として運動器疾患に関する高度の知識を身につけている。
- ③スポーツによる運動器及び健康寿命への影響について高度の知識を身につけている。

#### イ. 分野固有の能力

- ①運動器外傷・障害に関する臨床研究を自律的に継続して実施し、柔道整復領域の学術的基盤の構築に寄与できる。
- ②健康寿命の延長に貢献するため、運動器の抗老化(アンチエイジング)を安全かつ効果的に実施する運動プログラムを立案、指導することができる。
- ③柔道整復の施術所(接骨院・整骨院)の社会的役割を創造し、健康寿命の延長に対する臨床研究の成果を地域に還元することができる。
- ④開発途上国の医療・スポーツ分野において柔道整復の特徴を活かして活躍できる。
- ⑤柔道整復領域の教育、臨床、研究をシームレスに連結し、柔道整復師養成における教育手法やシステムを開発・検証することができる。

#### ウ. 汎用的能力

- ①柔道整復領域の教育者あるいは研究者として高い倫理観に基づき、主体的に問題を解決できる。
- ②優れたコミュニケーション能力や協調性を有し、医療・福祉・スポーツ分野等他の関連する職種と連携することができる。

#### エ. 態度・姿勢

- ①柔道整復領域の教育者・研究者として高い倫理観、豊かな人間性と生涯学び続ける姿勢を持っている。
- ②柔道整復術の実践により健康寿命の延長に医療の立場から貢献するという強い意志を持っている。
- ③最新の知見・技術の獲得を怠らず、専門性を高めることに努め、科学的根拠に基づいて柔道整復術を実践する姿勢を身につけている。

## (9) 修了要件

以下の4つの要件を全て満たすこと。

- ①本研究科博士課程に3年以上在籍すること。
- ②「特別指導科目」6科目12単位を修得すること。
- ③「専門科目」6科目から4単位以上を修得すること。
- ④必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出し、その審査並びに最終試験に合格すること。

## (10) 学位記の授与

論文審査並びに最終試験に合格し、博士委員会が学位授与を承認した場合、学長より博士（柔道整復学）の学位が授与される。

## (11) 修得すべき単位と履修モデル

運動器柔道整復学専攻に入学する学生は本学保健医療学研究科高度実践柔道整復師コースを修了した者の他、本学以外の大学院で柔道整復学に関する修士号を取得した者や、柔道整復学以外の研究領域で修士号を取得した者など、その背景は多岐にわたる。このように多様な人材を受け入れ、異なる領域、分野との連携や協調、応用によってディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成しようとするものであることから、入学生の背景と進路に応じた履修モデルを提案する。資料 13

【モデル 1】柔道整復の養成施設で臨床研究を実践し「教員を指導し養成できる教育者」を目指す者

柔道整復の養成施設で教育者として教育に携わりながら、附属臨床実習施設等での臨床を通じて臨床研究を実践、あるいは接骨院・整骨院の社会的役割を創造するための能力及びその基礎となる豊かな教養と学識を養う履修モデルである。また、養成を目指す指導者・教育者としての人物像は、自律的に生涯教育を継続し、現代医療の進歩に追随しつつ、柔道整復の医療としての質の向上に研鑽し、さらに、ディプロマ・ポリシーに示した柔道整復師養成における教育手法やシステムを開発・検証する能力を有する者である。この能力を養い柔道整復領域の教員としての水準を担保し、柔道整復師養成施設の専任教員の要件を満たすため「専科教員養成科目」を全て履修し、全科目履修した者に「柔道整復師専科教員認定講習会」の修了証書が授与される。

「専科教員養成科目」は1年次に10科目、2年次に3科目配置し、いずれの年次も前期と後期に分散させて学生の負担が集中しないように配慮している。その具体的な履修方法は、まず1年次前期に「運動器柔道整復学特講実習」「柔道整復臨床研究法特講」「柔道整復指導者のための教育原理特講」「柔道整復指導者のための教育心理特講」「柔道整復指導者のための人体の構造と機能特講」「柔道整復指導者のための疾病と障害特講Ⅰ」を履修し、1年次後期に「運動器柔道整復学演習」「柔道整復指導者のための教育方法と教育行政特講」「柔

道整復指導者のための疾病と障害特講Ⅱ」「柔道整復の理念と保健医療福祉特講」を履修する。そして2年次前期に「運動器スポーツ医学特講」、2年次後期に「運動器スポーツ医学演習」を履修する。また2年次通年で「柔道整復教育学特講実習(教育実習を含む)」を履修する。このように専科教員の認定を受けようとする者は「専科教員養成科目」を可能な限り1年次に履修して2年次までに修得し、2年次から3年次にかけては博士論文の作成に注力できるよう配慮したモデルである。

卒業後の進路として、大学や専門職大学、専門学校の教員を想定しており、これら柔道整復師養成施設の附属接骨院での臨床実習の指導や実習計画の立案から検証を行い、教育システムの開発者として活躍することを期待している。

【モデル2】運動器外傷・障害の施術と予防に関する臨床研究を実施できる柔道整復領域の指導者・教育者

柔道整復の実践者・研究者として自立して臨床研究を行い、高度の専門的な業務に従事するに必要な教育・研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う履修モデルである。

具体的な履修方法は、まず1年次前期に「運動器柔道整復学特講実習」「柔道整復臨床研究法特講」「運動器柔道整復学特別演習Ⅰ」「海外運動器柔道整復学実習」、1年次後期に「柔道整復の理念と保健医療福祉特講」「運動器柔道整復学演習」「運動器柔道整復学特別研究Ⅰ」を履修し、次に2年次前期に「運動器スポーツ医学特講」「運動器柔道整復学特別演習Ⅱ」、2年次後期に「運動器スポーツ医学演習」「運動器柔道整復学特別研究Ⅱ」を履修し、そして3年次前期に「運動器柔道整復学特別演習Ⅲ」、3年次後期に「運動器柔道整復学特別研究Ⅲ」を履修する。このように、前期と後期に授業が分散されており、特別指導科目についても前期に特別演習、後期に特別研究が系統的に配置されており、学生は円滑に履修を進めることができる。このように計画的に配置された授業は、集中講義または16時20分以降の昼夜間部に開講される。従って、このモデルでは、後の述べる「ティーチング・アシスタント制度」やスポーツキュアセンターにおける「有資格者アルバイト制度」により、積極的に教育現場や臨床業務に携わることで教育手法や臨床技量を修得することも可能である。また、博士論文の内容についても教育現場や臨床業務における課題解決に繋がることを期待できる。

卒業後の進路として、大学の教員やスポーツ及び医療関係の研究機関を想定しており、運動器の抗老化(アンチエイジング)により健康寿命の延長に貢献したり、柔道整復の施術所(接骨院・整骨院)の社会的役割を創造し、研究成果を地域に還元して活躍することを期待している。

## (12) 学生に対する修学上の支援の充実

### ① 社会人への配慮

社会人が就業しながら学べるよう、集中講義の日程は、指導教員と学生との

相談により開講日時を決定する。

## ②外部競争的研究資金等の獲得

外部の競争的研究資金等の獲得を支援し、学生の研究活動への取り組みを促す。

## ③ティーチング・アシスタント制度

ティーチング・アシスタント制度により、保健医療学部整復医療学科の「整復医療学科専門教育科目」のうち「柔道整復実技」「臨床実習」「総合」の科目において教育補助業務を行うことにより、教育・臨床の現場でのトレーニングの機会提供により指導者としての能力養成を図るとともに、奨学に資する手当を支給して修学を支援する。

## ④スポーツキュアセンター横浜・健志台接骨院におけるアルバイト制度

スポーツキュアセンターでは、業務又は業務の補助を行う柔道整復師及び本学学生のアルバイトを雇用できるスポーツキュアセンター横浜・健志台接骨院アルバイト規程がある。**資料 14**この規程における学生とは学部学生を意味し、運動器柔道整復学専攻の学生は柔道整復師の有資格者が前提であるため、柔道整復師として扱われ、業務に従事することで奨学に資する手当を支給して修学を支援する。

柔道整復師のアルバイトについてはカンファレンスの参加を、学生のアルバイトについては勉強会及びカンファレンスの参加を義務付け、業務の質の向上を図ることで業務水準の向上と安全を確保している。また、このような勉強会やカンファレンスを実施し、参加を義務付けることで、単なる賃金を得るための手段ではなく、治療に携わる一員であることや診療に参加する責任を自覚できるよう配慮している。また、学部学生においては大学院生が取り組む臨床研究の実際を見て、臨床研究の必要性や生涯教育に対する意識を高めることが期待される。

## 7 施設・設備等の整備計画

### (1) 概要

運動器柔道整復学専攻では、日本体育大学の横浜・健志台キャンパスの校地・運動場・校舎などを用いて教育研究を行うことから、図書館・教室・ゼミ・学生の休憩場所なども整備されている。研究指導においては、臨床研究を実施するスポーツキュアセンターの評価・測定機器や研究機器を充実・整備しており、研究実施に支障が生じないように配慮している。さらに、スポーツキュアセンターのほか、実技室及び演習室を整備し、授業展開の妨げとならないよう整復医療学科の授業終了後に実験スペースとして使用する予定である。また、図書館は平日 22 時まで、土曜日 19 時まで、日曜日 18 時まで開館しており、「大学院設置基準」第 14 条の教育方法の特例を用いて展開するにふさわしい環境となっている。

## (2) 実験室及び研究機器の整備

「専攻の概要」で述べたように、スポーツキョアセンターを柔道整復領域の「臨床研究中核施術所」と位置付け、臨床研究を実施するためのカンファレンスルーム及び研究スペースと研究機器を整備する。研究機器は臨床研究を推進するに当たって不可欠な非侵襲で測定・評価が可能な機器を導入する。具体的には、エラストグラフィを装備した超音波診断装置、近赤外光ポトグラフィ、表面筋電計(誘発筋電やマルチチャンネル等)、呼吸代謝測定装置や動作解析装置等を導入する。

## (3) 実習室の整備

本専攻の授業において実習室を使用する。科学的根拠に基づく柔道整復術の実践や柔道整復師養成教育システムの開発を目的としていることから、これらの目的に対応すべく特に以下の2点について実習室を整備する。

### ① シミュレーション診察・処置エリア

施術所の一部を再現した医療面接から処置までの施術の一連の流れをシミュレーションできる診察・処置エリアを整備する。シミュレーションの状況は録画可能とし、教育内容の検証・評価や教材開発に応用する。

### ② デモンストレーションの提示・録画システム

アクティブ・ラーニングを促進するため、デモンストレーション録画による自習・復習用の映像教材の提供を可能とする AV システムを整備して一方向の指導となりがちな実技のデモンストレーションを双方向性(インタラクティブ)にする。デモンストレーションの提示・録画システムの整備により、学生の学修環境の向上のみならず、教員の技術検証や教育手法や教材の開発・検証等に応用する。

## (4) 自習室の整備

大学院生の学習環境の充実に資するため、横浜・健志台キャンパスの9号館3階に大学院生が自由に使用できる専用自習室(9354室 44.88 m<sup>2</sup>)を用意している。[資料 15](#)

## (5) 図書館の整備

### ① 図書館の蔵書数・座席数

保健医療学研究科を設置する横浜・健志台キャンパスの図書館は占有延べ床面積が、分館 741.44 m<sup>2</sup> (日体史料室・保存書庫を含む)、学習室 121 m<sup>2</sup>、閲覧席数が合計 240 席となっており、保健医療学部専用校舎である 9 号館内の図書館は 288.34 m<sup>2</sup>、閲覧席数 91 席、医学関連分野を中心として図書 5,809 冊を所蔵している。

東京・世田谷キャンパスの図書館も利用可能で、延べ面積は、2,036 m<sup>2</sup> (2階 779 m<sup>2</sup>、3階 775 m<sup>2</sup>、地階自動化書庫 482 m<sup>2</sup>) で、閲覧席数 380 席、自動化

書庫を含めて書架収容力は約 47.3 万冊となっている。閲覧席は、テーブルのほかに、間仕切りされた個人用閲覧席、学習のための共同コミュニケーション・スペースとして複数人数で利用できるグループ閲覧室（3 室）を備えている。また、所蔵資料は、学内外からインターネット上での検索が可能になっており、図書館内に検索用専用端末も設置している。地下の自動化書庫に格納されている資料は、資料検索の結果から、オンラインで出庫することが可能である。また、自動貸出装置を導入し、利用者の利便性の向上を図っている。

## ②デジタルデータベース、電子ジャーナル等の整備

図書館内に学生開放 PC が 149 台（うち、保健医療学部図書館に 19 台）設置されており、予習復習の情報収集、課題レポート作成等に活用されている。近年特にデジタルデータベース、電子ジャーナル等の利用も多く積極的に整備している。

図書館のデジタルデータベースについては、医中誌 Web、メディカルオンライン、メディカルファインダー、南江堂オンライン、ジャパンナレッジ Lib、Science Direct、Wiley Core Collection、MEDLINE Complete、SPORTDiscus with Full Text、Health Source など 19 種に加えて、朝日新聞聞蔵Ⅱ、読売ヨミダス文書館、毎日新聞社のデータベース毎索（まいさく）、JLC オンデマンドによるスポーツ動画配信サービスを整備している。

電子ジャーナルについては、上記データベースによるものに加えて、Journal of Bone and Joint Surgery、Prehospital and Disaster Medicine など国内外 80 種以上を整備している。検索については、タイトルからの検索を可能にする電子ジャーナルリストに加えて、複数データベースの同時検索を可能にする統合検索機能を導入して利便性の向上に努めている。

保健医療学研究科（博士課程）が設置された場合でも対応可能な状況であり、今後も更にデジタルデータベース等の整備を行い教育目的の達成に努める。

## 8 基礎となる学部・修士課程との関係

運動器柔道整復学専攻は、保健医療学部整復医療学科を基盤として構築する卒業教育課程で、保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程（高度実践柔道整復師コース）を土台とする。ただし、修士課程を基盤としつつも、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、急激に変貌する社会情勢を踏まえて異なる領域、分野との連携や協調、応用が不可欠なことから、多様な人材を受け入れる。具体的には、柔道整復師の資格を持ち、他の大学院において柔道整復領域の修士課程を修了した者や柔道整復領域以外の修士課程を修了した者等も受け入れ、年齢、スポーツ、栄養や心理等と運動器との関連を多面的に捉えて臨床研究を推進し、超高齢社会の多様性に対応できる人材を養成する。

## 9 実習の具体的計画

「運動器柔道整復学特講実習」、「柔道整復教育学特講実習(教育実習を含む)」及び「海外運動器柔道整復学実習」の3科目において実習を実施する。以下の、「運動器柔道整復学特講実習」及び「柔道整復教育学特講実習(教育実習を含む)」、の2科目が「専科教員養成科目」として実施する実習(実技)科目である。

### (1)運動器柔道整復学特講実習

実習(柔道整復実技)は実習室で実施する。柔道整復の臨床で用いる柔道整復実技を再確認し、臨床現場で生じるクリニカル・クエスションの妥当性を補足し、適切なリサーチ・クエスションを構築する上での手技や種々の治療法の確認を目的とする。15回の授業の内、実習室にて6回の実習(柔道整復実技)を実施する。シラバスに則り担当教員が実施する。

### (2)柔道整復教育学特講実習(教育実習を含む)

#### ①実習の目的

教育実習(ティーチングアシスタントを含む)を実施することで、柔道整復師養成教育の実際に触れ、柔道整復師学校養成施設指定規則等の法的制度に則って成り立っている教育の施設や設備、組織運営を理解する。その上で、教育の目的に応じたカリキュラム構成を把握し、シラバスに則って講義を実践する。また、特に臨床実習を担当する教育実習では、臨床現場における教育手法(診療参加型実習や正統的周辺参加等)を実践的に学ぶ。授業展開のPDCAサイクル、すなわち事前準備に始まり、授業を実施しさらに実施後の学生へのフォローや次回授業への準備等の過程を経て、教育手法を修得する。単なる授業の訓練の場ではなく、事務職員との交流等による組織運営への理解も深めることで柔道整復師養成教育に関して実践的かつ多面的に学ぶことを目的とする。

#### ②実習先の確保の状況

教育実習は、本学保健医療学部整復医療学科の「臨床実習」及び「専門教育科目」を対象として学内で実施する。

#### ③実習水準の確保の方策

科目担当者は5名で、担当者の専門性を活かしたオムニバス方式で実施する。15回の授業の内、教育実習は、7回実施する。このうち6回については1回当たり2名の指導教員が担当し、1回(ディスカッション)は5名共同で担当する。さらに、教育実習の対象となる科目の担当教員及びスポーツキュアセンターの臨床実習指導者からも助言することで、視点・観点、考え方・捉え方の多様性があることを知り、理解できるよう配慮する。

#### ④教育実習対象科目担当者との連携体制

教育実習実施年度の前年度末までに、教育実習の対象となる当該科目の担当教員に連絡し、「運動器柔道整復学専攻教育実習指導者会議」を組織して、情報を共有する。資料 16

## ⑤実習前の準備状況

「教育実習の手引き」を作成し、実習開始前にオリエンテーションを実施して、教育実習の目的や注意事項等について説明する。学生が実習中に事故に遭遇し、被害者・加害者になった場合の損害補償費などを考慮し、適切な保険に加入する。事故発生時の対応は学内の危機対応マニュアルに従って、担当教員はそれぞれ緊急的な措置、対処法について熟知しておく。さらに、インシデント(ヒヤリ・ハット報告書)やアクシデント(事故報告書)の報告を義務付け、事故再発防止に努める。

## ⑥指導計画

座学による講義を行った後、ティーチング・アシスタントとして臨床実習に2回参加し、教室で実施する科目を1回、実習室で実施する実技科目を1回、臨床実習を2回の計6回を担当者が指導する。これらの教育実習が終了後、結果を踏まえてディスカッションを行う。「臨床実習」においてはスポーツケアセンターのスタッフが補助に当たり、「専門教育科目」においては当該科目担当者も授業を聴講し、助言する。

## ⑦成績評価及び単位認定方法

成績評価は、プレゼンテーション及びディスカッション(50%)、課題に対するレポート(50%)で評価する。

## (3)海外運動器柔道整復学実習

### ①実習の目的

海外(開発途上国等)における医療現場及びスポーツに対する医療サポートの現場(公共施設や学校を含む)で実習を行う。海外の人々の健康の維持・増進やスポーツ活動における運動器外傷・障害に対する施術や発生予防に対し、実習実施国の医療制度やスポーツを取り巻く環境等を視察し、柔道整復術をどのように活かすことが可能か、又そのメリットとデメリットを踏まえて具体的にどのように貢献できるかについて実習を通して考察することを目的とする。

### ②実習先の確保の状況

日本体育大学は「グローバル人材の育成強化」として、海外提携大学との単位互換制度の構築(含留学推進)、海外実習の充実を推進しており、学内組織の国際交流センターがその連絡・調整を行っている。開設当初に予定している実習実施国は、開設年度はフィジー、2年目はフィリピンを予定している。3年目以降は実施結果をもとに修正を加えて再度いずれかの国で実施する予定である。4年目以降は、本学との提携がある開発途上国(ウズベキスタン、ネパール、モンゴル等)実習先として視野に入れ、参加学生及び教員の感想や意見を反映させて充実した実習を継続的に実施できるよう計画していく。資料 17

開設年度に実習実施を予定しているフィジーでは、一般市民が運動する公園の視察、総合病院の視察、フィジーサッカー協会トレーニングセンター施設見学、ラグビー協会訪問等により、現地の運動やスポーツの環境について理解を

深める。また、保健省やオリンピック協会の職員からの医療事情についての講義、意見交換を行う。その他、少年野球の児童を対象として、学生が引率教員とともにケガの予防や応急手当、正しいトレーニング指導を指導する等により現地の住民との交流を図り、併せて柔道整復術を紹介する計画である。

開設2年目に実習実施を予定しているフィリピンでは、まず比較的富裕層が利用するスポーツジムや総合病院を見学し、現場スタッフと情報交換する。総合病院では、スポーツ整形外科医からの講義と実技実習を予定している。また、貧困層は一般的に病院を受診することはできないため、役場に併設されている貧困層が医療相談できる施設（ヘルスセンター）を視察し、職員との情報交換を予定している。さらに、小学校でのスポーツ活動の視察、少年野球チームの練習に参加して、学生によるケガの応急手当や予防について講義を実施して現地の人々と交流し、併せて柔道整復術を紹介する計画である。

### ③実習先の妥当性

開設年度に実習実施を予定しているフィジーでは、ラグビーが国技と言われるほど盛んで、平成28(2016)年リオデジャネイロ五輪では金メダルを獲得している。近年ではサッカーや野球も人気スポーツとなっている。一方で、医療事情は国全般的に悪く、スポーツに対する医科学的サポートはラグビーにおいても一部のトップ選手に限られ、成長期の子どもを含め、ケガや病気に対する医療のみならずスポーツによるケガの予防や正しいトレーニング指導等は皆無の状況である。

開設2年目に実習実施を予定しているフィリピンでは、マニラ首都圏の衛生状態は年々改善されつつあり、近代的な設備を整えた総合病院もある。しかし、貧困層が適切な医療を受けることは一般的に困難で、子どもの死亡率は東南アジアで最も高く、看護師不足も社会問題となっている。スポーツを取り巻く環境については、プロスポーツはバスケットボールやボクシング等ごく一部に限られ、そのスターは貧困から抜け出すことを夢見る子どもの憧れという状況である。スポーツに取り組む子どもたちに対して、十分ではないにしてもスポーツの普及活動や用具の提供、技術指導が実施されている。しかし、スポーツに関する医療的側面では、子どもはもちろんのこと大人がケガの応急手当や予防に関して無知あるいは無関心で、今回対象とする少年野球では、根性論や投球過多による障害が深刻であると現地整形外科医より情報を得ている。

以上のような背景を踏まえ、このような環境での実習は、本学の使命や本専攻が養成しようとする人材やディプロマ・ポリシーに合致するものであり、また、本実習の目的に合致することから実習先として適切である。

### ④実習スケジュール

いずれの実習においても、学生が主体的に行動できるよう、指導教員はそのサポートに徹して学生の意図・考えを尊重しながら実習を進める。実習のスケジュールについては、以下の【表3-1】（フィジー）、【表3-2】（フィリピン）の通り予定している。

【表 3-1】 フィジー

日	曜日	午 前	午 後	宿 泊
	日		成田空港発 21:25→	機内泊
1	月	ナンディ空港着 09:05 ナンディ空港発 10:30→スバ 市着 15:00 (車両移動)	スバ市内 運動器具設置場所 視察 (アルバート公園)	タノアホ テル (ス バ市内)
2	火	CWM 総合病院視察 理学療法士と意見交換	フィジーサッカー協会トレ ニングセンター施設見学 夕方・夜: 現地人就労後のス ポーツ活動現場視察	タノアホ テル (ス バ市 内)
3	水	フィジーラグビー協会訪問 意見交換	スバサッカークラブ練習視 察、選手との意見交換 夜: 保健省職員より現地の医 療事情解説	タノアホ テル (ス バ市内)
4	木	USP スポーツクラブ施設見 学	サマブラ小学校生徒とのスポ ーツ交流 夜: 現地語講座	タノアホ テル(ス バ市内)
5	金	メトロジム視察 YMCA フィジー視察	フィジーサッカー代表チーム 練習視察、コーチと意見交換	タノアホ テル (ス バ市内)
6	土	フィジー野球協会 小学生、 中学生、高校生練習視察。 野球少年及び家族への健康運 動講座開催	野球少年及び家族への健康運 動講座開催、 夜: フィジーオリンピック協 会職員との意見交換	タノアホ テル (ス バ市内)
7	日	スバ発 9:00→ナンディ着 13:30	これまでの振り返り	ノホテル ホテル (ナンデ イ市内)
8	月	ナンディインターナショナル スクール体育授業見学	ラウトカ総合病院視察	ノホテル ホテル (ナンデ イ市内)
9	火	資料整理 ホテル発 10:00→ナンディ空 港着 10:30	ナンディ空港発 13:25→成田 空港着 19:30	

【表 3-2】 フィリピン

日	曜日	午 前	午 後	宿 泊
1	月	羽田空港出発 →	ニノイ・アキノ空港到着	マニラ市 内
2	火	Pinnacle Performance (スポーツジム) 視察	Pinnacle Performance (スポーツジム) トレーニング体験、意見交換 夜：現地語講座	マニラ市 内
3	水	Makati Medical center 病院施設見学	Makati Medical center 整形外科診療見学、質疑応答	マニラ市 内
4	木	Makati Medical center スポーツ医学講義 (Dr. Angelo)	スポーツ施設見学 前半の振り返り	マニラ市 内
5	金	Makati Medical center スポーツ医学講義 (Dr. Castillo)	翌日の指導内容、プレゼンテーション資料の作成 夜：現地語講座	マニラ市 内
6	土	Makati Mariners 現地小学生との交流 野球の障害予防、応急手当、 柔道整復術の紹介	Makati Baseball 野球チームの練習に参加して トレーニング指導 全体の振り返り	マニラ市 内
7	日	ニノイ・アキノ空港出発 →	羽田空港到着	

### ⑤実習の安全確保

開発途上国では、治安が良いとは言えないため実習を実施するにあたり安全の確保が重要である。本学はこれまで、開発途上国で実施される国際大会への参加や海外実習を経験、実施してきており、開発途上国での活動経験（青年海外協力隊等）を有する教職員も多数いる。そして、これらの経験を通じて得られた開発途上国での安全確保に関するノウハウは、インシデント、アクシデント共に具体的な事例として国際交流センターに蓄積されている。初年度に実習を実施するフィジーでは、現地に精通した日本人スタッフの同行と現地での青年海外協力隊やその後の在住経験がありフィジー政府と関係が深い日本人コーディネーターが帯同する。また、2年目に実施するフィリピンにおいても、現地に精通した日本人スタッフの同行とマニラ在住の日本語が堪能かつ現地の情勢に精通した現地スタッフが帯同する。いずれの実習でも単独行動は厳禁とし、夜間の外出はせず、危険な地域に入らないようにして行程全体を通して学生及び教員他スタッフ全員の安全を十分に確保する。

### ⑥成績評価体制及び単位認定方法

プレゼンテーション及びディスカッション(50%)、課題に対するレポート(50%)で評価する。

## 10 入学者選抜の概要

### (1) アドミッション・ポリシー

運動器柔道整復学専攻(博士課程)は、柔道整復領域における臨床研究を実施できる人材、健康寿命の延長に貢献できる人材、施術所の社会的役割を創造し

研究成果を地域に還元できる人材、発展途上国において柔道整復の特長を活かして活躍できる人材、これらの人材や教員を指導・養成できる人材の養成等、柔道整復領域における極めて高度な専門性を備えた人材の育成を目指す。このような人材像、本専攻が掲げる教育の柱とアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの関係を別に示す。**資料 18**これに示した養成する人材像及びディプロマ・ポリシーとの関連を踏まえ、アドミッション・ポリシーを「ア. 態度・志向性」「イ. 姿勢・思考」「ウ. 知識・技能」に分けて示し、これらの資質を備えた入学者を求める。

ア. 態度・志向性

- ①柔道整復を実践する高度専門職業人として必要な高い倫理観と豊かな人間性を備えている者。
- ②柔道整復の特性を活かして健康寿命の延長に貢献しようという強い意志のある者。
- ③将来、柔道整復の教育者、研究者、臨床現場の指導者になりたいと強く志望する者。

イ. 姿勢・思考

- ①生涯学び続ける姿勢を持ち、最新の知見・技術の獲得を怠らない者。
- ②専門性を高めることに努め、科学的根拠に基づいて柔道整復術を実践しようとする者。

ウ. 知識・技能

- ①柔道整復師として基礎的な基礎医学及び臨床医学の知識を備えている者。
- ②柔道整復師として基本的な臨床実技能力を備えている者。

**(2) 入学定員**

運動器柔道整復学専攻の入学定員は 2 名、収容定員は 6 名とする【表 3】。

**【表 4】 博士課程の入学定員、収容定員**

研究科	専攻	入学定員	収容定員
保健医療学研究科 (博士課程)	運動器 柔道整復学 専攻	2	6

**(3) 出願資格**

以下ア～ケのいずれかに該当する者で、且つ、柔道整復師免許を有する者に

出願資格を与える。また、柔道整復師専科教員の認定を受けようとする者は、柔道整復師免許取得後 2 年以上経過していることが条件となる。

ア. 修士の学位を有する者及び授与される見込みの者。

イ. 専門職学位を有する者及び授与される見込みの者。

ウ. 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者。

エ. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者。

オ. 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者。

カ. 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者。

キ. 外国の学校、上記オの指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者。

ク. 文部科学大臣の指定した者。(平成元年文部省告示第 118 号)

ケ. 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時まで 24 歳に達した者。

#### (4) 入学者選抜の方法

アドミッション・ポリシーに則って一般選抜及び社会人選抜を実施する。本専攻が目指す教育研究に相応しい適性・能力、入学後の学修に十分に対応できる資質等を多面的に判定する。

合否の判定は、書類審査、筆記試験（英語、専門科目：運動器解剖学及び柔道整復学）、臨床実技試験、面接試験の結果を総合的に判断して行う。

##### ① 一般選抜

- ・ 書類審査（履歴書、学業成績証明書、研究計画書など）

- ・筆記試験（英語、専門科目：運動器解剖学及び柔道整復学）
- ・臨床実技試験（医療面接及び臨床手技：診察技法、徒手検査法、整復法、固定法等の実技で口頭試問を含む）
- ・面接試験（口頭試問含む）

## ②社会人(現職教員等有職者)選抜

- ・書類審査（履歴書、学業成績証明書、研究計画書、研究活動調書など）
- ・筆記試験（英語、専門科目：運動器解剖学及び柔道整復学）
- ・臨床実技試験（医療面接及び臨床手技：診察技法、徒手検査法、整復法、固定法等の実技で口頭試問を含む）
- ・面接試験（口頭試問含む）

※研究計画書、面接試験では、研究課題やこれまでの研究経過（職務経験を含む）を基に総合的に判定する。

## (5) 選抜体制(組織)

入学者選抜に係る体制(組織)は以下の通り、編成する。

### ①入試制度の企画・立案

学長が本研究科長に諮問し、当該の入学試験委員会にて検討・審議する。入学試験委員会の審議に基づき、本研究科長は学長に入学試験制度について答申する。学長は、答申を受け、当該年度の入学試験制度を決定する。

### ②入学試験の実施

原則、本研究科所属の教職員により実施し、公正・厳正な選抜を行う。

### ③合否判定

入学試験の結果に基づき、当該博士委員会において、合否判定を行う。学長は、その判定結果を受け、合格者(入学者)を最終決定する。

### ④出願資格

出願資格に関して、別途審査が必要な場合には、本研究科構成員による出願資格審査委員会を開催し、審議する。学長は、その審議結果に基づき、出願の可否を最終決定する。

## 11 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

### (1) 修業年限

博士課程(博士) 3年

### (2) 履修指導及び研究指導の方法

学生に対する保健医療学研究科(博士課程)の履修指導は、毎年4月に行われる「大学院ガイダンス」において、研究科長、専攻主任及び学生支援センター、大学院教学センター職員が行う。また、入学後、各自の研究テーマに基づき指導教員を決定し、指導教員は当該学生の学修環境や学修状況及びその変化に応じて単位修得や研究指導を個別で行う。

特に社会人学生については、指導教員が履修計画や研究テーマの設定や学修環境など入学前から相談をし、博士課程の3年間に仕事をしながらの通学であっても必要単位を取得し修了できるようきめの細かい指導をする。

授業は通常時間帯から夜間の時間帯にかけて開講しており、社会人が在職のまま大学院の授業を受けられるよう、必修の共通科目については履修可能な時間帯に設定している。

選択科目については、履修可能な科目から優先して取るよう指導していく。

研究指導については、指導教員と研究計画を立て、指導日等を調整し、指導を受けることになるが、社会人など平日昼間の受講が困難な場合は、指導教員と相談の上、土日や休業期間中に集中して行なうことも可能としている。

また、教育現場に関する課題に取り組む場合、遠隔地で研究することも想定し、電子メールや学内ポータルシステムやオンライン教育サポートシステムなどを活用しての指導や、場合によっては指導教員が現場を訪れることにより効果的な指導を行う。

### (3) 授業の実施方法

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例の措置を導入し、昼夜開講の形式をとることから、以下の【表4】の通り、5時限・6時限・7時限を開講する。授業は本学で行なうが、予習・復習については電子メール、学内ポータルシステム及びオンライン教育サポートシステムを利用して学ぶことができるようにする。

【表5】 日本体育大学保健医療学研究科（博士課程）授業時間

時 限	時 間	備 考
1時限	09時00分～10時30分	昼間部
2時限	10時40分～12時10分	昼間部
3時限	13時00分～14時30分	昼間部
4時限	14時40分～16時10分	昼間部
5時限	16時20分～17時50分	昼夜間部
6時限	18時00分～19時30分	昼夜間部
7時限	19時40分～21時10分	昼夜間部

※ 集中講義が必要な場合は、休日で展開する。

### (4) 教員の負担の程度

学部の教員が大学院の教員を兼ねていることから、大学院担当教員の負担が過度にならないよう、大学院の授業を担当しない教員と学部の授業科目を調整して分担するなど、全体として教員の負担度を同程度に保つように留意し、研究時間の確保にも配慮する。

また、出勤時間に関しては、5限目以降に授業が開講されることから、履修

者と調整の上、教員の裁量により決定できるものとし、各自で1週間の勤務時間(労働時間)を調整できるように配慮している。

さらに、平日(月～金曜日)には研究日1日进行けられるようにし、休日(土・日曜日等)の出勤に対する負担軽減も考慮している。

### **(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に関する配慮, 必要な職員の配置**

図書館のうち、本館と分館は、授業期間中は平日8時45分から22時まで開館しており7限目受講の学生に対しても対応している。また、土曜日は8時45分から19時まで、日曜日は10時15分から18時まで開館している。保健医療学部図書館は平日8時45分から19時まで、土曜日は10時15分から18時まで開館し、閉館後から22時までは閲覧席の一部を自習室として開放している。

蔵書は、キャンパス間の学内定期便利用により、東京と横浜の両キャンパスの図書館3館の取り寄せ利用が可能である。また、貸出状況確認や相互貸借サービスの申し込みは、学内外からオンラインで行うことが可能な図書館システムを用意している。このような来館型・非来館型の利用をさらに促進し利用者の利便性の向上を図るため、図書館資源の活用方法についての図書館オリエンテーションやデータベース講習会を通年で開催している。

図書館課専任職員は図書館法第5条に基づく司書資格を有し、また平日17時以降や土曜・休日に従事する業務委託スタッフの半数以上が司書の資格を有しており、大学図書館における専門的な参考調査や資料情報提供等に対応可能な職員を配置している。

情報処理施設等の利用については、東京・世田谷キャンパスのPC教室は平成26(2014)年4月に増設を行い、PC72台を設置し、単一のコンピュータでMacOSとWindowsOSのいずれもが利用できる環境とするなど情報技術を用いて教育を支援している。また、可動式のタブレット端末90台の設備を整備し、一般教室においても簡易なPC環境を実現している。

東京・世田谷キャンパスの学生ラウンジには、開放用PC30台を設置し、自由に利用できるコンピュータを設置している。

コンピュータはもとより、利用者が拡大しているスマートフォン、タブレットを収容することを目的に、平成25(2013)年度に有無線ネットワークの高速化、および無線ネットワーク拡充を行い、全学ネットワーク全体の再設計を行った。

これにより、全てのキャンパス、学生寮において統一された手法、品質により全学ネットワークの利用が可能となり、従前からの個人の属性による通信経路の動的制御、悪意のあるサイトの閲覧を防止するURLフィルタリング等の利用者、情報保護を目的としたセキュリティ対策と併せて、安全かつ安定したサービスの提供を行っている。

平成25(2013)年度に全学ネットワーク全体の再設計を行ったことにより安定的に活用できるようになっている。

職員の配置については、現在も学生支援センターに大学院担当職員を配置して対応しているが、本研究科に対しても同様に対応する。

## **(6) 入学者選抜の概要**

入学者選抜に係る体制(組織)は以下の通り、編成する。

### **①入試制度の企画・立案**

学長が本研究科長に諮問し、当該の入学試験委員会にて検討・審議する。入学試験委員会の審議に基づき、本研究科長は学長に入学試験制度について答申する。学長は、答申を受け、当該年度の入学試験制度を決定する。

### **②入学試験の実施**

原則、本研究科所属の教職員により実施し、公正・厳正な選抜を行う。

### **③合否判定**

入学試験の結果に基づき、当該博士委員会において、合否判定を行う。学長は、その判定結果を受け、合格者(入学者)を最終決定する。

### **④出願資格**

出願資格に関して、別途審査が必要な場合には、本研究科構成員による出願資格審査委員会を開催し、審議する。学長は、その審議結果に基づき、出願の可否を最終決定する。

## **(7) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等**

運動器柔道整復学専攻は、全て専任教員で構成しており、学部の教育を兼担している。そこで、教員の担当時間数は研究科及び学部を合わせて1週間あたり8回以内に抑える。研究科担当科目が多い場合には、当該教員の学部担当授業を担当可能な他の教員に振り替えるなどにより負担の軽減に努める。また、研究指導には同分野の他の教員の援助を仰ぎ、負担が一部の教員に偏ることがないように考慮する。

さらに、本専攻の教員組織の年齢構成は60歳代が1名で、他は40～50歳代であることから、指導教員は、後継者を養成するため同分野の若手教員に対して指導を行い研究組織の継続性を担保する。

## **12 管理運営**

運営体制としては、現在、保健医療学研究科委員会を管理運営している常設委員会(研究科担当教員審査委員会、研究科入学試験委員会、研究科教務委員会、日本体育大学学術奨励賞選考委員会、奨学金返還免除に関する選考委員会)を活用して管理体制を有効に機能させる。

## 13 自己点検・評価

本学では、平成 5(1993)年に自己点検・評価のための組織体制を整えて以来、一貫して教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに改革改善に取り組んできた。

### (1)実施体制

#### ①自己点検・評価協議会及び自己点検・評価委員会

本学の自己点検・評価の取組みは、平成 5(1993)年に自己点検・評価委員会を設置して、日本体育大学の現状と課題について分析することから始まった。その後、教育・研究水準の維持・向上を図り、目的及び社会的使命を達成するために平成 6(1994)年 7 月に「学校法人日本体育会自己点検・評価に関する規程」に基づき、「自己点検・評価協議会」及び「日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価委員会」資料 19を設置し、自己点検・評価を平成 8(1996)年、平成 10(1998)年、平成 15(2003)年、平成 20(2008)年、平成 26(2014)年に実施した。その内容については『自己点検・評価報告書』としてまとめ、公開している。

また、平成 25(2013)年 12 月には「学校法人日本体育大学自己点検・評価等に関する規程」の改正を行い、自己点検・評価に関する複数の活動セクションを、「自己点検・評価等協議会」「日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会」に統合し、効率化と合理化を図った。

「自己点検・評価等協議会」は学校法人日本体育大学に設置され、日本体育大学及び日本体育大学大学院の自己点検・評価に関する基本方針、実施時期及び実施基準などの基本的事項について審議決定するため、理事長、常務理事、法人事務局長、学長、副学長、学部長、大学院研究科長及び大学事務局長、その他理事長・学長が推薦する者で構成されている。

#### ②調査・データの収集と分析を行う体制

大学機関別認証評価に係る所定のエビデンスデータ類については、事務局の各担当所掌部署にて最新の情報を更新している。

これらの最新情報は、「自己点検・評価等委員会」の構成員及び事務職員全体で共有され、これらの年度推移や現況の分析に基づき、自己点検・評価を行っている。

本学の現状を把握するための情報に関しては、事務局の事務分掌の規定に応じて調査・収集・分析が実施されており、例えば、入学者に関することについてはアドミッションセンターが、学生の学習や修学支援等に関しては学生支援センター学習支援部門が、学生の生活支援や課外活動支援に関しては学生支援センター生活支援部門が、就職を含む進路に関しては学生支援センターキャリア支援部門が、教員の業務等に関しては庶務課が業務を担当しており、それぞれの業務に関わる情報やデータを集約している。

さらに、平成 30(2018)年 4 月より、インスティテューショナル・リサーチアンドエフェクティブネス室(以下「IRE 室」という。)を設置し、それら

の情報やデータを統一的に集約し、総合的に事務局で共有されるほか、「自己点検・評価等委員会」の資料として整理されている。IRE室を設置したことにより、自己点検・評価及び認証評価に関する事項や、内部質保証に関する事項、学内外における高等教育に関わる各種の情報に関する事項等の調査、データ収集と分析の体制を充実させた。

## (2) 実施方法

大学及び大学院の教育・研究活動等固有の事項については、学長が中心となって「自己点検・評価等委員会」が対処しており、具体的な自己点検・評価は、各学部（大学院研究科含む）、附置機関等を通じて、大学事務局が行い、企画部教育課程課及び、IRE室がとりまとめており、直近では、平成27年5月1日の状況を点検し評価を行ったほか、公益財団法人日本高等教育評価機構が実施する大学機関別認証評価を受審した。

各部署においては、関係するデータ収集・整理を行い、改善・向上方策を通常業務に反映させるほか、大学改革構想に係る所掌の取組状況や各年度事業計画等の実績や進捗状況に基づいた次年度の事業計画等の立案に取入れ、それらの事業報告をまとめる中で自己点検評価の機能を併行している。

また、教学事項に関しては、特に、FD委員会資料20が中心となって、授業改善に資する活動の一つとして、前学期及び後学期全ての授業で、学生による授業評価アンケートを行っている。アンケート結果については、各学期の履修授業の各成績が確定した直後に、それぞれの授業担当教員及びそれぞれの授業履修者に還元している。

授業担当教員は、各学期の学生の受講反応を詳細に確認でき、次学期の授業展開に改善を加えるために有効に活用しているほか、履修者は自身の履修した授業に関し、他の履修者の回答結果を閲覧し、自身の履修行動を省みる機会となっている。

財務事項に関しては、決算後の5月に実施する会計監査にとどまらず、会計年度進行中の11月及び3月に期中監査を行い、その透明性と会計基準や予算制度などに関するコンプライアンスを担保している。

## (3) 評価項目

「日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会」は「自己点検・評価等協議会」の下、基本方針に則り、教育及び研究等の活動について自己点検・評価の実施項目、内容、方法及び結果の活用方法等の具体策を策定し、自己点検・評価の実施及び推進に当たっている。自己点検・評価等協議会が定める自己点検・評価の基準は以下の通りである。

### ①基準1. 使命・目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性
- 1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性

1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性

## ②基準 2. 学修と教授

2-1. 学生の受入れ

2-2. 教育課程及び教授方法

2-3. 学修及び授業の支援

2-4. 単位認定、卒業・修了認定等

2-5. キャリアガイダンス

2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-7. 学生サービス

2-8. 教員の配置・職能開発等

2-9. 教育環境の整備

## ③基準 3. 経営・管理と財務

3-1. 経営の規律と誠実性

3-2. 理事会の機能

3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-4. コミュニケーションとガバナンス

3-5. 業務執行体制の機能性

3-6. 財務基盤と収支

3-7. 会計

## ④基準 4. 自己点検・評価

4-1. 自己点検・評価の適切性

4-2. 自己点検・評価の誠実性

4-3. 自己点検・評価の有効性

## ⑤その他の基準

### A. 国際的な競技力向上への貢献

1. 国際化を推進すべく、諸外国との学術・スポーツ交流協定の締結

2. 体育・スポーツの指導者養成及び国際競技大会等への選手・指導者の派遣

3. 競技力向上と重点強化種目及び重点強化選手への支援及び強化策策定

### B. 健康で豊かな生涯スポーツ社会の構築

1. 両キャンパス周辺地域住民を巻き込んだ健康維持・増進プログラムの推進

2. 老若男女が積極的に取り組むことのできるスポーツプログラムの構築

## (4) 結果の公表

「自己点検・評価等委員会」による自己点検及び評価の結果については、「日本体育大学の現状と課題－自己点検・評価報告書－」として刊行（平成 5(1993)年度版、平成 7(1995)年度版、平成 9(1997)年度版、平成 14(2002)年度版、平成 18(2006)年度版、平成 19(2007)年度版、平成 20(2008)年度版）し、学

内外に公表している。また「自己点検・評価報告書」を平成 27 年 3 月に作成し、ホームページで、学内外に公表している。

自己点検・評価報告書のほか、認証評価機関による認証評価を受ける際に提出した所定の報告書等についても、本学ホームページに掲載して内外に公表している。

## (5) 結果の活用

自己点検・評価は、大学の教育研究活動と管理運営についての現状説明、点検・評価、問題点の整理と改善に向けた課題の分析がなされており、大学運営の改善に積極的に生かされている。これまでの自己点検・評価又は大学機関別認証評価等を経て改善・向上の方策として認識された事項については、然るべき検討・構想案件として認識されている。

自己点検・評価の結果は、「11 の大学改革構想案」に反映させているほか、特に教育課程関係については、体育学部の 2003 カリキュラム、2005 カリキュラム、2008 カリキュラム、2009 カリキュラム、2013 カリキュラムそれぞれに活かされている。また、平成 22(2010)年 9 月には、短期的改革・改善事項及び中期的改革・改善事項として整理分類され、それらを議論するに当たって、「大学・短期大学の改革・改善について考えるフォーラム」が設置された。このフォーラムは、教職協働で運営され、「体育学部、短期大学の在り方」「日体大スポーツの強化(競技力向上)」「研究活動の在り方」「学生生活の充実」の四つの分科会で構成された。

各フォーラムでは、本学の現状分析、他大学の動向把握に関して、客観的データに基づいた議論が展開された上で、取り組むべき具体的方策の提案が行われた。さらに、これら活動を通じて、情報の共有化が本学構成員の間で図られていくこととなり、新たな学部や附置機関、併設機構の設置、人事制度の改革に至るまで、大学改革に資する様々な取組みに生かされている。さらに、然るべき意思決定の場面に関して、その計画立案、運営改善を導く先進的な研究と分析を行うことは、今日の大学運営には必須であり、外部環境への対応と拡張過程の整理、高等教育機能の追加的増加、点検及び評価から導いた課題は大学の経営問題として扱い、その対応や処理を行うことは、組織マネジメントや成果測定基準を導くこと、すなわち、各種情報の可視化を通じた共通理解及び多角的分析に基づく「運営戦略・経営戦略」を構築することであるとの考えから、IRE 室を設置した。IR 活動を恒常化することは、将来構想を確実に実現していくに当たって必須であり、情報の収集や分析にのみ傾倒し、数値的变化や経年推移を確認するだけにとどめず、本学の実態を視覚化して共有することにより、未来の日体大を予測する実質的な手段や仕組みを速やかに構築して、意思決定に資する取組みを推進することとした。

## 14 情報の公表

本学は、平成 22(2010)年 6 月 16 日付け文部科学省通達「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)」を踏まえ、ホームページに情報公開コンテンツを設け、情報を公表している。また、「大学案内(NITTAIDAI)」や「大学広報誌(学報 NITTAIDAI)」

を継続的に刊行し、学生、教職員のみならず、保護者や卒業生、本学への進学を希望・検討している高校生等に対して積極的に情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開

### (1) 大学の教育研究上の目的に関すること

大学の教育研究上の目的に関することについては、ホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」及び「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」に掲載し、学生・教職員だけでなく、広く学外にも情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/profile/mission.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 建学の精神 ミッション ビジョン

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表

### (2) 教育研究上の基本組織に関すること

学部・学科構成については、ホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」、及び「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」に掲載し、学生・教職員だけでなく、広く学外にも情報を公表している。事務組織については、ホームページ、「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」に掲載し学内の周知を図るだけでなく、学外にも公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/profile/organization.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 組織図

### (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することはホームページに掲載し、年度の始まり等に合わせた定期的な更新だけでなく、必要に応じた情報の更新を適宜行っている。教員の数については、ホームページと合わせて、「大学案内(NITTAIDAI)」にも掲載している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/shokuin.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 教員に関すること > 教職員データ

例：[http://www.nittai.ac.jp/gakubu/kyoin\\_list/index.html](http://www.nittai.ac.jp/gakubu/kyoin_list/index.html)

ホーム > 学部・大学院 > 教員一覧 > 専任教員

#### **(4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること**

入学者に関する受入方針及び入学者の数については、ホームページ、入試案内に掲載して広く情報を公表している。また、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況については、ホームページに情報を掲載し、年度の始まり等に合わせて定期的に更新している。また、進学及び就職等の状況については、本学への進学を希望・検討している方々へ情報を開示するため、「大学案内(NITTAIDAI)」に掲載し、情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/exam/index.html>

ホーム > 入試情報

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html#ct-4>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 受入方針、学生数、進路に関すること

例：[http://www.nittai.ac.jp/about/information/number\\_g.html](http://www.nittai.ac.jp/about/information/number_g.html)

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 受入方針、学生数、進路に関すること > 卒業者数、進学者数、就職者数

例：<https://www.nittai.ac.jp/career/support/employment.html>

ホーム > 就職・キャリア支援 > 主な就職先一覧

#### **(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること**

授業科目については、学則に明記しホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」、「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」にて周知を図るとともに、学外に対しても情報を公表している。授業の方法及び内容並びに年間の授業に関することについては、ホームページにポータルシステム「NSSU Passport」をリンクさせシラバスを掲載しており、学生・教職員のみならず学外者もゲストユーザーとして閲覧ができる。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/profile/rule.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 学則・規程等

例：<http://www.nittai.ac.jp/gakubu/syllabus/index.html>

ホーム > 学部・大学院 > シラバス

#### **(6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること**

学修の成果に係る評価については、「大学機関別認証評価報告書(平成27(2015)年度)の自己評価報告書」をホームページに掲載し、基準項目 2-6 で公表している。卒業又は修了の認定に当たっての基準に関することは、ホームページにて公表している。

例：[https://www.nittai.ac.jp/about/information/evaluation/univ\\_jihe.html](https://www.nittai.ac.jp/about/information/evaluation/univ_jihe.html)

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 評価、財務、経営、新設学部等設置に関する情報 > 評価報告 > 大学

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html#ct-6>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 学修成果の評価及び学位認定の基準に関すること

## **(7)校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること**

校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関することについては、ホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」にて公表している。

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/index.html>

ホーム > 大学案内 > キャンパス案内

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/index.html>

ホーム > 大学案内 > 施設案内

## **(8)授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること**

授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関することについては、ホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」及び「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」並びに入試案内にて情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/gakubu/index.html>

ホーム > 学部・大学院 > 学費

## **(9)大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること**

学生の本学における学習や生活、さらにはキャリアに関する支援を行っていくため、平成24(2012)年4月1日に学生支援センターを設置した。また、学生生活の中で出会うさまざまな事柄、クラブ・サークル、学業、人間関係、進路などについて気軽に相談することができるよう学生相談室を設けており、これらがより機能的に対応できるよう、ホームページ、学生便覧「ライフガイダンスマップ」にて学生・教職員へ周知を図っている。

例：[http://www.nittai.ac.jp/important/post\\_78.html](http://www.nittai.ac.jp/important/post_78.html)

ホーム > 重要なお知らせ > 学生支援センターの設置について

例：<http://www.nittai.ac.jp/campuslife/counseling/index.html>

ホーム > 学生生活 > 相談室・カウンセリング

## **(10)その他**

### **①教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報**

学部・学科の教育理念、教育目標については、ホームページ、学生便覧「ライ

フガイダンスマップ」にて情報を公表している。

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html#ct-1>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 教育研究上の目的に関すること

## ②学則等各種規程

学則については、ホームページに掲載している。また、学生に関連する各種規程等を学生便覧「ライフガイダンスマップ」に掲載して公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/rule/index.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 学則・規程等

## ③設置届出書、設置計画履行状況等報告書

申請及び届出に関連するものについては、ホームページにて情報を公開する。

例：<https://www.nittai.ac.jp/about/information/installation.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 新設学部等設置に関する情報

## ④自己点検・評価報告書、認証評価の結果

自己点検・評価報告書、認証評価の結果については、ホームページにて公表している。

例：[https://www.nittai.ac.jp/about/information/evaluation/univ\\_jihe.html](https://www.nittai.ac.jp/about/information/evaluation/univ_jihe.html)

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 評価報告 > 大学

## 15 教育内容等の改善のための組織的な研修等

### (1) 教員の資質の維持向上の方策（FD）について

本学では、教育理念及び教育目標に基づき、FD委員会<sup>資料 20</sup>を設置しており、教育・研究活動、教授方法及び教員の相互研鑽の支援並びに教育効果などに関して恒常的に検討を行い、教員の資質の向上を図るため、大学院全体で組織的に取り組んでいく。

また、個々の教員の教育・研究活動を保障・支援するため、研究会や研修会を定期的かつ継続的に行い、教員の資質の維持向上を図る。

さらに、IRE室がFD推進の業務を司り、教員の資質の維持向上に努めている。

具体的には以下の通りである。

- ①教育課程及び授業科目に関する研究会の開催
- ②シラバスの作成方法に関する研究会の開催
- ③教員相互による授業内容の調整を行なう会合の実施
- ④積極的な国内外の学会参加や学会誌への論文投稿
- ⑤共同研究体制を組織化し、研究書の出版など研究成果の公開
- ⑥学部生や院生を含めたワークショップ企画等、学部教育との連携

### (2) 職員の資質の維持向上の方策（SD）について

本学では、大学の発展、有為な学生の育成支援、地域社会の活性化に寄与し

続ける大学職員を目指すため、次の通り研修を実施している。さらに、IRE 室が SD 推進の業務を司り、職員の資質の維持向上に努めている。

具体的には以下の通りである。

#### ①入職後の研修

事務職員としての心構え、大学の沿革や定員などの基本情報を学ぶ研修会を実施、事務職員としての基礎能力の形成を行っている。

#### ②主任者研修

昇任・昇格候補者を対象に、前年度中に小論文・面接を実施し、主任としての資質向上を図っている。

#### ③課長補佐及び事務長補佐ならびに課長及び事務長研修

新たに当該役職となった職員に対し、その役割・業務について研修するとともに、人事評価の知識を得ることを目的としている。

#### ④業務別研修

学生支援センター、企画部において実施している。学生支援センターにおいては 3 部門の相互の業務内容を把握することを目的とし、また、各部門の職員が講師となることにより、職員の意識向上を図っている。

#### ⑤その他の研修

##### ・目的別研修

学内において「クレーム対応」「特別支援教育の実際について」「手話研修会」「ピアサポーター研修会」などの研修会を全職員対象に行い、実務において即時に役立つ知識を習得させている。

##### ・進路ガイダンス事前研修

学外で開催される高等学校などの進路ガイダンスに全職員が担当としてあたることとし、その事前研修も職員としての知識の習得の場と位置づけている。

##### ・FD 講演会シンポジウムの参加

教員の能力開発を目的として実施している FD の一環として開催している講演会、シンポジウムなどへも職員を積極的に参加させている。

#### ⑥教職員執行部の新たな SD 研修

##### ・早朝の勉強会

大学執行部の教職員の勉強会として本学法人が主催する「獅子の会」の早朝の勉強会に参加している。この「獅子の会」の勉強会は、各種分野に視点を広げ、旬のテーマで講師を招き、経営上や管理上の共通の認識を持って運営に当たれるように企画されている。勉強会は、平成 26 年度より継

続して実施し、現在までに 13 回の講演会等を含め、平成 30 年 10 月 12 日に第 17 回を実施している。

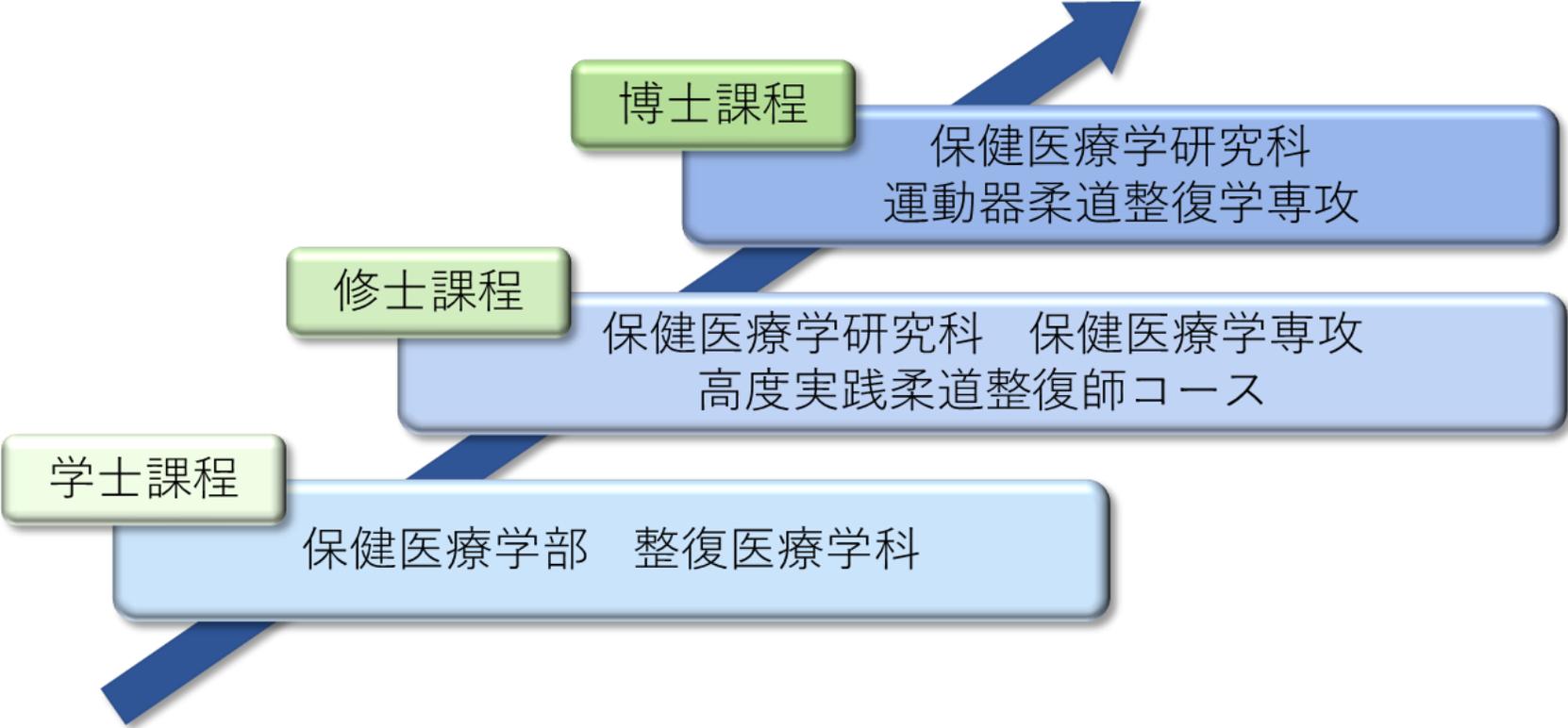
##### ・視察研修

大学執行部、管理職及び若手職員などのSD研修として、平成28(2016)年度より継続して、本学の多数の学生が派遣されている青年海外協力隊派遣前訓練修了式（駒ヶ根青年海外協力隊訓練所及び二本松青年海外協力隊訓練所）の視察研修を実施している。

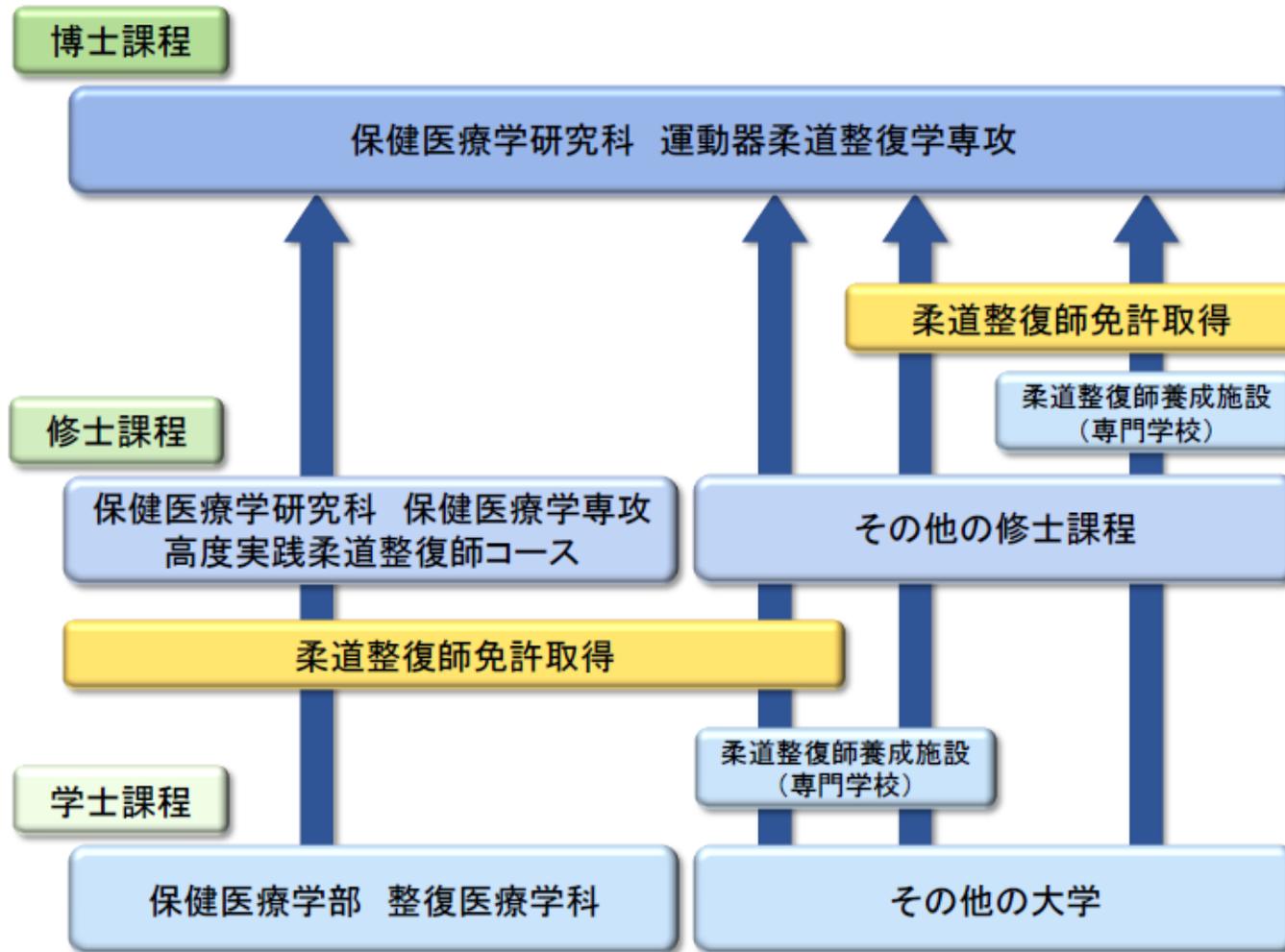
修了式に参列するとともに関係者と情報交換を行い、これらの研修などで得た知識の伝達講習を行うことにより、職員間による知識・情報の共有を図り、大学の教育研究活動などの適切かつ効果的な運営を可能とする人材を育成している。

## 資料目次

- 【資料 1】 運動器柔道整復学専攻の構想のイメージ図①②
- 【資料 2】 スポーツキュアセンターの役割
- 【資料 3】 運動器柔道整復学専攻 教育課程
- 【資料 4】 教育課程の柱となる専門領域
- 【資料 5】 学校法人日本体育大学教職員定年規程
- 【資料 6】 日本体育大学招聘教員規程
- 【資料 7】 日本体育大学・日本体育大学大学院における学部及び研究科等の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則
- 【資料 8】 研究指導のスケジュール
- 【資料 9】 日本体育大学学位規程
- 【資料 10】 博士学位論文審査の流れ
- 【資料 11】 倫理審査委員会規程
- 【資料 12】 日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程
- 【資料 13】 「運動器柔道整復学専攻」履修モデル
- 【資料 14】 スポーツキュアセンター横浜・健志台接骨院アルバイト規程
- 【資料 15】 横浜・健志台キャンパス 9 号館 3 階自習室の平面図
- 【資料 16】 教育実習対象科目担当者との連携体制
- 【資料 17】 交流協定校一覧
- 【資料 18】 教育課程の柱、養成する人材像と3ポリシー及び授業科目との関係
- 【資料 19】 日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会規程
- 【資料20】 FD 委員会規程

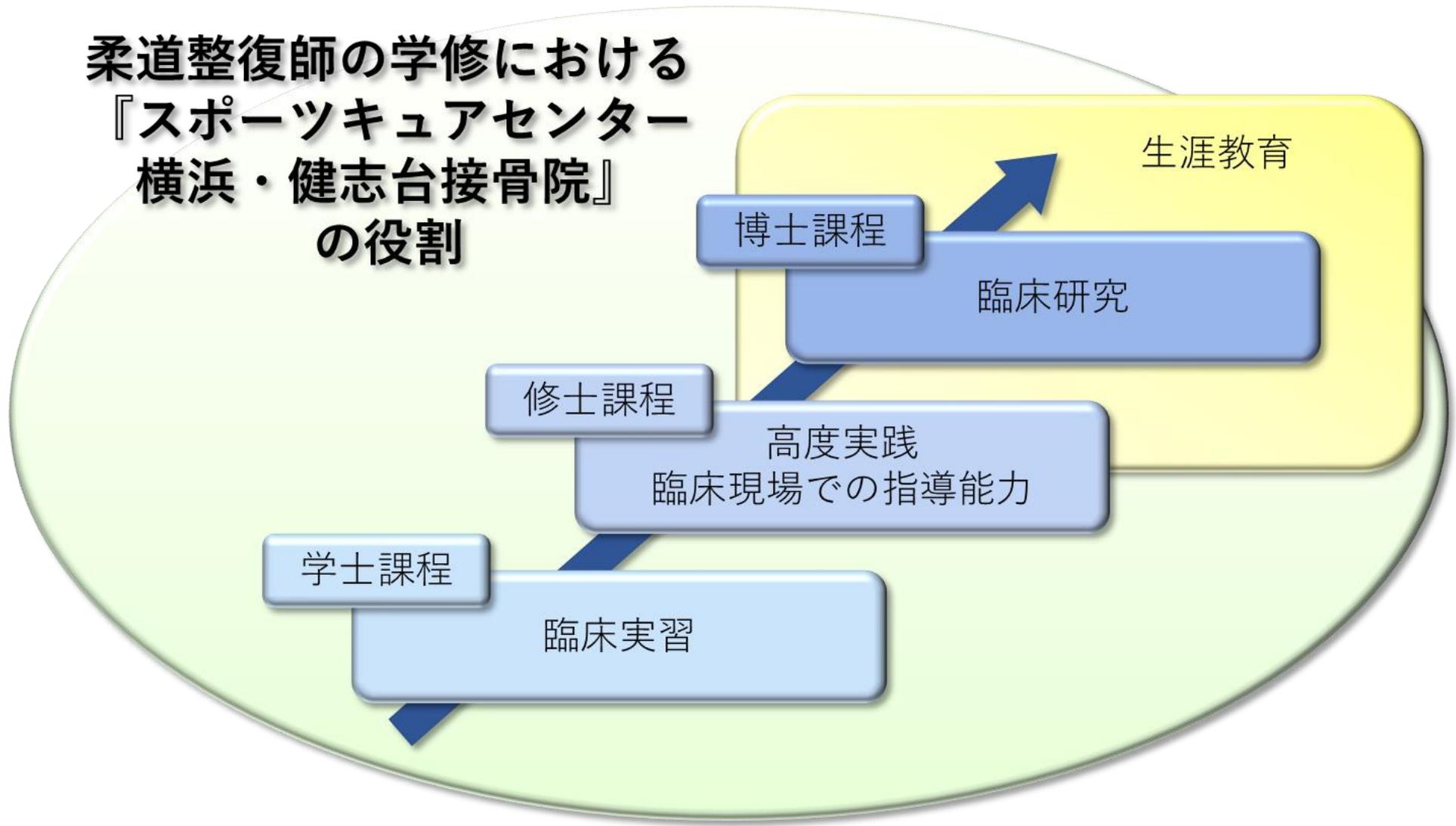


運動器柔道整復学専攻の構想 イメージ図 ②



超高齢社会の多様性に対応するため  
柔道整復と異分野との融合を図る。

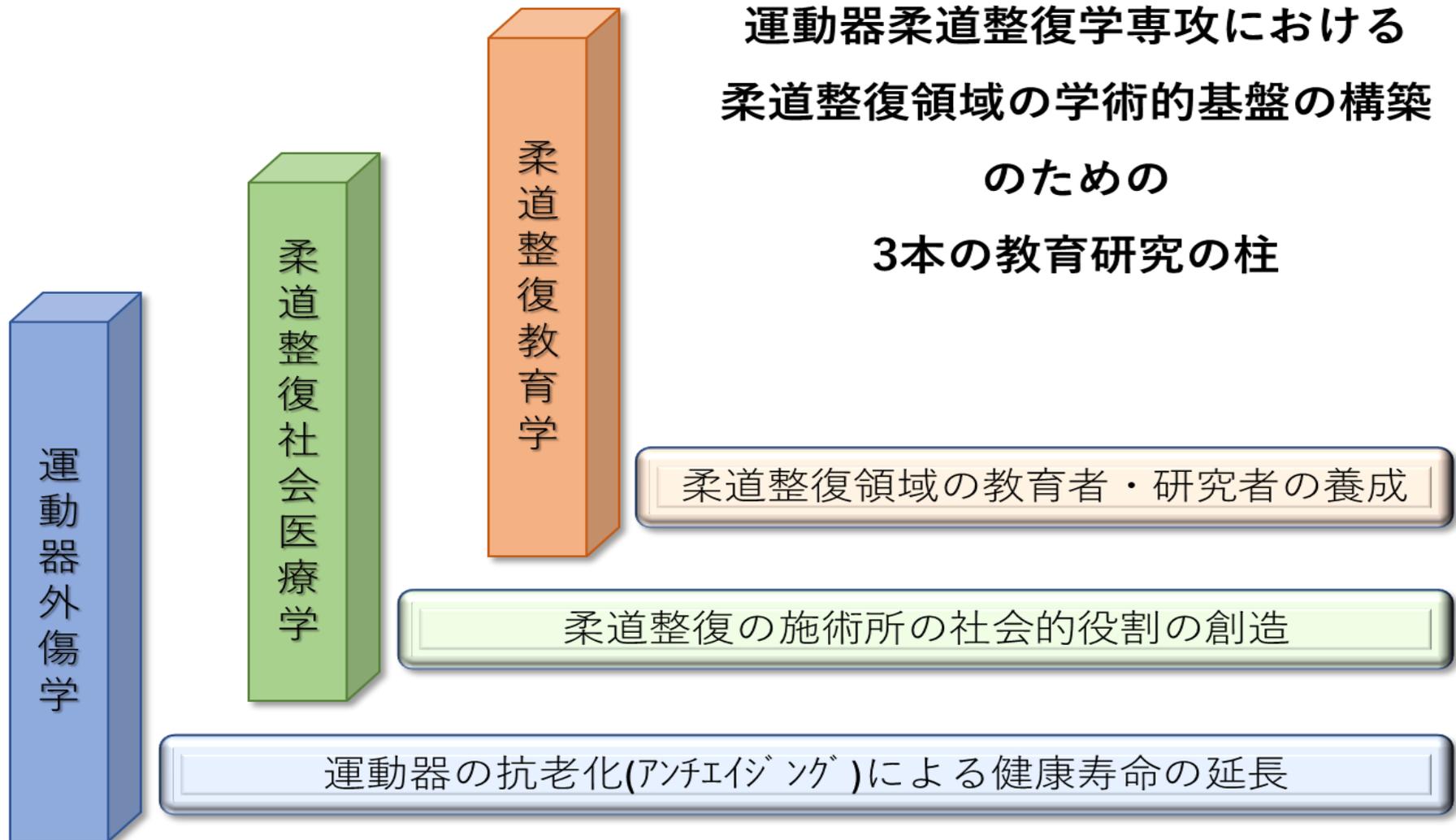
柔道整復師の学修における  
『スポーツキョアセンター  
横浜・健志台接骨院』  
の役割



運動器柔道整復学専攻 教育課程

【資料3】

科目区分	区分		授業科目	授業形式	授業年次	単位数			修了要件 単位数
	専門分野	専科教員 養成科目				必修	選択	自由	
専門科目	○	○	運動器柔道整復学特講実習	講義	1前		2		4
	○	○	運動器柔道整復学演習	演習	1後		2		
	○	○	運動器スポーツ医学特講	講義	2前		2		
	○	○	運動器スポーツ医学演習	演習	2後		2		
	○	○	柔道整復臨床研究法特講	講義	1前		2		
	○	○	柔道整復教育学特講実習（教育実習を含む）	講義	2通		2		
		○	柔道整復指導者のための教育原理特講	講義	1前			2	0
		○	柔道整復指導者のための教育心理特講	講義	1前			2	
		○	柔道整復指導者のための教育方法と教育行政特講	講義	1後			2	
		○	柔道整復指導者のための人体の構造と機能特講	講義	1前			2	
		○	柔道整復指導者のための疾病と障害特講Ⅰ	講義	1前			2	
		○	柔道整復指導者のための疾病と障害特講Ⅱ	講義	1後			2	
		○	柔道整復の理念と保健医療福祉特講	講義	1後			2	
			海外運動器柔道整復学実習	実習	1通			2	
特別指導科目			運動器柔道整復学特別演習Ⅰ	ゼミ	1前	2			12
			運動器柔道整復学特別演習Ⅱ	ゼミ	2前	2			
			運動器柔道整復学特別演習Ⅲ	ゼミ	3前	2			
			運動器柔道整復学特別研究Ⅰ	博士論文	1後	2			
			運動器柔道整復学特別研究Ⅱ	博士論文	2後	2			
			運動器柔道整復学特別研究Ⅲ	博士論文	3後	2			



# 【資料5】

## ○学校法人日本体育大学教職員定年規程

昭和47年4月1日

理事会制定

最近改正 平成30年3月16日

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人日本体育大学に本務として常時勤務する教職員(以下「教職員」という。)の定年に関する事項を定めることを目的とする。

### (定年年齢)

第2条 教職員の定年は、次のとおりとする。

区分	職別	定年	
教員	大学 一般教科の教員	満65歳	
	体育実技の教員	満65歳	
	高等学校 校長	満70歳	
	上記以外の教員	満65歳	
	中学校 校長	満70歳	
	上記以外の教員	満65歳	
高等支援学 校	校長	満70歳	
	上記以外の教員	満65歳	
幼稚園	園長	満65歳	
	上記以外の教員	満65歳	
専門学校	校長	満70歳	
	上記以外の教員	満65歳	
職員	法人事務局 一般事務職員	満65歳	
	大学 一般事務職員	満65歳	
	高等学校 一般事務職員、技術職員	満65歳	
	中学校 一般事務職員、技術職員	満65歳	
	高等支援学 校	一般事務職員、専任寄宿舎指導員、技術職員	満65歳
	幼稚園 一般事務職員	満65歳	
	専門学校 一般事務職員	満65歳	

### (定年退職の日)

第3条 教職員は、定年に達した日の属する学年度の末日に退職するものとする。

(定年退職者の再任用)

第4条 日本体育大学において、教員の定年退職者が引続き勤務することを希望する場合は、別に定める規程により特別任用教授として採用することができる。

- 2 法人事務局・日本体育大学において、理事長が事務上特に定年退職者を引続き勤務させる必要があると認めたときは、期限を付して、嘱託又は臨時職員として採用することができる。
- 3 高等学校・中学校及び高等支援学校において、定年退職後、理事長が必要と認め、本人が希望する者については、1年間、非常勤講師又は臨時職員として採用することができる。
- 4 幼稚園及び専門学校において、理事長が教育上又は事務上特に定年退職者を引続き勤務させる必要があると認めたときは、期限を付して嘱託又は臨時職員として採用することができる。

(実施細則)

第5条 この規程の実施について必要な細則は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 新たに適用される学校等の教職員のうち、この規程の改正施行の日現在既に定年に達している者は、第3条の規定にかかわらず、昭和61年3月31日をもって退職するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 新たに適用される学校の教職員のうち、この規程の施行の日現在既に定年に達している者は、第3条の規定にかかわらず、昭和63年3月31日をもって退職するものとする。
- 3 この規程施行日以前に採用され、施行日以後も引続き勤務することになる専門学校の校長及び教員には、第2条の規定を適用しない。

附 則

この規程は、平成2年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

(定年年齢に係る経過措置)

2 この規程の施行日の前から引き続き在職している日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学の専任教員については、改正後の規程第2条にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(定年年齢に係る経過措置)

2 平成19年12月31日以前から引き続き在職している日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学の専任教員のうちの次の者については、第2条の規定にかかわらず、定年年齢は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 昭和15年4月1日以前に生まれた者 70歳

(2) 昭和15年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者 69歳

(3) 昭和18年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者 68歳

(4) 昭和21年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者 67歳

(5) 昭和24年4月2日から昭和27年4月1日までの間に生まれた者 66歳

3 前項にかかわらず、平成19年12月31日以前から引き続き在職している日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学の専任教員のうち、平成11年4月1日以降に採用された者で、施行日現在55歳以上の者の定年年齢は70歳とする。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

# 【資料6】

○日本体育大学招聘教員規程(旧：日本体育大学招聘教授規程)

平成24年10月19日

理事会制定

最近改正 平成29年2月17日

(目的)

第1条 この規程は、日本体育大学(日本体育大学大学院を合わせ、以下「大学等」という。)の招聘教員について必要な事項を定めることにより、大学等の教育・研究の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、他の条項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 招聘教授 この規程に基づいて採用され、大学等の教授に就任する者をいう。
- (2) 特別招聘教授 招聘教授のうち、第5条により任命される者をいう。
- (3) 招聘准教授 この規程に基づいて採用され、日本体育大学の保健医療学部准教授に就任する者をいう。
- (4) 招聘教員 前3号に掲げる者を総称していう。

(招聘教員の資格等)

第3条 招聘教員は、大学等において、講義、研究指導、実技指導及び論文審査等を行う。

2 招聘教授は、大学院設置基準第9条に定められた資格を有する者、学術研究又は実技指導の分野で極めて優れた実績を有する者であるとともに、次の各号に掲げる基準をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 日本体育大学の建学の精神を理解し、これに賛同する者であること
- (2) 直近の健康診断の結果、職務遂行に支障がないと認められること
- (3) 採用時点において、年齢が満65歳以上70歳未満であること

3 招聘准教授は、大学設置基準第15条に定められた資格を有する者であるとともに、前項各号に掲げる基準をすべて満たす者でなければならない。

(招聘教員の採用)

第4条 学長は、招聘教授又は招聘准教授について、採用候補者を選定し、理事長に推薦する。

2 理事長は、前項による採用候補者について、招聘教授又は招聘准教授として採用することの可否を決定し、学長に通知する。

(特別招聘教授)

第5条 学長は、招聘教授である者について、次のアからキまでの要件のうち3項目以上を満たし、かつその学術業績及び教育研究上の指導能力が極めて優れていると認められるときは、特別招聘教授の候補者として理事長に推薦し、理事長は、適切であると認めるときは、当該候補者を特別招聘教授として任命する。

ア 博士の学位(外国における同等の学位を含む。)を有する者

イ 国内又は外国の大学もしくは短期大学において、教授として10年以上の教育指導経験を有すること

ウ 国内又は外国の大学院博士課程において、教育指導担当教員として、3年以上の経験を有すること

エ 国内又は外国において、2冊以上の学術著書(単著)を公刊していること

オ 直近の10年間に、国内又は外国の大学において、質の高い学術誌又は著書に10編以上の論文を掲載し、うち5編以上が筆頭論文であること

カ 国際的な学会や競技団体の役員を経験していること

キ 全国レベルの公的な審議会の委員又は学会の会長・理事長を経験していること

(雇用期間)

第6条 招聘教員の雇用期間は2年以内とし、学長の意見を聴いて理事長が定める。

2 雇用期間は更新しない。ただし、特別招聘教授について、学長の意見を聴いて理事長が必要と認めるときは、さらに2年を限度に雇用期間を更新することができ、以後も同様とする。

3 前2項による雇用期間は、満70歳に達した日の属する年度末を越えることができない。

4 第1項及び第2項の雇用期間の途中であっても、事故もしくは傷病等により死亡し、又は職務に堪えられないと認められるときは、理事長は、学長の意見を聴いて雇用契約を終了させることができる。

(雇用期間の特例)

第7条 前条第1項から第3項までにかかわらず、大学等において新たに設置する学部・学科もしくは教職課程認定等又は研究科・専攻に合わせて採用する招聘教員の任期は、次のとおりとする。

(1) 学部・学科又は教職課程認定等の新設に伴う招聘教員 設置の日から4年が満了する日

(2) 研究科・専攻の新設に伴う招聘教員 設置の日から、博士前期課程は2年が、博士後期課程は3年が、前期・後期を同時に設置する場合は5年が、それぞれ満了する日

(人数)

第8条 招聘教員の人数は10人以内とする。ただし、前条により採用する者は含まない。

(給与)

第9条 招聘教員の給与は年俸制とし、年俸額は、別表のとおりとする。

2 年俸の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日まで(以下「年度」という。)とする。

3 年俸は、その12分の1を月額とし、毎月20日に支給する。

4 年度の途中において、招聘教員に就任し、もしくは退任した場合には、年俸額を日割により計算し、就任のときは就任の日から支給し、退任のときは退任の日まで支給する。

(手当)

第10条 招聘教員には、通勤手当を支給し、その他の手当は支給しない。

(退職手当)

第11条 招聘教員には、退職手当を支給しない。

(服務)

第12条 招聘教員の服務は、専任教員に準ずる。

(細則)

第13条 この規程の施行について必要な細則は、理事長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(現行規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、「学校法人日本体育大学招聘教授規程(平成3年5月8日理事会制定)」は、廃止する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 保健医療学部の招聘教員のうち、平成26年度又は平成27年度に就任する者については、第6条第1項の雇用期間を「平成30年3月末日まで」と読み替える。

(見直し条項)

3 この規程が定める招聘准教授に係る取扱いについては、平成29年度中を目途に見直すこととする。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 日本体育大学大学院教育学研究科の招聘教員として、平成28年度以降に日本体育大学に採用する者の雇用期間は、改正後の第6条第1項から第3項までにかかわらず、「平成34年3月末日まで」と読み替える。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(別表)(第9条第1項関係)

招聘教員の年俸額

区分	年俸額
特別招聘教授	学術業績、教育研究上の指導能力、年齢及び経歴等を勘案のうえ、理事長が定める。
招聘教授	7,200,000円
招聘准教授	学術業績、教育研究上の指導能力、年齢及び経歴等を勘案のうえ、7,200,000円を超えない範囲で、理事長が定める。

# 【資料7】

○日本体育大学・日本体育大学大学院における学部及び研究科等の新設に伴う定年教員の再雇用に関する特則

平成24年5月11日

理事会制定

最近改正 平成28年12月21日

(目的)

第1条 この特則は、日本体育大学(以下「本大学」という。)に学部・学科を新設する場合及び日本体育大学大学院(以下「本大学院」という。))に研究科・専攻を新設する場合において、安定的かつ円滑な実施を図るため、定年に達する教員の再雇用について、日本体育大学特別任用教授規程の特例を定めることを目的とする。

(用語の定義等)

第2条 この特則において使用する用語の定義(種別)は、他の条項に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 「新学部等」とは、本大学に新たに設置する学部又は学科をいう。
  - (2) 「新研究科等」とは、本大学院に新たに設置する研究科(博士前期課程もしくは博士後期課程)又は専攻をいう。
  - (3) 「新学部等特任教員」とは、新学部等の設置のため、この特則に基づき再雇用される教員をいう。
  - (4) 「新研究科等特任教員」とは、新研究科等の設置のため、この特則に基づき再雇用される教員をいう。
- 2 この特則は、新学部等又は新研究科等の設置の都度、適用を開始し、次の期間を経過した時点で適用を停止する。
- ア 新学部等は、設置の日から4年が満了する日
  - イ 新研究科等は、設置の日から、博士前期課程は2年が、博士後期課程は3年が、それぞれ満了する日

(再雇用の対象者)

第3条 この特則に基づき再雇用される者は、学長が必要と認めた者であって、心身ともに健康で職務を遂行する意欲があり、かつ職務の区分に応じ、次の各号に定める条件を満たす者とする。

(1) 新学部等特任教員

対象者は、次のア又はイに該当する者とする。

ア 学校法人日本体育大学教職員定年規程に定める定年退職日(以下「定年退職日」とい

う。)に本大学の専任教員であって、定年退職日の翌日に新学部等の専任教員に就任する者

イ 新学部等の設置日以降に本大学の専任教員に採用され、定年退職日の翌日に新学部等の専任教員に就任する者

(2) 新研究科等特任教員

対象者は、次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。

ア 定年退職日に本大学の専任教員であって、定年退職日の翌日に新研究科等の専任教員に就任する者

イ 新研究科等の設置日以降に本大学の専任教員に採用され、定年退職日の翌日に新研究科等の専任教員に就任する者

ウ 新学部等特任教員の任期を満了した者であって、当該新学部等に係る新研究科等の設置に伴い、引き続き新研究科等の専任教員に就任する者

2 前項にかかわらず、定年退職日の前3年以内(本大学在職期間)に、減給以上の懲戒処分を受けた者は、再雇用の対象者になることができない。

(再雇用の契約)

第4条 学長は、前条に基づく再雇用対象者について、本人の同意を得たうえで再雇用を理事長に推薦し、理事長は、当該教員を新学部等特任教員又は新研究科等特任教員に再雇用する。再雇用するときは、再雇用契約書を締結する。

(給与等)

第5条 新学部等特任教員及び新研究科等特任教員の給与は、給料及び通勤手当とし、給料は理事長が別途定める。

2 新学部等特任教員及び新研究科等特任教員には、期末手当及び退職金を支給しない。その他の手当の支給については、理事長が別途定める。

(再雇用の期間)

第6条 新学部等特任教員及び新研究科等特任教員の雇用期間は、職務の区分に応じ、次のとおりとする。なお、いずれの雇用期間も更新せず、区分の異なる職に就くときは、第3条及び第4条によらなければならない。

区分	採用日	終了日
ア 新学部等特任教員	第3条第1項第1号の就任日	設置から4年が満了する日
イ 新研究科等特任教員 (ア) 博士前期課程 (イ) 博士後期課程	第3条第1項第2号の就任日	設置から、(ア)は2年が、(イ)は3年が、それぞれ満了する日

- 2 新学部等特任教員又は新研究科等特任教員について、私傷病もしくは心身の故障等により長期療養を要するとき又は職務遂行の適格性を欠くと認められる事由が生じたときは、前項の雇用期間の途中であっても、学長の具申に基づき、理事長は、当該教員を解職することができる。

(改廃)

第7条 この特則の改廃は、理事会が行う。

附 則

(施行日)

この特則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この特則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この特則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項及び第6条第1項にかかわらず、本大学院教育学研究科に係る新研究科等特任教員の任期は、平成34年3月31日までとする。

## 研究指導のスケジュール(博士課程)

## 博士課程

学年	事 項	委員会等
1 年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導教員の決定</li> <li>・ 論文題目・研究計画の提出</li> <li>・ 論文題目・研究計画の討議とそれに対する指導</li> </ul>	博士委員会
2 年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 査読付き論文の作成と討議</li> <li>・ 全国学会での討議</li> <li>・ 中間発表会</li> <li>・ 修正論文題目・研究計画提出</li> </ul>	
3 年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 査読付き論文の作成と討議</li> <li>・ 全国学会での討議</li> <li>・ 博士論文の提出</li> <li>・ 最終発表会</li> <li>・ 最終審査（論文審査・口述試験）</li> <li>・ 修了認定・</li> </ul>	審査委員会 博士委員会 研究科委員会

## ○日本体育大学学位規程

昭和50年7月18日

理事会制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに日本体育大学学則(以下「大学学則」という。)第27条第2項及び日本体育大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第37条の規定により日本体育大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、必要な事項を定める。

### (学位の授与及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士とし、専攻分野の名称は次のとおりとする。

#### 一 学士の学位

体育学部 体育学

スポーツ文化学部 体育学

スポーツマネジメント学部 体育学

児童スポーツ教育学部 児童スポーツ教育学

保健医療学部

整復医療学科 整復医療学

救急医療学科 救急医療学

#### 二 修士の学位

体育科学研究科(前期)課程

体育科学専攻 体育科学

コーチング学専攻 コーチング学

教育学研究科(前期)課程 教育学

保健医療学研究科修士課程

高度実践柔道整復師コース 柔道整復学

救急災害医療学コース 救急災害医療学

#### 三 博士の学位

体育科学研究科(後期)課程

体育科学専攻 体育科学

コーチング学専攻 コーチング学

教育学研究科(後期)課程 教育学

保健医療学研究科(後期)課程

運動器柔道整復学専攻 柔道整復学

緊急生体侵襲制御学専攻 救急災害医療学

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、大学学則第26条及び第27条の規定により、卒業の認定を受けた者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、大学院学則第29条の規定により、大学院研究科博士前期課程(修士課程)を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、大学院学則第30条の規定により、大学院研究科博士後期課程(博士課程)を修了した者に授与する。

2 前項に規定する以外の者が論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された場合には、大学院学則第36条第2項の規定により、博士の学位を授与することができる。

(論文の提出)

第6条 修士及び博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に論文(修士、博士とも1篇4通)を添えて学長に提出するものとする。

2 論文審査のために必要があるときは、参考資料の提出を求めることがある。

3 学位の授与を申請する者は、所定の論文審査手数料(別表1)を納付しなければならない。

4 提出した論文及び納付した論文審査手数料は、還付しない。

5 第1項に規定する学位申請書の様式及び論文の提出期日等については、別に定める。

(審査機関等)

第7条 修士及び博士の学位に係わる審査は、大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)において行うものとする。

2 学長は、第6条第1項の規定により論文の提出があったときは、研究科長に論文の審査及び最終試験の実施を付託するものとする。

(論文審査員の委嘱)

第8条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、第4条の規定による者については3名以上、第5条の規定による者については3名以上の論文審査員を委嘱する。

2 研究科長は、前項の論文審査員のうち1名を主査として委嘱する。

(論文審査期間)

第9条 第4条及び第5条第1項の規定に係わる論文審査期間は3カ月以内とし、第5条第2項の規定に係わる論文審査期間は1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て審査期間を延長することができる。

(最終試験及び学力の確認)

第10条 第4条及び第5条第1項の規定に係わる最終試験は、当該論文を中心としてこれに関連ある科目について、口答又は筆答により行うものとする。

2 第5条第2項の規定に係わる最終試験及び学力の確認は、当該論文を中心としてこれに関連ある科目及び外国語科目(1外国語科目以上)について、口答又は筆答により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず論文審査員主査が申請者の経歴及び当該論文以外の業績を審査して、前項試験の一部又は全部を行う必要がないと認めるときは、博士後期課程の担当教員で構成する委員会(以下「博士委員会」という。)の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって試験に代えることができるものとする。

(論文審査等の結果報告)

第11条 論文審査が終了したとき、論文審査員主査は、第4条又は第5条第1項の規定による者については論文審査の要旨及び最終試験の成績、第5条第2項の規定による者については論文審査の要旨及び最終試験の成績のほかに学力の確認の結果を添えて、研究科長に報告しなければならない。

(学位授与の審議及び議決)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、修士の学位授与の認定について議決する。

2 博士委員会は、前条の報告に基づき、博士の学位授与の認定について議決する。

3 第1項の議決を行うには、研究科委員会委員(公務出張を命じられた者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、3分の2以上の賛成がなければならない。

4 第2項の議決を行うには、博士委員会(公務出張を命じられた者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位授与の審議の結果報告)

第13条 研究科長は、前条により学位を授与できる者を認定したときは、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の結果を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第14条 学長は、前条の報告に基づき課程修了の可否を裁定し、修士及び博士の学位の授与を決定する。

2 学長は、修士及び博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第17条 本学の学位を授与された者が、当該学位の名称を用いるときは、「日本体育大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第18条 本学より学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは学長は学位の種類により、教授会、研究科委員会及び博士委員会のいずれかの議を経て学位を取り消し、学位記を返付させ、その旨を公表することができる。

2 前項の議決を行う場合は、第12条の規定を準用する。この場合において同条中第1項「研究科委員会」とあるのは、学士の学位の取消しにあつては「教授会」と読み替えるものとする。

(学位記の様式)

第19条 学位記の様式は別表2のとおりとする。

2 公印印影は、公印取扱規程により印刷をもって代えることができる。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、昭和50年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月22日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年12月15日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成17年10月28日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成20年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の幼児教育保育料の学位は、平成18年4月1日以降の入学生から適用し、平成17年度以前の保育科入学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年8月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成32年4月1日から施行する。

<別表1>

学術論文の種類	審査手数料	
修士の論文	20,000円	
課程博士の論文	100,000円(注1)	
論文博士の論文	予備審査手数料	10,000円
	本審査手数料	300,000円(注2)

注1 本学の博士課程単位取得満期退学者(退学後3年以内) 120,000円

注2—1

ア 本学以外の大学卒業者 300,000円

イ 本学以外の修士学位取得者 200,000円

2

ア 本学卒業者 200,000円

イ 本学の修士学位取得者 150,000円

3 本学教職員 100,000円

〈別表2〉 1 学部を卒業した場合(第3条及び第18条関係)

				大学印
				第 号
		学 位 記		
			氏 名	
			年 月 日生	
				大 学 印 (印影の印刷)
本学〇〇学部〇〇学科(専攻)所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め 学士(〇〇)の学位を授与する				
		平成 年 月 日		印
		日本体育大学長 氏 名		(印影の印刷)

(注) 学位記は、用紙A4サイズ横書きとする。

2 大学院の課程を修了した場合(第4条、第5条第1項及び第18条関係)

大学印	
第 号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士前(後)期課程において所定の単位を修得し 学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める	
日本体育大学大学院〇〇研究科 研究科長 氏	印 (印影の印刷)
上記研究科長の認定により博士前(後)期課程修了を認め 修(博)士(〇〇)の学位を授与する	
平成 年 月 日 日本体育大学長 氏 名	印 (印影の印刷)

(注) 学位記は用紙A4サイズ横書きとする。

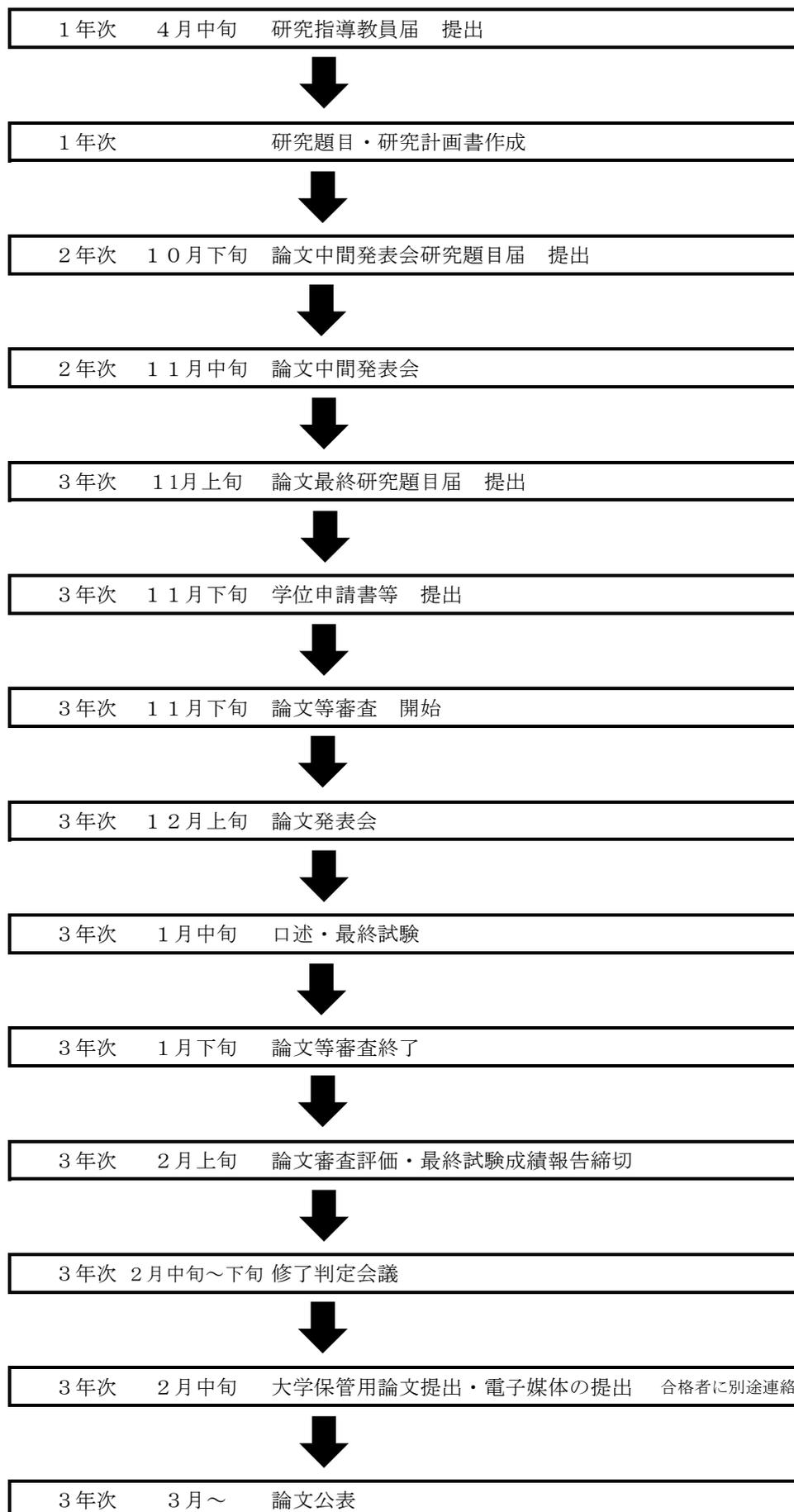
3 論文提出による場合(第5条第2項及び第18条関係)

		大学印
		第 号
学 位 記		
		氏 名
		年 月 日生
本学に学位論文を提出しその審査及び試験に合格し 認める	之 大 印影の印刷 名 印 学	かつ 所定の学力を有するものと
日本体育大学大学院○○研究科 研究科長 氏		印 (印影の印刷)
上記研究科長の認定により博士(○○)の学位を授与する		
平成 年 月 日		印
日本体育大学長 氏 名		(印影の印刷)

(注) 学位記は用紙A4サイズ横書きとする。

〈別表2〉 1 学部を卒業した場合(第3条及び第19条関係)

◆博士学位論文（課程博士）審査の流れ



# 【資料11】

## ○倫理審査委員会規程

平成18年3月7日

教授会制定

最近改正 平成30年3月15日

第1条 委員会規程第2条に基づき、倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、社会的コンセンサスが必要とされている実験・調査研究における生命倫理、ライフサイエンスに係る安全対策・取組み並びに微生物、毒物・劇物等の管理、安全確保及び実験装置等の適正な管理を図ることを目的とする。

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) ヒトを対象とした研究等の実施計画に基づく倫理上の審査に関する事項
- (2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究計画の審査、研究の変更及び中止に関する事項
- (3) 遺伝子組換え実験等の計画の審査、研究の変更及び中止等に関する事項
- (4) 人体機能測定装置等の使用統制及び安全に関する事項
- (5) 毒物及び劇物等の取扱に関する事項
- (6) 動物実験計画の審査、研究の変更及び中止に関する事項
- (7) 医用廃棄物及び実験廃棄物の取扱、処理に関する事項
- (8) 微生物の取扱に関する事項(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)で規制される特定病原体等は取扱わないものとする。ただし、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。)
- (9) 緊急事態に対応する措置に関する事項

第4条 委員会は、次の号に掲げる者をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 副学長
- (2) 研究科長
- (3) 総合スポーツ科学研究センター長
- (4) 体育研究所長
- (5) オリンピックススポーツ文化研究所長
- (6) スポーツ危機管理研究所長
- (7) その他学長が必要と認めた者 若干名

第5条 必要に応じ委員会に、重要事項を審議するため専門委員会を置くことができる。

第6条 委員会の庶務は、総合スポーツ科学研究センター事務室及び管理部施設課が処理する。

第7条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 医用・実験廃棄物取扱内規(平成9年10月13日学長裁定)第4条による医用・実験廃棄物管理委員会は廃止する。
- 3 人間を対象とした研究に関する倫理委員会規程(平成9年10月13日教授会制定)は廃止する。
- 4 動物実験委員会規程(平成9年10月13日教授会制定)は廃止する。
- 5 人体機能測定装置等管理規程(平成9年10月13日教授会制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成18年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年6月4日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## ○日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程

平成19年9月21日

学長裁定

最近改正 平成27年1月28日

### (目的)

第1条 この規程は日本体育大学(以下「本学」という。)において行われるヒトを対象とした体育科学の実験研究、調査研究及び測定(以下「ヒトを対象とした実験等」という。)に関し必要な事項を定め、人間の尊厳と人権を重んじ、社会の理解と協力が得られる適切な研究が実施されることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「部局長」とは、学部、大学院研究科、総合スポーツ科学研究センター、体育研究所、スポーツ・トレーニングセンターの長をいう。
- (2) 「所属長」とは、学科長、大学院研究科学系主任をいう。
- (3) 「研究実施者」とは、ヒト対象の研究等を計画し、及び実施する者をいう。
- (4) 「実施責任者」とは、研究実施者のうち、実験等の実施に関する業務を統括するものをいう。
- (5) 「提供者」とは、研究のため個人の情報等を提供する者をいう。

### (研究の基本)

第3条 人を対象とした実験等を行う者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法及び手段で、その研究を遂行しなければならない。

- 2 研究実施者が、個人の情報等の収集又は採取を行う場合は、安心及び安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

### (研究実施者の説明責任)

第4条 研究実施者が、個人の情報等を収集又は採取するときは、研究実施者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法及び研究計画等について、「説明書」(様式1)を作成し、わかりやすく説明しなければならない。

- 2 研究実施者は、個人の情報等を収集又は採取するにあたり、提供者に対し何らかの身体的、精神的負担もしくは苦痛を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、わかりやすく説明しなければならない。

### (提供者の同意)

第5条 研究実施者が、個人の情報等を収集又は採取するときは、原則として、予め提供者の同意を得るものとする。

2 「提供者の同意」には、個人の情報等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究実施者は、提供者から当該個人の情報等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

4 研究実施者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、提供者に代わり同意をすることができる者から同意を得なければならない。

5 提供者からの同意は、「同意書」(様式2)により行うものとし、研究実施者は、その記録を研究終了後又は研究成果公表後、適切な期間保管しなければならない。

6 研究実施者は、提供者が同意を撤回したときは、当該個人の情報等を廃棄しなければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究実施者が第三者に委託して、個人の情報等を収集又は採取する場合は、この規程の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

2 研究実施者は、必要があるときは、研究目的等を提供者に直接説明しなければならない。

(授業等における収集又は採取)

第7条 研究実施者が、授業、演習、実技、実験及び実習等の教育実施の過程において、研究のために学生から個人の情報等の提供を求めるときは、原則として予め同意を得るものとする。

2 研究実施者は、個人の情報等の提供の有無により、学生の成績評価において不利益を与えてはならない。

(学長の責務)

第8条 学長は、本学における人を対象とした実験等の適正な実施に関する業務を統括する。

(部局の長の責務)

第9条 人を対象とした実験等を実施しようとする部局の長は、国の指針及び本規程に基づき、当該研究の適正な実施に関し、管理及び監督をしなければならない。

(審査申請書の申請)

第10条 実施責任者は、ヒトを対象とする実験等を実施する場合は、「ヒトを対象とした実験等に関する倫理審査申請・計画書」(様式3)により、また承認を受けた研究計画を変更する場合は、「ヒトを対象とした実験等計画変更・追加申請書」(様式4)により、実施

責任者が所属する部局の長を経由して、学長に申請する。

- 2 学長は、ヒトを対象とした実験等に関する倫理審査申請書及びヒトを対象とした実験等計画変更・追加申請書(以下「申請書等」という。)を受理したときは、速やかに倫理審査委員会(以下「委員会」という。)にその審査を付託する。

(審査の基準)

第11条 審査における基準は、この規程に定めるもののほか、関連する法令及び所轄庁の指針等によるものとする。

- 2 ゲノム研究を審査するときは、日本体育大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則によるものとする。

(審査方法)

第12条 委員会が第10条に定める審査の付託を受けたときは、申請書等に基づき審査を行う。

- 2 委員会は、必要あるときは実施責任者を委員会に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。
- 3 委員会は、審査の経過を勘案して、実施責任者に対して研究計画等の変更を勧告することができる。
- 4 申請された申請書等の審査結果は、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(審査の結果)

第13条 委員会は、審査結果及びその内容を学長に報告する。

- 2 学長は、委員会から報告を受け、研究実施の可否を決定した場合は、審査の結果を、「審査結果通知書」(様式5)により、部局の長を経由して速やかに実施責任者に通知する。
- 3 審査の審査結果通知書には、その理由を付記する。
- 4 審査の経過及び結果は、文書で記録し、及び保存し、委員会が必要と認めたときは、公表することができる。

(研究計画等の変更)

第14条 実施責任者が、第12条第4項第1号及び第2号の判定を受けた申請書等において、第

11条に定める審査基準に関わる事項の変更をしようとするときは、その変更について委員会の承認を得なければならない。

2 前項の委員会の承認の方法については、第12条から第13条までの規定を準用する。

(再審査)

第15条 審査の判定に異議のある実施責任者は、異議の根拠となる資料を添えて、学長に再審査の申請をすることができる。

2 再審査の申請の手続については、第10条の規定を準用する。

(実施状況報告)

第16条 実施責任者はヒトを対象とする実験等が終了又は中止になったときは、速やかに「ヒトを対象とした実験等に関する実施報告書」(様式6)を学長に提出しなければならない。

2 単年度を超える研究の場合は、年度ごとに報告することとする。

(自己点検・評価及び検証)

第17条 学長は、委員会に基本方針等への適合性に係る自己点検及び評価を実施させるものとする。

2 委員会は、ヒトを対象とする実験等の実施に関する自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、実施責任者に自己点検及び評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検及び評価の結果について、本学以外のものによる検証をうけるように努めるものとする。

(情報公開)

第18条 学長は、本学におけるヒトを対象とする実験等の実施に関する情報を、適切な方法により公表しなければならない。ただし、産業財産権の取得等合理的な理由のため公表に制約のある場合は、その期間内において公表しないものとすることができる。

(事務)

第19条 ヒトを対象とする実験等に関する事務は、企画部庶務課において処理する。

(補足)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、委員会、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年9月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式1

## 説 明 書（作成例）

本研究にご協力いただき、ありがとうございました。  
研究について下記の説明事項をご一読の上、同意書に署名をお願いいたします。

### 1 研究計画の概要

- 1) 研究の目的の方法、意義  
(実施する研究の目的と方法、意義を記入します。)
- 2) 収集するデータの種類、収集方法など  
(実施する収集データの種類、収集方法などを記入します。)

### 2 個人情報保護

- 1) 本研究では個々の人間のデータが必要であるため、個人情報の収集を行います。
- 2) 収集データの氏名を符号化して、データ全体の匿名化します。
- 3) 氏名とデータの符号との対象表は\_\_\_\_\_研究室において厳重に保管します。

### 3 侵襲及び安全管理

本研究におけるデータ収集に当たり、対象者に特記すべき身体的及び精神的負担もしくは苦痛を与えることは原則として予見されませんが、研究参加中に対象者が何らかの負担もしくは苦痛を自覚した場合は、申し出により速やかに対応します。

### 4 インフォームドコンセント

研究への参加は任意であり、参加に同意しないことにより不利益な対応を受けません。また参加に同意した後でも、いつでも文書による同意を撤回することができ、撤回により不利益な対応を受けることはありません。

本人から請求があれば、当該データを開示します。

### 5 説明者及び日付等

説明者の氏名：

説明を行った日時：

説明を行った場所：

問合せの連絡先：日本体育大学                      研究室

〒

電話

E-mail

## 説明書の作成方法について

ヒトを対象とする実験等を行う研究者は、個人の情報、データを収集・採取するにあたり、提供者に対して、その研究計画等に関して次の事項を分かりやすく、明瞭に説明するものとする。ただし、説明事項については、実施する研究の内容に応じて、適宜追加・修正もしくは該当しない項目については省略することができるものとする。なお、説明に関しては、予め文書を作成し、提示するのが望ましい。

### 1 研究計画の概要に関する事項

- 1) 研究の目的の方法、意義  
(実施する研究の目的と方法、意義を専門分野以外の人にも分かりやすく記入)
- 2) 収集するデータの種類、収集方法など  
(収集する情報・データの種類、量及び収集方法などを記入)

### 2 個人情報保護の方法に関する事項

- 1) 個人情報の収集が、研究目的、研究計画に照らして必要であること
- 2) 匿名化の方法、あるいは匿名化しない場合(連結可能匿名化の場合も含む)にはその理由についてわかりやすく記述すること
- 3) データの保管・管理について適切になされること

### 3 侵襲及び安全管理に関する事項

収集・採取にあたっては、提供者に対し何らかの身体的、精神的負担あるいは苦痛を伴うことが予見される場合、その状況についてわかりやすく記述すること

### 4 インフォームドコンセントに関する事項

- 1) 実施計画への参加は任意であること
- 2) 実施計画への参加に同意しないことにより不利益な対応を受けないこと
- 3) 実施計画への参加に同意した後でも、いつでも文書により同意を撤回できること
- 4) 本人から請求があれば、当該データを開示すること
- 5) 同意を撤回しても、そのことにより何ら不利益を蒙らないこと
- 6) 同意を撤回した場合、提供されたデータ等は廃棄されること
- 7) 収集したデータ等は、本人の同意を得ることなく他者に渡さないこと
- 8) 研究成果の発表の方法の方法について、学会発表、論文発表の予定
- 9) 実施計画参加に対して謝礼を支払うこと(又は支払わないこと)

### 5 その他

- 1) 説明者の氏名、説明を行った日時・場所等
- 2) 問い合わせ、苦情などに対応するための連絡先

様式2

同意書（作成例）

日本体育大学 研究室  
殿

私は、(研究課題を記入します) の研究・実験  
の実施について、説明者 より 年 月 日 (場所)において、説明  
書を用いて説明を受け、研究計画の目的、意義、方法、個人情報保護の方法、安全管理へ  
の配慮などについて十分理解しましたので、計画に参加し、求められた私個人にかかわる  
情報、データ等を提供することに同意します。

説明を受けて理解した項目(□の中にレ点を付けて下さい。)

- 1 研究計画の概要
  - 研究の目的と意義
  - 提供する情報、データ等
- 2 個人情報保護
  - 個人情報の収集が研究目的、計画に照らして必要であること
  - 収集したデータの匿名化
  - データの保管・管理
- 3 侵襲及び安全管理
  - 予想される負担、苦痛とその対応
- 4 インフォームドコンセント
  - 研究への参加は任意であり、参加に同意しないことにより不利益な対応を受けないこと
  - 研究計画の参加に同意した後でも、いつでも文書により同意を撤回でき、同意を撤回しても不利益な対応を受けないこと
  - 本人からの請求があれば当該データを開示すること

年 月 日

氏名(自署)

連絡先

代諾者(自署)代諾者の可能性がない場合はこの欄設けない

連絡先

データ提供者との関係 //

代諾者となる理由 //

様式3

部 局 長 印		所属長 氏名印	㊟
------------------	--	------------	---

※ 計画書を作成する際の注意事項を、赤字又は青字で記載してあります。赤字のものは作成時に削除し、印刷しないようにして下さい。青字ものは、削除しなくて結構です。

日本体育大学 ヒトを対象とした実験等倫理審査申請・研究計画書

平成 年 月 日作成

1 研究計画名	
2 研究の実施形態	<input type="checkbox"/> ①日本体育大学内の研究者で研究を実施 <input type="checkbox"/> ②日本体育大学外の機関と共同で研究を実施 (中心となる機関: ) <input type="checkbox"/> ③その他( )
3 研究機関名・研究実施場所	記入例: 日本体育大学大学院体育科学研究科〇〇系
4 研究実施責任者	所属: 日本体育大学大学院体育科学研究科〇〇系 職名: 氏名: TEL: (内線: ) E-mail:
5 その他の研究者	所属: 職名: 氏名: 所属: 職名: 氏名:
6 共同研究機関	(1) 共同研究機関の有無 <input type="checkbox"/> ①あり <input type="checkbox"/> ②なし(→(2)への記載は不要)
	(2) 共同研究機関の概要 機関名: 〇〇大学〇〇学部〇〇学科、〇〇株式会社等 共同研究機関の研究代表者: 所属・職名・氏名 共同研究機関の役割: ※共同研究機関が複数の場合は、それぞれについて記載する。
7 被験者	(1) 被験者数(予定) 名 ※日本体育大学外の機関と共同で研究を実施する場合は、研究全体での被験者数と、日本体育大学での被験者数を記載する。
	(2) 被験者の選定方針 ※被験者の選定基準と選定方法を、具体的に記入する。 記入例: 〇〇に所属する学生のうち、健康な20歳以上の男性を対象とする。被験者の募集は、学内掲示板への被験者募集の掲示により行い、応募者に研究の説明をして、研究参加の同意が得られた者を被験者とする。
	(3) 被験者の自由意思を尊重するための配慮(該当するものすべてにチェック) <input type="checkbox"/> ①学生を対象とする場合、研究への参加について、上下関係による強制力が働かないように十分に留意する。 <input type="checkbox"/> ②学生を対象とする場合、研究への参加の有無が学業成績又は単位の認定に影響を与えないことを、説明文書に明記する。 <input type="checkbox"/> ③研究に関する説明を行った当日に「研究への参加についての同意書(様式5)」を提出させることを避け、被験者が研究への参加について十分考えられるように時間を設ける。 <input type="checkbox"/> ④その他(具体的に: ) ※被験者の自由意思尊重のため、①、②、③すべてに配慮することが望ましい。
	(4) 被験者に未成年者、又は判断能力の不十分な成年等が含まれるか <input type="checkbox"/> ①含まれる(→保護者等の代諾者の同意が必要であり、15への記載が必要) <input type="checkbox"/> ②含まれない(→15への記載は不要)
8 研究の意義・目的	※別紙添付の場合も、本欄に概要を記入する。

9 研究方法	※別紙添付の場合も、本欄に概要を記入する。	
10 研究期間(最大5年)	開始： <input type="checkbox"/> ①承認日より <input type="checkbox"/> ②平成 年 月 日より 終了：平成 年 月 日まで	
11 研究参加に伴う利益及び不利益	(1) 研究参加により被験者にもたらされる利益	<input type="checkbox"/> ①被験者に直接的な利益は期待できない。 <input type="checkbox"/> ②被験者に直接的な利益が期待できる。 (具体的に： )
	(2) 研究参加により被験者に起こりうる危険、研究に伴う不快な状態、その他の不利益	<input type="checkbox"/> ①健康被害等の危険や、痛み等の不快な状態、その他被験者に不利益となることは、生じ得ない。 <input type="checkbox"/> ②健康被害等の危険が生じる可能性はないが、痛み等の不快な状態やその他被験者に不利益となることは生じ得る。 (具体的に： ) <input type="checkbox"/> ③健康被害等の危険が生じ得る。 (具体的に： )
12 研究終了後の対応 (該当するものすべてにチェック) (1) 個人情報保護の方法	<input type="checkbox"/> ①研究成果は、被験者を特定できないようにした上で、学会や学術雑誌等で公表する。 <input type="checkbox"/> ②被験者のデータは、紙データについてはシュレッダー等を用いて廃棄し、電子データについてはデータを完全に消去する。 <input type="checkbox"/> ③被験者のデータは、個人情報を厳重に管理した上で保存する。 <input type="checkbox"/> ④被験者の検体(血液等の検査のためのヒト由来の試料)は、廃棄する。 <input type="checkbox"/> ⑤被験者の検体(血液等の検査のためのヒト由来の試料)は、保存する。(保存する理由： ) <input type="checkbox"/> ⑥その他(具体的に： )	
13 研究に係る個人情報の保護 注：本研究計画書末尾の解説を参照すること。	(1) 個人情報保護の方法	※被験者の個人情報を保護するため、匿名化を行うことが望ましい。 <input type="checkbox"/> ①匿名化を行わないが、個人情報は厳重に管理する。 (→(2)、(3)への記載は不要) (被験者のデータや個人情報が記された資料は、鍵をかけて厳重に保管する。また、被験者のデータをコンピュータに入力する場合は、他のコンピュータと切り離されたコンピュータを使用して、フロッピーディスクなどの外部記憶媒体に記録させ、その外部記憶媒体は鍵をかけて厳重に保管する。) <input type="checkbox"/> ②「連結可能匿名化」を行い、個人情報を保護する。 (被験者のデータや検体から氏名等の個人情報を削り、代わりに新しく符号をつけて匿名化を行う。被験者との符号とを結びつける対応表は、外部に漏れないように厳重に保管する。) <input type="checkbox"/> ③「連結不可能匿名化」を行い、個人情報を保護する。 (→(2)への記載は不要) <input type="checkbox"/> ④その他(具体的に： )
	(2) 連結可能匿名化を行う場合((1)=②)、対応表の管理方法	<input type="checkbox"/> ①他のコンピュータと切り離されたコンピュータを使用して、外部記憶媒体(フロッピーディスクなど)に記録させ、その外部記憶媒体は鍵をかけて厳重に保管する。 <input type="checkbox"/> ②筆記による原簿として、鍵をかけて厳重に保管する。 <input type="checkbox"/> ③その他(具体的に： )
	(3) 匿名化を行う場合((1)=②又は③)、個人情報管理者)	所属：研究科・系統 職名： 氏名： ※個人情報管理者とは、個人情報を管理し、匿名化を行う責任者をいう。連結可能匿名化を行う場合は、原則として研究チーム(研究実施責任者及び研究者)以外の者をあてる。連結不可能匿名化を行う場合は、研究チームの者でも可。

<p>14 インフォームド・コンセント (説明に基づく同意)の手続き</p>	<p><input type="checkbox"/>①被験者から、文書によるインフォームド・コンセントを得て研究を行う。(→15、17への記載は不要)</p> <p><input type="checkbox"/>②代諾者等から、文書によるインフォームド・コンセントを得て研究を行う。(→16に必ず記載すること)</p> <p><input type="checkbox"/>③インフォームド・コンセントを得ないで研究を行う。(→18に必ず記載すること)</p> <p><input type="checkbox"/>④その他(具体的に: )</p> <p>※原則的には、被験者から文書によるインフォームド・コンセントを得て研究を行う。</p> <p>※被験者が未成年者の場合は、代諾者(保護者等)からインフォームド・コンセントを得る必要がある。さらに、16歳以上の未成年者の場合、代諾者と共に、被験者本人からもインフォームド・コンセントを得る必要がある。</p>
<p>15 代諾者(保護者等)からインフォームド・コンセントを得て研究を行う(14=②の場合)</p> <p>注: 代諾者からインフォームド・コンセントを得る必要がない(15=②でない)場合は、本欄への記載は不要。</p>	<p>[本研究の重要性]</p> <p>[被験者の参加が研究を実施するに当たり必要不可欠な理由]</p> <p>[代諾者等の選定方針]</p>
<p>16 「説明書(様式4)」に記載したインフォームド・コンセントの内容(該当するものすべてにチェック)</p>	<p>※「研究に関する被験者の方への説明文書(様式4)」への記載事項をチェック。</p> <p><input type="checkbox"/>①研究の意義及び目的</p> <p><input type="checkbox"/>②研究の方法</p> <p><input type="checkbox"/>③予測される研究の結果</p> <p><input type="checkbox"/>④研究期間</p> <p><input type="checkbox"/>⑤研究を実施する研究者</p> <p><input type="checkbox"/>⑥研究に関する資料の開示について</p> <p><input type="checkbox"/>⑦研究への参加の任意性(研究への参加は任意であり、参加しないことで不利益な対応を受けないこと。また、いつでも同意を撤回でき、撤回しても何ら不利益を受けないこと。)</p> <p><input type="checkbox"/>⑧あなたにこの研究への参加をお願いする理由(被験者の選定方針)</p> <p><input type="checkbox"/>⑨研究により期待される利益について</p> <p><input type="checkbox"/>⑩研究参加に伴う危険又は不快な状態について</p> <p><input type="checkbox"/>⑪個人情報の取り扱い(被験者のプライバシー保護に最大限配慮すること)</p> <p><input type="checkbox"/>⑫研究終了後の対応・研究成果の公表について</p> <p><input type="checkbox"/>⑬研究のための費用</p> <p><input type="checkbox"/>⑭研究への企業・団体等の関与</p> <p><input type="checkbox"/>⑮研究に伴う補償(補償の有無、補償がある場合は補償内容)</p> <p><input type="checkbox"/>⑯知的財産権の帰属(研究から知的財産権が生じうること、権利の帰属先)</p> <p><input type="checkbox"/>⑰問い合わせ先・苦情等の連絡先</p> <p><input type="checkbox"/>⑱【被験者からインフォームド・コンセントを得ることが困難な場合(15=②の場合)】 研究の重要性、被験者の参加が研究実施に当たり必要不可欠な理由</p> <p><input type="checkbox"/>⑲その他( )</p>

17 インフォームド・コンセントを得ないで研究を行う(14=③)の場合  注：被験者又は代諾者からインフォームド・コンセントを得る場合(14=①又は②)は、本欄への記載は不要。	(1) 研究対象	<input type="checkbox"/> ①個人を特定できないデータ又はヒト由来の材料のみを用いる。 (→(3)以下へ) <input type="checkbox"/> ②個人を特定できるデータ又はヒト由来の材料を用いる。 (→(2)以下へ)
	(2) (1)=②の場合、使用する材料及びデータの種類の種類	<input type="checkbox"/> ①研究開始前に人体から採取された材料(試料)を用いる。 (→17(5)②の措置を講じること) <input type="checkbox"/> ②人体から採取された材料(試料)を用いず、既存のデータのみを用いる。(→17(5)①の措置を講じること) <input type="checkbox"/> ③人体から採取された材料(試料)を用いず、新たに収集したデータを用いる。(→17(5)②の措置を講じること) <input type="checkbox"/> ④その他(具体的に： )
	(3) 研究の性質	<input type="checkbox"/> ①研究が被験者に対する最小限の危険を超える危険を含むか。 <input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない(その理由： ) <input type="checkbox"/> ②インフォームド・コンセントを免除することが被験者の不利益となるか。 <input type="checkbox"/> 不利益となる <input type="checkbox"/> 不利益とならない(その理由： ) <input type="checkbox"/> ③インフォームド・コンセントを免除しなければ、實際上、本研究を実施できず、又は本研究の価値を著しく損ねるか。 <input type="checkbox"/> 実施できる／研究の価値が損なわれない <input type="checkbox"/> 実施できない／研究の価値が損なわれる (その理由： ) <input type="checkbox"/> ④研究が社会的に重要性の高いものであると認められるか。 <input type="checkbox"/> 認められる(その理由： ) <input type="checkbox"/> 認められない
	(4) インフォームド・コンセントに代わる措置	<input type="checkbox"/> ①あり(→(5)へ) <input type="checkbox"/> ②なし
	(5) (4)=①の場合、インフォームド・コンセントに代わる措置の内容	<input type="checkbox"/> ①研究対象者が含まれる集団に対し、資料の収集・利用の内容を、その方法も含めて広報する。 <input type="checkbox"/> ②研究の実施についての情報を公開し、研究対象者となるものが研究対象者となることを拒否できるようにする。 <input type="checkbox"/> ③できるだけ早い時期に、被験者に事後的説明(集団に対するものも可)を与える。 <input type="checkbox"/> ④長期間にわたって継続的に資料が収集又は利用される場合には、社会に、その実情を、資料の収集又は利用の方法も含めて広報し、社会へ周知される努力を払う。 <input type="checkbox"/> ⑤その他(具体的に： )
18 本研究の資金源		<input type="checkbox"/> ①学内予算による研究経費(具体的に ) <input type="checkbox"/> ②外部資金による研究費(具体的に： ) <input type="checkbox"/> ③共同研究経費・受託研究経費 <input type="checkbox"/> ④研究実施のために費用はかからない
19 本研究と企業・団体との関わり		<input type="checkbox"/> ①本研究に企業等は関与しない。 <input type="checkbox"/> ②共同研究として実施。(相手先： ) (注：ヒトを対象とした研究に関する事項を含む共同研究契約の手続きを別途行い、共同研究契約書の写しを添付すること。) <input type="checkbox"/> ③受託研究として実施。(相手先： ) (注：ヒトを対象とした研究に関する事項を含む受託研究契約の手続きを別途行い、受託研究契約書の写しを添付すること。 )

	<input type="checkbox"/> ④本研究に参与する企業等はあるが、共同研究・受託研究として実施しない。(相手先： 参与の具体的内容： ) (注：企業等へ研究成果などを提供する場合、個人情報保護・知的財産保護のため、共同研究・受託研究への移行が必要となる。また、研究の性質によっては、補償等の関係から共同研究・受託研究への移行が必要となる。)
20 研究に伴い被験者に健康被害等の有害事象が生じた場合の補償	<input type="checkbox"/> ①有害事象は生じ得ないため、特別な補償はない。 <input type="checkbox"/> ②医療費等について、研究実施責任者が補償する。 <input type="checkbox"/> ③医療費等について、本研究に参与する企業・団体等が補償する。 (注：この場合、契約書により企業との間で合意を得ることが必要。) <input type="checkbox"/> ④民間の損害保険により補償する。 (損害保険会社名： ) (注：この場合、本研究について損害保険に加入していることが必要。) <input type="checkbox"/> ④その他(具体的に： )
21 研究実施に当たっての確認事項 (該当するものすべてにチェック)	<b>【共通事項】</b> <input type="checkbox"/> ①研究実施責任者に、研究を適正に実行するために必要な専門的知識及び経験が十分にあること。 <input type="checkbox"/> ②研究者等は、研究を実施するに当たっては、一般的に受け入れられた科学的原則に従い、科学的文献その他科学に関連する情報源及び十分な実験に基づいていること。 <input type="checkbox"/> ③研究実施責任者は、研究を実施するに当たり、被験者の個人情報の保護のために必要な措置を講じていること。 <input type="checkbox"/> ④研究者等は、研究の結果を公表する場合には、被験者を特定できないように行うこと。 <input type="checkbox"/> ⑤研究実施責任者は、研究により期待される利益よりも起こりうる危険が高いと判断される場合又は研究により十分な成果が得られた場合には、本研究を中止し、又は終了すること。 <input type="checkbox"/> ⑥研究実施責任者は、研究を中止し、又は終了した場合には、その旨を研究機関の長へ報告すること。 <input type="checkbox"/> ⑦研究実施責任者は、研究機関の長が重篤な有害事象その他の研究の適正性及び信頼性を確保するための調査を行う場合には、これに必要な情報を報告すること。 <b>【他の研究機関と共同で研究を実施する場合】</b> <input type="checkbox"/> ⑧研究実施責任者は、当該他の研究機関の研究実施責任者に対し、研究に起因する重篤な有害事象を報告すること。 <b>【健康に影響を与えるような行為を伴うヒトを対象とする研究の場合】</b> <input type="checkbox"/> ⑨本研究について、臨床経験が十分にある医師より適切な助言を得ていること。(医師名： ) <b>【環境に影響を及ぼすおそれのある研究を実施する場合又は研究の実施に当たり動物を使用する場合】</b> <input type="checkbox"/> ⑩研究者等は、環境への影響や動物の使用に対して十分な配慮をしていること。 <input type="checkbox"/> ⑪その他( )
22 その他記載すべき事項	

様式4

部 局 長 印		所属長 氏名印	印
------------	--	------------	---

※ 本様式は、既に承認されている研究計画の軽微な変更・追加の申請についてのみ使用することができます。研究計画に大幅な変更・追加等がある場合は、新たな研究計画として申請を行って下さい。

ヒトを対象とした実験等計画変更・追加申請書

平成 年 月 日提出

日本体育大学長 殿

研究実施責任者

所属：

職名：

氏名： \_\_\_\_\_ 印

下記の研究について、研究計画の変更・追加を申請します。

1 研究計画名	
2 承認番号	
3 承認日	平成 年 月 日
4 変更・追加の種類	<input type="checkbox"/> ①研究期間の変更 <input type="checkbox"/> ②被験者数の変更 <input type="checkbox"/> ③共同研究機関の変更 <input type="checkbox"/> ④研究実施責任者の変更 <input type="checkbox"/> ⑤研究者・個人情報管理者等の変更 <input type="checkbox"/> ⑥文書の変更(文書名： _____ ) <input type="checkbox"/> ⑦その他( _____ )
5 変更・追加の内容	
6 変更・追加が軽微なものである根拠	

様式5

平成 年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

受付番号 第 号

研究責任者  
殿

日本体育大学長

研究課題名：

あなたの申請された上記の研究課題について審議した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認 承認番号 第 号

2 条件付承認：条件

3 変更の勧告

4 非該当

5 不承認

様式6

部 局 長 印		所属長 氏名印	印
------------------	--	------------	---

ヒトを対象とした実験等に関する実施報告書

平成 年 月 日

学長 殿

実施責任者  
所 属  
職 名  
氏 名 印

1 研究課題(登録番号)	( )
2 研究目的	
3 実施期間	承認日 ~ 年 月 日
4 研究の対象	

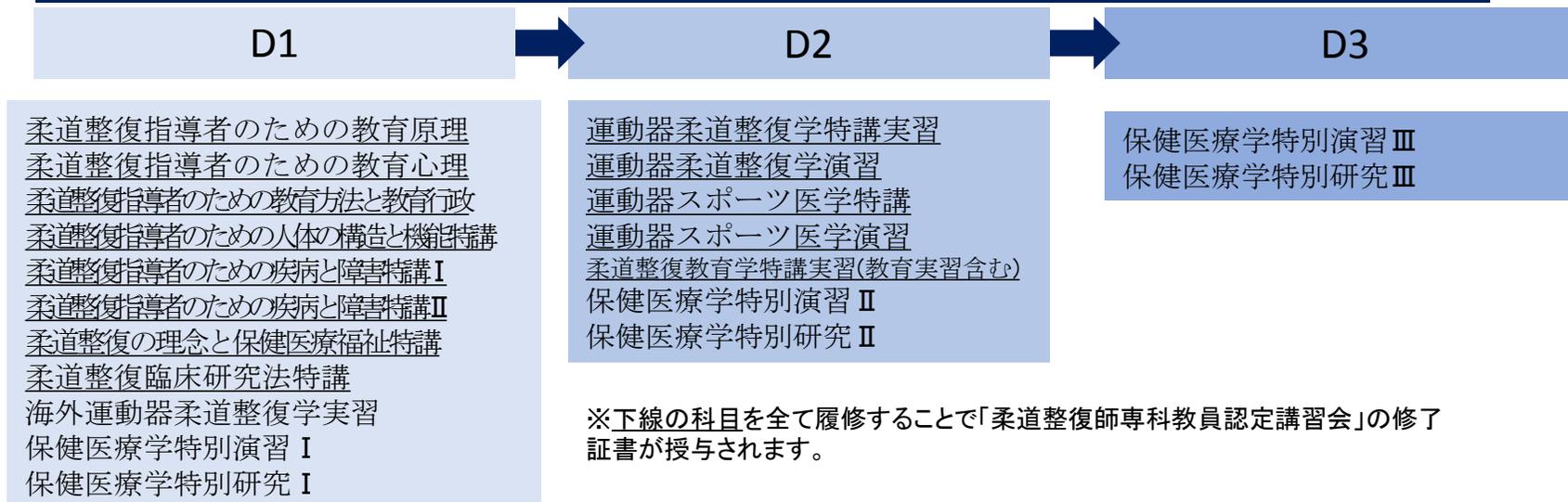
研究における倫理的配慮について

5 対象者等の人権への配慮 について	① 申請書どおり処置された ② 申請内容を変更した
6 5にて、②を選択した場合 の変更内容と理由	
7 対象者等に不利益及び危 険が生じないための配慮 について	① 申請書どおり処置された ② 申請内容を変更した
8 7にて、②を選択した場合 の変更内容と理由	
9 対象者等に理解を求め、 同意を得る方法について	① 申請書どおり処置された ② 申請内容を変更した
10 9にて、②を選択した場 合の変更内容と理由	
11 研究成果	

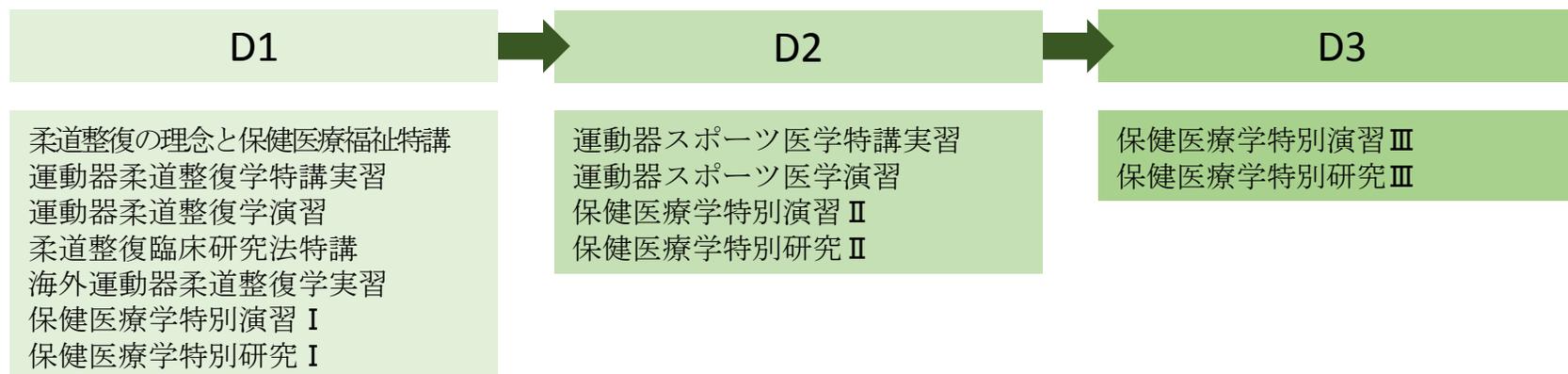
## 運動器柔道整復学専攻 履修モデル

【資料13】

モデル 1: 柔道整復の養成施設で臨床研究を実践し「教員を指導し養成できる教育者」を目指す者



モデル 2: 運動器外傷・障害の施術と予防に関する臨床研究を実施できる柔道整復領域の指導者・教育者



# 【資料14】

○スポーツキュアセンター横浜・健志台接骨院アルバイト規程

平成27年9月28日

学長制定

(目的)

第1条 この規程は、スポーツキュアセンター横浜・健志台接骨院管理規程第4条第7項に基づき、日本体育大学スポーツキュアセンター横浜・健志台接骨院(以下「センター」という。)に置くアルバイトについて定めることを目的とする。

(アルバイト)

第2条 センターに、院長の指示の下、業務又は業務の補助を行う学生アルバイト及び有資格者アルバイト(以下合わせて「アルバイト」という。)を置くことができる。

(アルバイトの種別及び業務)

第3条 アルバイトの種別及び業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 柔道整復師資格取得を志望する学生アルバイト…勉強会及びカンファレンスへの参加並びにスポーツキュアセンター横浜・健志台接骨院管理規程第3条第1項第2号から第6号に定める業務の補助
- (2) 前号以外の学生アルバイト…センターの受付に係る業務
- (3) 有資格者アルバイト…カンファレンスへの参加及びスポーツキュアセンター横浜・健志台接骨院管理規程第3条第1項第2号から第6号に定める業務

(アルバイトの業務時間)

第4条 アルバイトの業務時間は、1日6時間以内、1週30時間以内又は1カ月120時間以内とする。

(アルバイトの採用)

第5条 アルバイトの採用は、院長が定める要件を満たした者のうちから、院長が選考を行い、学長が決定し、文書にて氏名、職務内容、雇入条件等を法人事務局に報告するものとする。

2 院長が定める要件は次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号に定めるアルバイト…本学の学生のうち、院長が指定する講習を受けた者
- (2) 第3条第1項第2号に定めるアルバイト…本学の学生である者
- (3) 有資格者アルバイト…柔道整復師の免許を保有する者

(契約期間)

第6条 アルバイトの契約期間は、1年未満の範囲で、雇入通知書をもってアルバイトに提示する。ただし、更新は妨げない。

(信用失墜行為の禁止)

第7条 アルバイトは、本学の名誉又は信用を傷つけるような行為をしてはならない。アルバイト

でなくなった場合も同様とする。

(秘密を守る義務)

第8条 アルバイトは、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。アルバイトでなくなった場合も同様とする。

(アルバイトの終了)

第9条 院長は、アルバイトが次の各号の一に該当する場合には、これを解雇することができる。

- (1) 精神又は身体に障害を生じ、もしくは虚弱、疾病のため業務に耐えられないと認められたとき
- (2) 出勤常ならず改善の見込みのないとき
- (3) 業務上の指示命令に従わないとき
- (4) 経歴を偽り、その他不正手段を用いて採用された場合
- (5) 業務の縮小、休廃止等の事情が生じた場合
- (6) 第3条第1項第1号に定めるアルバイトにあつては、勉強会に参加しない場合
- (7) 第3条第1項第1号に定めるアルバイトにあつては、院長が定めた教科目について、不合格となった場合
- (8) 有資格者アルバイトにあつては、カンファレンスに参加しない場合
- (9) その他前各号に準ずるやむを得ない事情が生じた場合

(賃金)

第10条 学生アルバイトに、本学が別に定める学生アルバイト料金(時間給)により算出された報酬を支給する。なお、交通費は原則として支給しない。

2 有資格者アルバイトについては、別に定める。

3 勉強会及びカンファレンスの参加に要する時間は無給とする。

(規程の準用)

第11条 この規程に定めのない事項は、学校法人日本体育大学アルバイト規程による。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年9月28日から施行する。

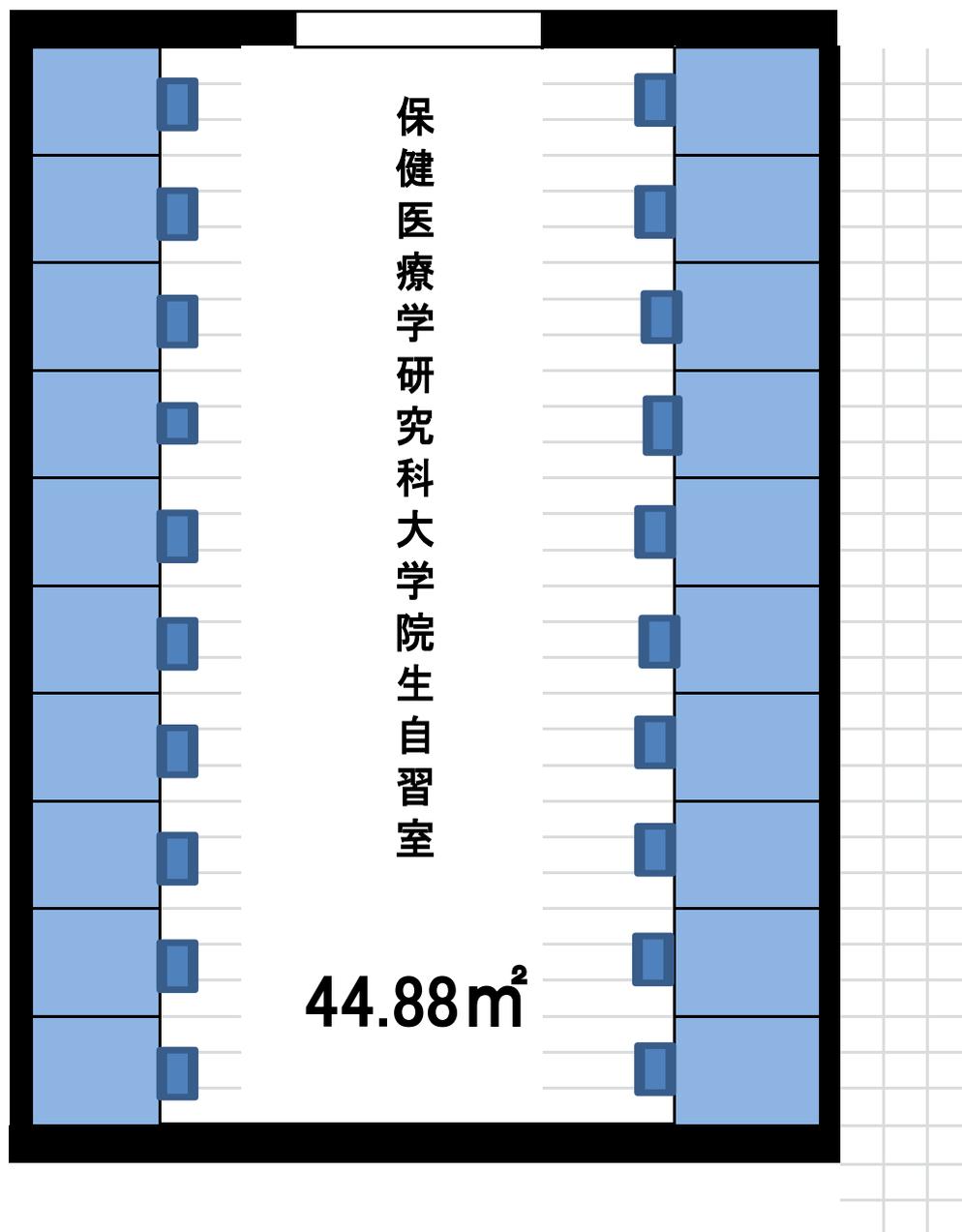
# 【資料15】



※行政との今後の打ち合わせにより変更とする場合があります。

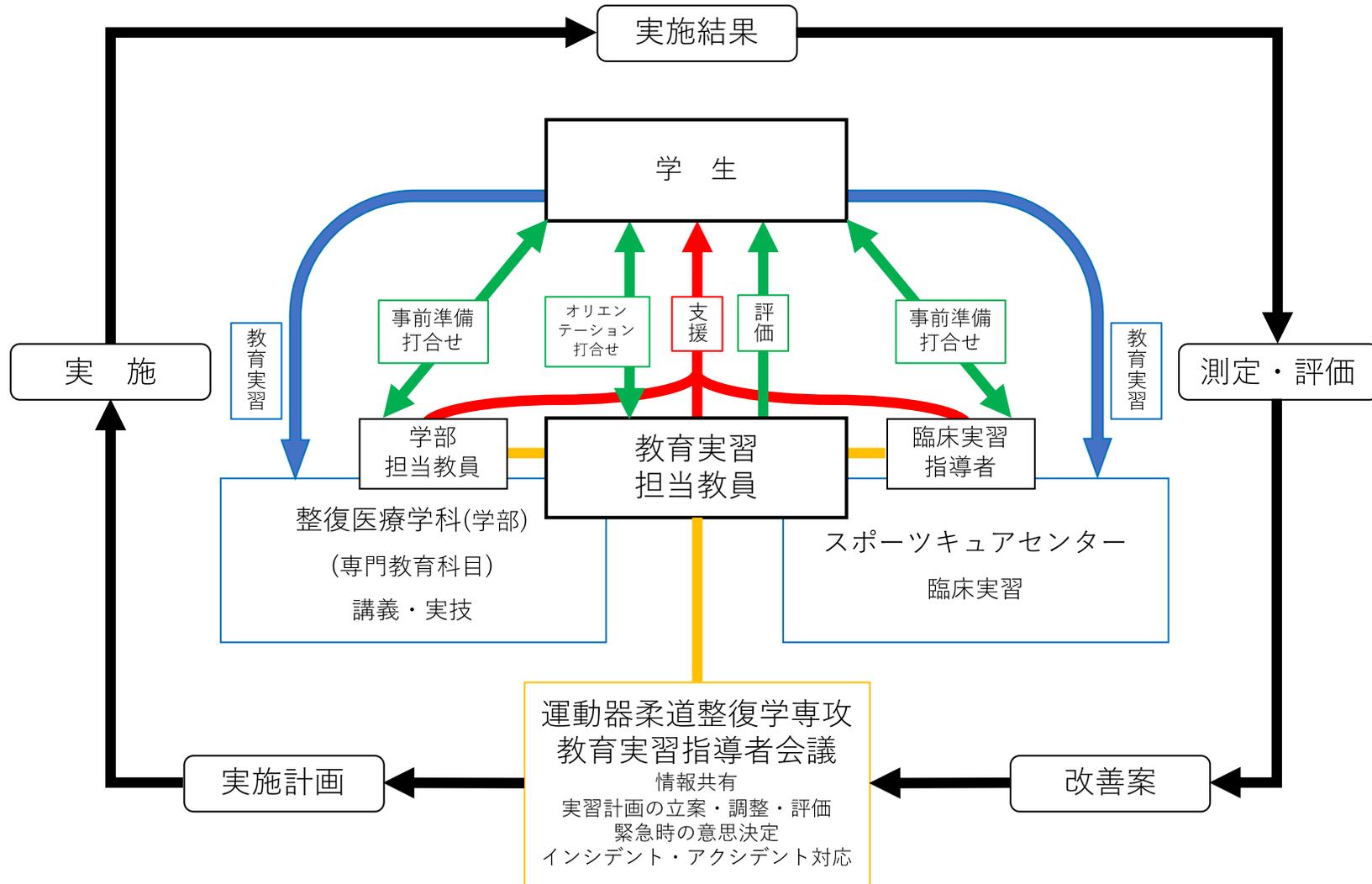
変更年月日	校閲	担当 上山直哉	製図	設計番号 H10000	設計年月日 31.02.08	工事名称 日体大9号館研究室計画	A - 1
	工藤建設株式会社一級建築士事務所				縮尺 1:100	図面名称 計画案A 三階平面図	

9号館(保健医療学部棟)3階自習室(9354室)図面



教育実習対象科目担当者との連携体制

【資料16】



## 交流協定校一覧

## 【資料17】

交換留学協定校 (MOA)

国・地域	校名	特徴
中国	北京体育大学	①中国武術 ②中国語学習を学ぶことができる
	上海体育学院	①卓球専門学部 ②中国語学習過程との並行受講も可能
台湾	国立体育大学(台湾)	スポーツに特化した学科が揃っており、各種競技会でも毎年優秀な成績を修めている
	国立台湾体育運動大学	陸上、野球、ハンドボールなど様々な競技で優秀な成績を収めている
韓国	慶熙大学校(体育学部)	「文化世界の創造」という校是を受け継ぎ、韓国の大学の国際化をリードする名門大学 また、世界各国から留学生を受入れる総合大学でもある
	龍仁大学校	元柔道大学校であり、テコンドーが充実。龍仁大学独自武術の学習もできる
	国立韓国体育大学校	韓国唯一の国立総合体育大学校。エリート選手だけではなく、多くの優秀なスポーツ指導者を輩出しているのも特徴
モンゴル	モンゴル国立体育大学	モンゴル相撲、レスリングが充実。近隣高地トレーニング施設利用もできる
ドイツ	ドイツスポーツ大学ケルン	様々な競技施設があり、サッカー・ハンドボールが充実している
チェコ共和国	国立パラツキー大学(体育科学学部)	武道専攻学生歓迎、アダプテッド・スポーツ教育が充実しているのが特徴 ※短期留学:1～2ヶ月間(春季休暇期間中)
スウェーデン	リンネ大学(社会科学学部)	バディシステムや現地の人と関わることのできるプログラムが充実している ※短期留学:1～2ヶ月間(春季休暇期間中)
ウズベキスタン	ウズベキスタン体育大学	レスリング、ウェイトリフティング、ボクシングが充実
リトアニア	リトアニア体育大学	スポーツ、レジャー、健康科学に特化した特殊な高等教育機関が特徴
イギリス	スタフォードシャー大学	美しい田舎町に位置し、フレンドリーな校風が特徴 ※短期留学:2週間 ※語学研修:3週間(春季休暇期間中)
ブラジル	国立カンピーナス大学(体育学部)	1966年設立。バランスのとれた研究と教育により、ブラジル国内で最も優れた学術機関のひとつ ※短期留学:1～2ヶ月間(春季休暇期間中)

その他の交流合意書(MOU)締結機関

国・地域	校名・団体名	特徴
アメリカ	ハワイ大学マノア校 (キネシオロジー&リハビリテーション科学学科)	※体育学部 AT 研修のみ可
	オレゴン大学 AEI	春季長期休暇期間中 3 週間程度
デンマーク	オレロップ体育学校	パルクールなどの最新競技の施設を備え、世界各国から学生が集まる体育学校 ※短期スポーツ留学: 夏季および春季休暇中の 1 週間～最長 8 ヶ月まで 注) プログラム参加費: 約 11 万(1 ヶ月)別途要
モンゴル	モンゴル文化教育大学	モンゴル国内で唯一日本語教育を重視した大学。日本とモンゴルの架け橋となる人材育成を目指している
インド	マナブラヒナー国際大学	インド政府出資による国立トレーニングセンターがあり、ヨガのプログラムも充実 選手やコーチ、トレーナー等の短期交流あり
	インド政府青年スポーツ省	学術・スポーツ交流
	ラクミシュバイ体育大学	学術・スポーツ交流
韓国	仁川大学校(芸術体育学部)	①スポーツ ②韓国語 ③英語(研修)留学ができる
ネパール連邦民主共和国	国立ネパール体育協会	学生派遣・教員コーチ受派
	カトマンズ大学	スポーツ国際実習提携校
フランス	リール大学	ベルギーと程近いフランス北部の都市に位置し、留学生が約 20%を占めるインターナショナルな雰囲気が特徴
タイ	チュラロンコン大学(教育学部)	スポーツ国際実習提携校
フィリピン	フィリピン大学(ディリマン校)	スポーツ国際実習提携校
パラグアイ	パラグアイパラリンピック委員会 パラグアイスポーツ庁	学術・スポーツ交流

交換留学(短期・長期)交流協定(MOA)締結校は 15 校、短期の文化・スポーツ・語学研修などの交流合意書(MOU)締結団体は現在 14 団体です。

# 【資料18】

教育課程の柱、養成する人材像と3ポリシー及び授業科目との関係

教育課程の柱	運動器外傷学		柔道整復社会医学学		柔道整復教育学
養成する人材像	①運動器外傷・障害の施術と予防に関する臨床研究を実施できる人材	②運動器の抗老化(アンチエイジング)を安全かつ効果的に実施する運動プログラムを立案、指導し、健康寿命の延長に貢献できる人材	③柔道整復の施術所(接骨院・整骨院)の社会的役割を創造し、研究成果を地域に還元できる人材	④開発途上国の医療・スポーツ分野において柔道整復の特徴を活かして活躍できる人材	⑤将来、左記の①～④の人材を養成する指導者・教育者、教員を指導し養成できる教育者を目指す人材
ディプロマポリシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復領域の教育者・研究者として高い倫理観、豊かな人間性と生涯学び続ける姿勢を持っている。</li> <li>・最新の知見・技術の獲得を怠らず、専門性を高めることに努め、科学的根拠に基づいて柔道整復術を実践する姿勢を身につけている。</li> <li>・柔道整復領域の教育者あるいは研究者として高い倫理観に基づき、主体的に問題を解決できる。</li> <li>・優れたコミュニケーション能力や協調性を有し、医療・福祉・スポーツ分野等の関連する職種と連携することができる。</li> </ul>				
授業科目	柔道整復臨床研究法特講		海外運動器柔道整復学実習		<ul style="list-style-type: none"> <li>○柔道整復指導者のための教育原理特講</li> <li>○柔道整復指導者のための教育心理特講</li> <li>○柔道整復指導者のための教育方法と教育行政特講</li> <li>○柔道整復指導者のための人体の構造と機能特講</li> <li>○柔道整復指導者のための疾病と障害特講Ⅰ</li> <li>○柔道整復指導者のための疾病と障害特講Ⅱ</li> <li>○整復教育学特講実習(教育実習を含む)</li> </ul>
(○：専科教員養成科目)	運動器柔道整復学演習 運動器柔道整復学特講実習	運動器スポーツ医学特講 運動器スポーツ医学演習	○柔道整復の理念と保健医療福祉特講		
	運動器柔道整復学特別演習Ⅰ～Ⅲ 運動器柔道整復学特別研究Ⅰ～Ⅲ				
カリキュラムポリシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動器外傷の施術と予防に関する臨床研究を遂行するための前提となる最新の医科学的知識と技術の修得及び高度専門職業人として習得すべき知識と基礎医学に立脚した問題解決能力を養成するために必要な専門科目(専門分野)を配置する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発途上国の人々の健康の維持・増進やスポーツ活動における外傷・障害に対する施術や発生予防の指導等により国際社会に貢献するため、開発途上国における医療現場及びスポーツに対する医療サポートの現場での実習科目を選択科目として配置する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療分野の教育者としての豊かな人間性、高い教育力と倫理観の醸成は欠かせないため、柔道整復領域の指導者・教育者の資質を養成する専門科目(専科教員養成科目)を配置する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復の臨床現場で生じる研究課題に対して科学的根拠に基づき検証する研究手法および発表能力を修得し、論文を作成・発表する能力を養成するため、特別指導科目として特別演習及び特別研究を配置する。</li> </ul>				
アドミッションポリシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復の特性を活かして健康寿命の延長に貢献しようという強い意志のある者。</li> <li>・柔道整復を実践する高度専門職業人として必要な高い倫理観と豊かな人間性を備えている者。</li> <li>・生涯学び続ける姿勢を持ち、最新の知見・技術の獲得を怠らない者。</li> <li>・専門性を高めることに努め、科学的根拠に基づいて柔道整復術を実践しようとする者。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来、柔道整復の教育者、研究者、臨床現場の指導者になりたいと強く志望する者。</li> <li>・柔道整復師として基礎的な基礎医学及び臨床医学の知識を備えている者。</li> <li>・柔道整復師として基本的な臨床実技能力を備えている者。</li> </ul>

# 【資料19】

○日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会規程

平成17年12月16日

理事会制定

最近改正 平成30年3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人日本体育大学自己点検・評価等に関する規程第5条に基づき、日本体育大学及び日本体育大学大学院(以下、合わせて「本学」という。)が自己点検・評価を行うため又は認証評価を受けるために設置する日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員会は、本学における教育及び研究等の活動について、自己点検・評価の実施項目、内容、方法及び結果の活用方法の具体策を策定し、自己点検・評価の実施及び推進に当たる。

2 委員会は、認証評価を受けるための資料作成に当たる。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 大学院研究科長
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が推薦する者 若干名

(委員の任期)

第4条 前条第6号の委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。

(委員会の委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は学長、副委員長は副学長又は学部長の中から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くこ

とができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、自己点検・評価及び認証評価に関して、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営等に関しては、学長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、インスティテューショナル・リサーチ アンド エフェクティブネス室において処理する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、学部長会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成17年12月16日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成7年4月1日施行の日本体育大学自己点検・評価委員会規程、日本体育大学大学院自己点検・評価委員会規程及び日本体育大学女子短期大学部自己点検・評価委員会規程は、廃止する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成18年7月21日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、改正の日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成25年12月20日から施行する。

(下位規程の失効)

- 2 この規程の効力発生に伴い、日本体育大学及び日本体育大学大学院並びに日本体育大学女子短期大学部自己点検・評価委員会規程細則は、効力を失う。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

# 【資料20】

## ○FD委員会規程

平成18年3月7日

教授会制定

第1条 委員会規程第2条に基づき、FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、教育理念及び教育目標に基づき、教育活動、教授法及び教員の相互研鑽の支援並びに教育効果などに関して恒常的に検討を行い、教員の資質の向上を図ることを目的とする。

第3条 委員会は、次の事項について審議し、実施する。

- (1) FDに関する企画及び調査に関する事項
- (2) FDに関する報告書等の作成に関する事項
- (3) その他FDに関する活動を促進するための事項

2 委員会は、前項の事項を審議・実施するにあたり、他の本学委員会に委嘱することができるものとする。

第4条 委員会は、次の号に掲げる者をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 副学長
- (2) 各学科、各科 1名
- (3) 事務局長
- (4) 学務部長
- (5) 管理部長
- (6) その他学長が必要と認めた者 若干名

第5条 必要に応じ委員会に、重要事項を審議するため専門委員会を置くことができる。

第6条 委員会の庶務は、管理部企画評価課が処理する。

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経るものとする。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。